

560-42




1200501512025


560

42







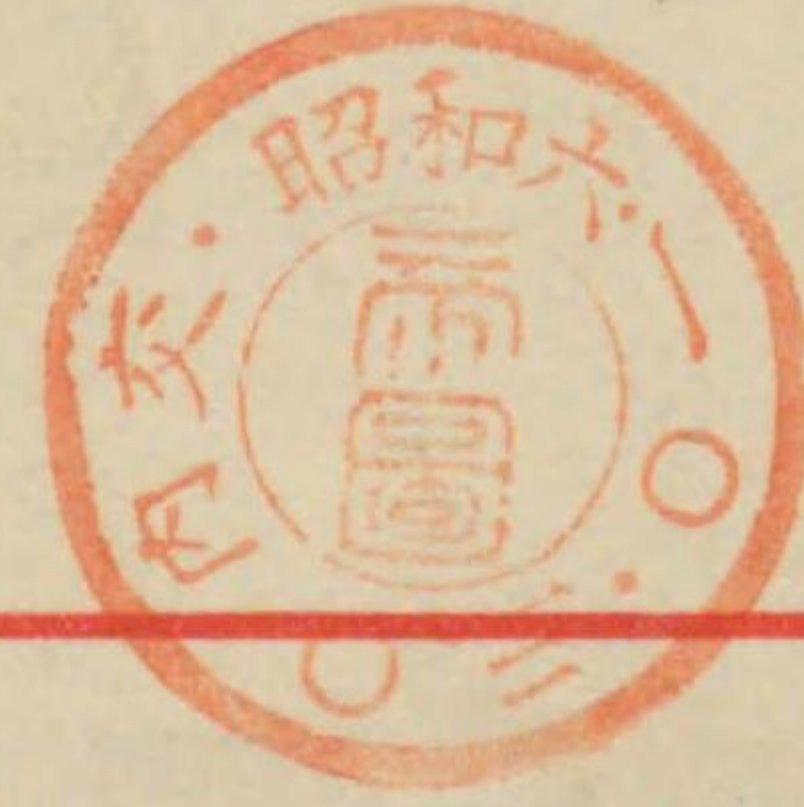
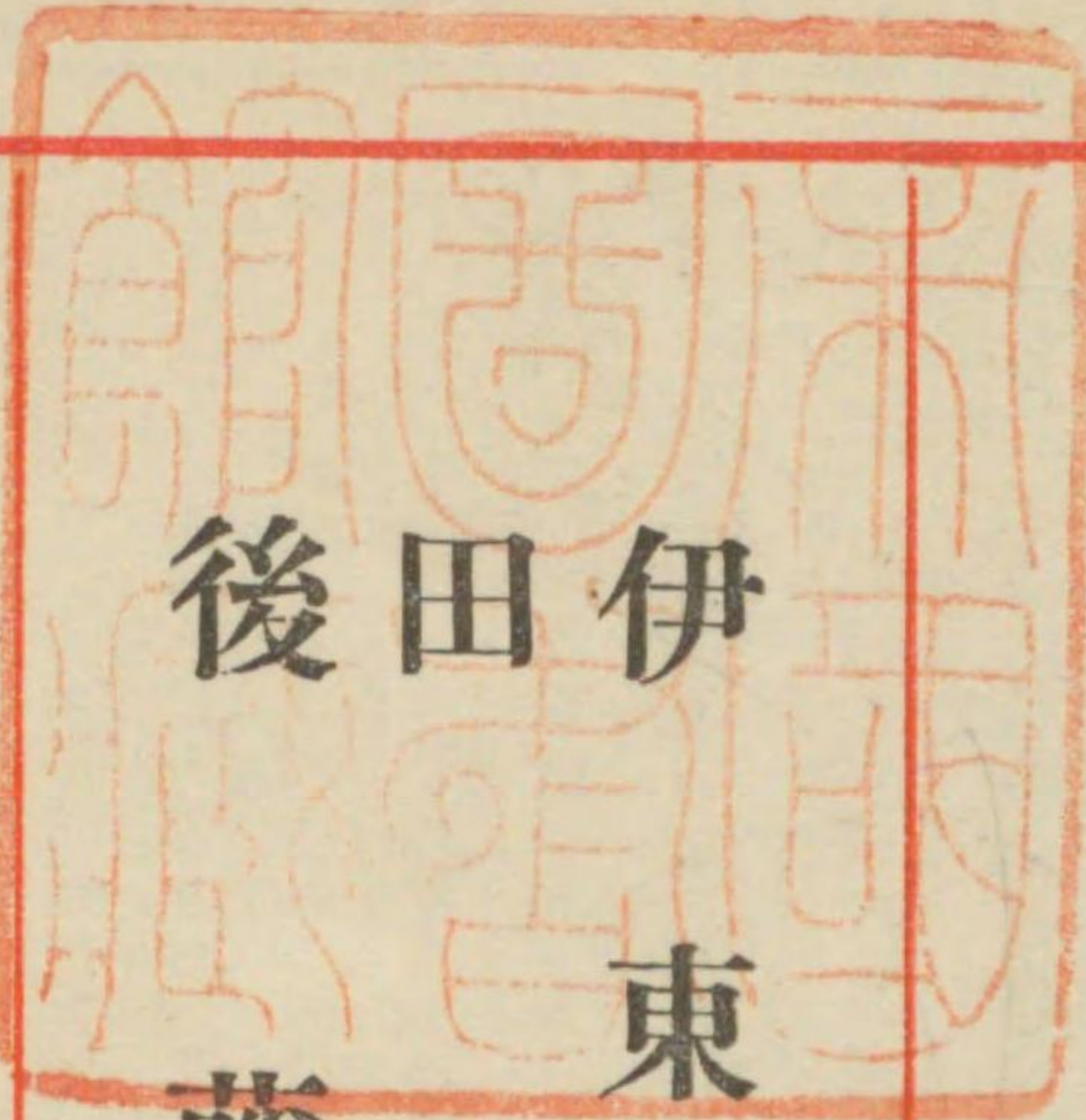




294

伊藤痴遊全集 續第八卷

伊東 已代治  
田健 治郎  
後藤 新平



平凡社



三 人 三 様

此三人を、一冊の中に、編み込んでしまふのは、可成りの無理であつた。何分にも、此全集に、冊数の制限があるから、假令、無理であつても、斯うする外は、なかつたのである。

管に、此三人だけでなく、其他の人に就ても、如何に縮少しても、一人に一冊位は、割當てゝ行くのでなければ、

迎も、充分の記述は、爲し得るものでない。けれども、初めの計畫通り、やつて退ける外なく、此不自由を忍んで、記述を試みるのであるが、それにしても、其人の片影だけは、現はして居るであらう。

後藤と、田は、最近、引つゞいて、世を去つたが、現在では、伊東のみが、生存してゐる。故人になつた者には、例に依つて、敬稱を用ひず、さればとて、現存して居る、伊東のみ、敬稱を、用ひる事は、記述の體裁から見ても亦、他の冊子に、掲げられた人々の、例から見ても、權衡を失する譯になるから、すべて敬稱は、省く事にした。特に斷つて置く。

三人は、ひとしく、藩閥の出身でなく、共に、自己の才幹を以て、あれだけの位置を、築き上げたのであるから、普通の人間として、視る事は出来ぬ。従つて、それ／＼に、特色もあり、後世に傳ふべき、履歴を、有つて居る事は改めて、いふ迄もないが、此小冊子に、それを、盡し得ぬ事を、甚だ遺憾に思ふ。



どうせ、他日を期して、三人を、それ／＼獨立の冊子として、記述すべき事は、今から、考へて居るが、本畫に於ても、大體に於て、その人柄は、判然と、現して置きたい。

殊に、伊東は、これから先、政治的に、尙ほ、記述すべき事を、多く示されるであらう。齡は、七十八であるが、健康は、大概な壯者も、及ばぬ程であり。老齡の人に、よく有り勝な、記憶力の衰へや、元氣の消耗は、殆んど、見る事を得ない程に、達者なのであるから、不時の病ひに、胃されざる限り、前途は、永いに違ひない。

諺に、「憎まれツ子、世に憚る」といふ事がある。此人ほどに、世間から、悪く言はれ、底意地の悪い、頑固親爺として、見られて居るものは多くあるまい。それだけに、那の通り、突張りも、頗る強いのであるから、健康の上にも、その影響は、あるものとして、今後、十年位は、確かに、突張り通す、と思ふ。

多くの人が、氣短かに、早く死ぬから、八十歳と聞いて、驚く者もあらうが、これは、考へやう一つで、大して、驚くには及ばぬ。現に、樞府に居る、石黒忠憲の如きは、既に、八十七歳に及んで、猶ほ鏗鏘たるものがある。又、田中光顯の如き、來年は、九十歳になるが、耳が少し遠くなつたのみで、元氣は、猶ほ旺んなものだ。伊東も、其例を逐うて、必ず、長壽すべき人である、と、堅く信ずる。

後藤と、田は、思つたよりも、脆く倒れた。それ迄の、健康状態からすれば、まだ、十年位は、朝飯前と、思つて居たが、其死は、如何にも慌しく、二人を、よく知る者ほど、餘りの飽氣なさに、驚いた位だ。

伊東は、長崎の生れで、後藤は、奥州の水澤から、出て來た。田は、丹波の柏原であるから、南と、北と、而して中央。三人が、これ程に、都合よく、地理的に、その方面を、代表して生れたのは、實に、奇とすべきである。

三人の、學歴を見る、と、一段の興味が湧く。伊東は、英語を、白人から教へられ、漢學を、神田孝平に、教へられた外、纏まつた學校教育は受けて居らぬ。

之に比べると、後藤は、兎に角、苦學をしながらも、正式に、學校教育を受け、後には、獨逸に留學までして居るのだから、其點に於ては、他の二人よりも、遙かに、恵まれて居た。

田の修學は、全く、それと異り、田舎の漢學塾に師を求め、正式の新教育は、少しも、受けて居ない。英語の如きも、變則で、少しばかり、やつたに過ぎないが、只一つ、不思議な事は、計數の事に明るく、豫算を解し得たのでは専門の人にも劣らず、此一事は、三人の中で、一番に、優れて居た。

少年時代の生活には、田が、一番に、恵まれて居た。後藤の窮迫は、可成りに、ひどかつたらしい。伊東は、貧しいといふ程ではないが、餘り、豊かではなかつた。而し、少年時代に、早く、職を得て、高給を取るやうになつたから他の二者に比べて、割合に早く、生活は樂であつた。

田は、初め、兒島惟謙に知られ、別に、田邊輝實といふ、後援者があつた。最後には、山縣有朋に、深く信用されて、官僚的政治家の間には、相當に、その實力を、認められて居たが、嘗ては、衆議院に、議席をもち、星亨にも、重く見られた。

後藤を、早く發見したのは、安場保和であるが、その指導者としては、阿川光祐が居た。成人して、男一疋になると、石黒忠憲の推薦で、兒玉源太郎に知られ、晩年は、桂太郎に私淑して、政治家の地歩を、占むる事を得た。

之に比べると、伊東の進出は、其途が、只一筋であつた。神田には、學問を仕込まれたが、終始、伊藤博文の直參として、少しの變化なく、過してしまつたのは、實に珍らしい。

公人、若くは、役人としても、三人、それ／＼に、特色を有つて居るのが、面白い。後藤の出發は、醫者から治まつて、役人となり、監獄へも入れば、大臣にもなつた。東京市長を勤めて、その事績には、見るべきもの少なかつたが、在職中に、露西亞から、ヨツフェを呼んで、私的外交を、試みた所に、彼の特色



が、最もよく、現れて居た。

その生涯は、何事か爲さんとして、間斷なく、動いて居たが、その計畫や、陣立の、大きい割合に、大して、榮えた所も示さず、多くは、尻切蜻蛉に、終つて居る。

田は、熊谷縣廳の、雇吏から、三重縣の裁判所へ入り、更に、高知縣の警部長として、やうやく、その材能を現はし、或は、横濱の警部長となり、或は埼玉縣へ左遷されて、更に瀨信省へ移つた。

其間に、黒田清隆、後藤象二郎、星亨等に知られて、その進路は、自然に、開かれて行つた。晩年は、樞府の一員となり、伊東と、席を同じうして、多く、伊東と、行動を共にした。樞府に入る前、或は、大臣となり、臺灣總督にもなつて居る。殊に、文官としての總督は、彼が、最初の人であつた。

伊東の履歴には、それ程の變化がなく、大臣には、只一度、なつた丈けであるが、常に、博文の懷裡に居て、群小大臣を頗の先で動かした。山縣や、井上に、楯を突いて、内閣組織の機會を逸したが、東京日々新聞の社長にもなり何につけても、その手腕の、凄所を見せて居る。

樞府に、人多しと雖、大きい問題に、ぶつ突かれば、樞府の伊東か、伊東の樞府か、その區別さへ、判然しない位に、世間からは、見られて居るのだから、偉とすべきである。

三人の立場は、それ／＼に、違つて居たが、多くは、同じ道を、進んで居たやうに、思はれる。時に、相反撥する事はあつても、此三人が、揃つて居たら、此先にも、面白い芝居を、見せてくれたに、違ひない。此意味からすれば二人の死は、洵に惜むべく、只一人、跡に残された、伊東の姿が、少し、淋しく見える。

著者は、田とは、早くから知り合つて、相當に、親しくして居たが、後藤には、田と同じやうに、早くから知つて居乍ら、田ほどに、親しくなく、東京市會に、議席を有つて居る頃、後藤が、市長になつたので、之を擁護する事に

終始して、それから、親しくなつたのである。

伊東の事は、星を通じて、知つて居たが、差向ひで、話すやうになり、一層よく、知る事を得たのは、最近の事である。勿論、その政治的履歴に就ては、よほど前から、調べて居り、それを、公開の席で、語つた事もあり、筆に托して、その人物を、批判した事もある。

世間でいふ程に、頑固な人でもなく、流石に苦勞人で、よく人の世話もすれば、然諾を重んずる、氣風にも、富んで居る。

要するに、著者としては、此三人を、並べて置いて、批評的に、その爲人を、記述する事は、頗る愉快の、感じが爲る。

けれども、最初に、斷つてある通り、その全傳を、記述するのではなく、大體に於て、三人の人物を、無遠慮に、見に行くのであるから、そのつもりで、讀んで貰ひたい。







外字新聞に入る……………二二四

兵庫縣廳……………一三八

靜間謙助……………一四五

出世の初……………一五二

琉球問題……………一六四

才學と精力……………一七四

保安條例……………一八九

大津事件……………一九六

芝罘談判……………二〇四

篇を結びて……………二七七

田健治郎……………二七九

彼と著者……………二八七

少年時代……………二九九

百姓一揆……………三二三

退去騒動……………三三〇

神風樓移轉問題……………三五〇

金玉均の遠流……………三六七

震災と保険金……………四一〇

補遺……………四三七

後藤新平……………四三七

その生立……………四六七

岐阜の兇變……………四七八

相馬騒動……………四八八

臺灣の民政……………五八



満鉄總裁	五〇
東京市長の頃	五五
その死	五九

伊東巳代治



# 樞府と政府

倫敦條約で、世間が騒いで居る時、樞密院と、政府が、今にも、衝突するかの如く、頻りに傳へられ、同時に、精査委員長、伯爵伊東巳代治の、態度に就て、様々の事が、傳へられて来た。

噂の出所は、何處であるか、更に判らぬが、揣摩臆測、随分、出鱈目らしい事が、さかんに傳へられて、その度毎に、伊東の名が、必ず出て来る。

良くもいわれるが、又、悪くもいはれ、どちらを、信じてよいか、伊東を、よく知らぬ者には、さつぱり判らず、少しも見當が、つかなくつた。

新聞の調子からいへば、すべてが、伊東に不利であり、如何にも、悪い人の如く、筆誅的に、書き立てられた。而も、その多くは、出鱈目の記事であつて、その出鱈目を、事實の如く見て、評論し去るのであるから、伊東に、不利な事は、いふ迄もない。

元來、伊東は、新聞記者を嫌つて、面會する事を、容易に許さない。恐らく、今の新聞記者中で、伊東と、差向ひになつて、其説を聞いたたり、駁論を試みたり、した者は、殆んど、絶無といつて、よからう。

従つて、伊東の談話として、新聞の上に、現はれて来る、記事は、又聞の又聞で、幾人かの、口を借り、耳を通し

伊東巳代治



て、現れて来るものであるから、其間には、自然、間違ひも起り、開誤りも、生ずるのが、當然である。倫敦條約が、精査委員会を、無事に通つた時、伊東伯の逆轉、といふ、記事が出て、各新聞は、筆を揃へて、伊東を、茶化して居たが、それに就ても、著者は、新聞の調子が、餘りに、輕率であり、その筆致が、如何にも、無責任すぎる事を、深く感じた。

全體、あの問題に對して、伊東が、どんな意見を、有つて居たか。又、どういふ態度で、之に臨まう、として居たか。それを、知つて居た者は、彼自身の外に、恐らく、唯の一人も、無かつたであらう。濱口首相に對して、應酬した態度と、質問が、相當に深刻で、あつた事は、認め得られる。併乍ら、是れだけの事を以て、此條約を、否定すべき考へを、有つて居たとは、思はれない。若し、思ふ者があれば、それは、想像であり、且つ、臆測である。

想像や、臆測は、事實でないから、それを以て、伊東の主張が、條約の否定に在る、と見るのは、餘りの妄斷である。

伊東が、濱口首相に對して、あれ迄に突込んで、質問するのは、當然の事でもあり、政府の提案に對して、あの程度の質問が、若し、悪いとするならば、樞密院の必要は、無い譯になる。

けれども、樞府の存在は、憲法の命ずる所であつて、之を否定し得る譯がなく、唯、徒に、樞府を邪魔物とし、之を廢す可し、と論ずるものはあつても、憲法の明文は、如何とも、爲し得るものではない。

兵力量の減退に依つて、國防の上に、缺陷を生ずる、といふ事は、海軍の當事者も、既に、明言して居るし、素人でも、海軍の事に、精通して居る者は、さう言つて居たのであるから、精査委員の一人たる、伊東が、其點に就て、執拗く質問したのは、當然過ぎる程、當然の事であつた。

若し、今度の條約で、國防に、缺陷がないならば、濱口首相は、伊東が求める、書類を示し、何處迄も、其點を、明瞭に、すべきであつた。然るに、濱口首相は、それを拒んで、明瞭にしよう、と、爲なかつたから、伊東の要求は益々、強くなつたのである。

けれども、結局は、濱口が、首相としての責任を以て、伊東等の憂慮を、杞憂に過ぎずとし、國防の缺陷は、斷じて無し、と、言明しから、茲に於て、伊東も、首相の斷言を、信する外、なかつたのだ。

樞府には、憲法上、重大な權力は、與へられて居るが、内閣を、倒壊するが如き、態度に出る事は、深く慎まなければならぬ。況して、時の總理大臣が、言明する事を、それでも信用し得ぬ、とは、如何に伊東でも、言ひ得る譯のものでない。

そこで、伊東は、最後に、該條約を、丸呑みにする外はなかつた。その態度を見て、逆轉といふたのは、自分等の想像や、期待を、裏切られた、といふ丈けの事で、實際に於ては、逆轉でも、何でもなかつた。樞府が嘗て若槻内閣の、臺灣銀行總裁の、緊急勅令案を、否決した時の事情とは、全くその性質が、ちがつてゐるのだ。あの時は、政府の求めて來た方法は、憲法違反であり、臨時議會を召集して、之に諮るが至當である、といふ主張であつたから、あれ迄に徹底させる事が、出來たのである。

樞府が、いづれの政府にも、辛く當り、七面倒な事ばかり、いふて困る、と、いふものがあれば、それは、繰言である。樞府と政府が、對立して居る所に、何ともいへぬ、妙味があり、政府をして、傍若無人の拂舞を、なさしめぬ事にもなるのだ。

近來、國民の精神が、非常に弛廢して、昔の如き、緊張した氣分が、解消しかけて來たのは、どういふ譯で、あらうか。如何に、不景氣が祟つた、とはいへ、國防の前途なぞを、少しも考へず、只、軍縮と、さへいへば、よい事の如く



考へて、無條件の賛成を、惜まぬやうになつたのは、洵に、嘆かほしき限りである。

かく申しても、著者は、軍擴論者ではない。たゞ、國防はどこ迄も、國防なのであるから、實際に必要な程度迄は、之を認めるの外はない。國防の前途は、どうなつてもよいから、金さへ、捻出し得れば、それで結構、といふのなら、國防を、全廢してしまへば、それに、勝る事は、ない譯だ。

苟も、國防を存する以上、實際に即して、必要であるだけの事は、嫌でも、認めるのが、當然である。世界の列強

が、如何に、平和主義を唱へ、人道の上から、戦争を否認しても、國と國とが、愈々、衝突する場合には、武力が、第一の物であり、その以外に、自國の立場を、有利に導くべき、何物もない事を、考へなければならぬ。

亞米利加が、眞に、世界の平和を、思ふて居るならば、何故、軍備の撤廢を、主張しないのであるか。自國の兵力

より、日本の兵力を、劣つたものに、爲やうとして、あらゆる、努力を拂つたのが、倫敦條約である。

此一事は、想像でも、臆測でもなく、眞の事實であるから、それを、打消す事は出来ぬ。若し夫れ、亞米利加が、

その海軍力を、日本と、同じ率に置いて、平然として居るならば、亞米利加の軍縮論にも、一應は、敬意を表してよ

いが、苟も、日本を目標として、自國の海軍力より、その率を、低下せしめよう、として焦る、其心事には、何とし

ても、一點の疑ひを、挟む外はない。

財部全權は、日本を出發する前、犬養木堂に會ふて、日本の、齎すべき案は、少しの掛値もなき、最低率の案であ

る、と、明言して居る。

亞米利加と、對抗上、談判の懸引から、偽りをいふ事は、或は、有り得べき事とも思ふが、出發に先立つて、犬養

を欺く、必要は、有り得ない。従つて、財部全權の言は、それを裏切つたもの、と、視る外なく、該條約に對して、

國防上に、缺陷ありと、見る者があつたのは、決して、不當でない、と思ふ。

然るに、新聞の調子は、亞米利加の機關紙の如く、殆んど、日本人の書いて居る、新聞とは、思へぬ程であつた。

それであるから、キヤツスルから、金を貰つたなどと、言はれるやうにも、なつたのであらう。

今は、後の祭り、何といふても、致し方はないが、ひそかに、考へて見ると、日清、日露の兩役に、豫期した程

の苦痛も見ず、大勝利を得た事が、今日になつて考へると、却つて、禍ひの種となり、民心弛廢の、大原因になつ

て居るのではあるまいか、とも思ふ。

日清の役は、頼まれても、負ける氣遣ひは、なかつたのであるが、日露の役は、天佑と僥倖が、勝利の大原因であ

つた。あの時に、平壤か、京城邊り迄、攻め込まれて、大苦みの結果、辛うじて勝つ、といった調子に、なつて居た

ら、少しは、戦争の恐るべき事も判つて、今のやうに、だらけた氣分は、起らなかつたかも知れぬ。

中岡慎太郎の書いたものに、

『長州が、強くなつたのは、京都と、下關の戦ひに、負けたからである。薩州が、強くなつたのは、英吉利に、攻め

込まれて、鹿児島の下を、大半、焼失せしめたのが、原因である。國が、一たびは、敗戦して、憂目を見ると、

人民の心が緊張して、強くなるものだ』

といふ、意味の事があるが、實に、至言と、いふべきである。

一一

倫敦條約で、ゴタ／＼して居る時、『實業之日本』に、伊東を、骨相から見て、批評したものが、出て居た。その批評者は、例の石龍子である丈に、頗る興味がある。その批評は、左の通りである。

(寫眞略す)



一

右の如き相貌の人は、三男に生れて、總領の徳あり、と云ふ、有徳幸福なる方で、従つて、同胞中に於ても、一番の成功者である。又、如何なる境遇に於ても、常に、中心人物として、尊敬せらるる人である。

此の頭顱を、御覽なさい。額は、極めて廣瀾で、横にも廣く、上下にも廣い。瘦せて、骨張つて居り、緻密なる皮膚、感受性の鋭敏な耳、是が正型の、心性筋骨質である。

智力的方面に進出して、成功し、精神的方面に於て、高名を博するタイプであつて、往古から、學者、宗教家として、世界的に、名聲を轟ち得たる人は、皆な、此の形質の、所有者である。此の形質で無ければ、精神生活に満足し、自己の理想乃至は主義に向つて、一生を捧げる、と云ふ事は、出来難い。

二

此の額の形は、英國の、實驗哲學者の開祖であつた「ロード・ベイコン」に、酷似して居る處等は、智力の、如何に豊富であり、創造力の、如何に偉大である事が、察せられる。

加ふるに、顔面の道具は、皆偉大で、明瞭で、然も、均衡を得る事は、識見の廣きと、經綸の大なると、決斷力の強大と、性格の均衡を示し、表情に、威嚴を保ち、愛嬌を、含んで居る處は、躬行の嚴正と、弱者保護の義心と、豊かな人間味とを、表はすものである。是が、伯の正義、廉直、正邪、黑白等の良性と、且は中心人物として、周囲の敬慕を、得る所以であつて、何れにしても、天下の偉才としての素質を面上に、讀破し得る事が容易である。

三

伊東伯の、何れの寫眞を、比較して見ても、青年時代より、抑へ難き大野心を藏し、旺盛なる知識欲によりて、活動の素地を、作成し、中年、花々しき活躍に、天下を席捲して、衆望と名譽を、一身に集め、老境に入るに従つて、高尚に、靈性化したる精神生活に、満足して行くべき人と、云ふべきである。

四

又、諸誠性の發達と、大なる言語性とは、嚴肅の内にも、圓轉滑脱、諷刺洒落と云ふ様な、世才にも長じ、公私紛忙の間、閑日月を見出して行く、と云ふ餘裕もあり、研究と修養とを共に、なし得る人である。

此の顔面を、少しく解剖して行けば、頭顱の横に、廣きは、額葉の膨大で、上下に廣いのは、前頭頂部、及後頭頂部の、發達せる表彰となる。是れ伯が、深遠なる智力と、道徳力と、觀察力と、精力と、意力と、同情心に、強き事となる。

又耳上の額葉の廣きは、理財性の、發達せる人で、計數的でもあり、又、著しき破壊性、權謀的資質も、充滿して居る。

前頂部の發達せるは、仁惠性、尊泉性、靈妙性機關の、大なる表彰で、長者老者、尊者を、奉敬するの念慮の厚く、殊に、皇室尊泉の事に至りては、然も自己を忘れて、忠誠を捧ぐる事になる。

前額下部の發達は、觀察力に富み、事物を判斷するに方りては、精密なる審査をなし、一毫も、決して忽にせず、所謂大膽にして、細心、緻密なる、頭腦の持主である。

五

更に、形貌上より見るに、眉隆起の、目立つて、眼裂大きく、眼光に力ありて、下眼瞼の、豐隆せるは、觀察力の、偉大なる、言語力の發達せる、との表彰となる。

又額骨が、顔面の兩傍に、巍然として對峙せるは、抵抗性、秘密性と、警戒性機關の、強大なる事になるから、伯の劃策と、防禦に、違算なき事は、推して知るべきである。

又、他の寫眞に就て、側面を見るに、腮骨(下顎隅)の發達も、豊かである。此れは、偉大なる破壊力の、表彰であつて、果斷決行、勇敢進取等の、性格を、附與する所である。



鼻梁の中部が、稜々として、豊肉な事は、武人的氣質に富み、正義性、自尊心、強硬性の、積極的に強大なるを、表彰するから、伯は、如何なる窮地に陥りても、所信の斷行には、ピクともされまい。

頸部の豊かにして、口唇の厚きは、後頭部の發達せるを表はし、家庭的感情の、密やかにして、友情の亦厚きを表彰する。故に、一家内部に入りては、常に、家庭の安寧和樂に、心を用ひ、温情味の中に、一家の和平は勿論、子孫も澤山出來て、老來は、孝子順孫に依りて、家庭の歡樂に、終始し得る相貌である。

六

之を要するに、伯は、計り知るべからざる、豊富な、高等智力の支配下に、監督せられて、事物の眞底を、洞察する觀察力を有し、機を見て、神出鬼没、縦横自在に、切り廻す手腕と、見識と、力量とを備へ、加之、不撓不屈の、強硬性と、持続性を、持つて居られるから、其自己の主張は、千鈞の重味を持し、其操守は鐵の如く、事に當れば、猛然邁進、其の終りを見ざれば止まざるの、徹底力を有する、偉才がある。

眉間の狭くして、眉毛に力あるは、正義仁俠心を示すものである。従つて、敵と味方の差別なく、正邪善惡の感じが、甚しく厳正に過ぎて、聊か圭角を生じ、其結果は、窮屈に傾き、偏癖と云はれ、清濁併呑の雅量なしと、批難さるゝ點もあらう。

正義性は、邪惡を排除し、正しきに進む人間獨特の感情であつて、伯の情廉高潔なる性格、人格は、如何なる利權にも、買収にも、顧みる事なく、正善なりと思慮する主義を、徹底せらるゝ事を、示して居る。

七

又、統領となつて、人の頭になるよりも、隠れたる參謀、策戦家が、伯のインデビザブルに近からうと、評する人もあるべし。

併し、鼻も豊か、顎も豊か、耳も豊かに、比例よく組織せられて居るから、創業の才幹にも富み、且つ、守成の力

もありて、九叙の功を、一貫に缺くが如き處れなく、充分なる自信力と、意力と、名譽心とが、主宰官となりて、高遠なる思慮と、正義忠誠を基として、情交に拘束せられず、所信の斷行に、邁進さるゝであらう。

前述の性格より觀ても、形貌上より見ても、花實双全の完全なる人格者なるが故に、國家當面の大問題に對して、之を解決すべき、適任者として、伯を撰ばれたる事は、寔に、當を得たる次第である。(昭和五年九月一日、『實業之日本』より)

三二

樞府の議長は、伊藤博文が、四度、蒸返して居り、山縣が、三度、勤めて居る。其他には、大木喬任が、二度、黒田清隆、西園寺公望、清浦圭吾、濱尾新、穂積陳重を経て、今の倉富勇三郎に、及んで居る。

副議長には、寺島宗則、副島種臣、東久世通禧、芳川顯正、清浦圭吾、濱尾新、一木喜徳郎等が、之に任じ、清浦、濱尾、穂積は、昇格して、議長に、なつて居る。

樞密院官制の、第六條には、斯ういふ事が、書いてある。

樞密院ハ、左ノ事項ニ付、諮詢ヲ待テ、會議ヲ開キ、意見ヲ上奏ス

- 一、皇室典範ニ於テ、其權限ニ屬セシメタル事項
- 二、憲法ノ條項、又ハ憲法ニ附屬スル、法律、勅令ニ關スル事項
- 三、憲法第四條戒嚴令ノ宣告、同八條及第七十條ノ勅令及其他罰則ノ規定ある勅令
- 四、列國交渉ノ條約及約束
- 五、樞密院ノ官制及事務規程ノ改正ニ關スル事項
- 六、前諸項ニ掲タルモノ、外、臨時ニ諮詢セラレタル事項



樞府の権限は、以上の範圍に、局限されて居るが、そのうちで、最も大切な、箇條は、戒嚴令に關する、第十四條と、議會不能の場合に於ける、緊急勅令、即ち、第八條と、七十條の二項である。

▲馬場恒吾氏が、某雜誌に書いた「樞密院の人々」と題する一篇は、すべてが、當つて居るとは、いへないけれど、大體に於て、その觀察は、公平であり、殊に、伊東、平沼、金子の關係に就て、稍、明瞭に、批評してあるから、之を掲げて、參考の資料に爲る。

樞密院の人々

馬場 恒 吾

近年の樞密院は、内閣虐めの外に、何の樂しみも、なきかの如く、行動してゐる。内閣虐めも、時には、一種の餘興たるを失はないが、それが常習になると、樞密院は、内閣に對する、脅威たる、と同時に、國民に對する脅威、として見られる。現に、輿論は、さう見てゐる。それを自覺しないで、樞密院顧問官が、調子に乗り過ぎてゐる、と、すれば、其愚かや及ぶべからず、若し亦、歴代の内閣を、平身低頭さす事に依つて、彼等の優越感が、満足せしめられてゐる、とすれば、其志の小なるに、驚かざるを得ない。何となれば、内閣と、智恵くらべを、するやうな事は、國の大局を考へる、人間のなすべき事では、ないからだ。

誰れが、樞密院を、かうして、形態づくつたか、其志す所の經綸が、餘りに小さくなつたが爲めに、吾々は、それは制度の罪か、人の罪かと考へさせられる。維新の元勳であつた、伊藤博文、山縣有朋、西園寺公望などが、樞密院議長をしてゐる時代には、樞密院は、今ほど抱負が、小さくなかつた。それは、時代の變化にも、依る事であらうが、此等の元勳は、個人々々としては、種々の缺點を、有してゐたに關らず、彼等は、其關心の重點を、國家の利害に置いた。只、内閣を苦しめて、痛快がると云ふ程、奇ちな仕事に、こだはらなかつた。此所に、變化の要點が、發見される。

樞密院は、其創設以來、幾多の變遷を経た。従つて、其精神も、亦變化するものも、已むを得ないであらうが、其創設、當初の使命は、實に堂々たるものであつた。即ちそれは、國會が、まだ開かれざる前に、國會が、依つて以て、立つ所の憲法を、議定する爲めに、創設されたのであつた。樞密院議長は、伊藤博文、書記官長井上毅、書記官伊東已代治、金子堅太郎と云ふ如き、顔振れであつた。

憲法を議定する、樞密院會議は、明治天皇の御前で開かれた。憲法の解釋に關して、今でも一つの、オーソリテートと、なつてゐる所の「憲法義解」は、樞密院議長伊藤伯著と、なつてゐるが、實は大部分、井上毅が、書いたものだ。其伊藤も、井上も、死んで、其墓に、吾が生へてゐる。だけれど、其當時の、書記官であつた、伊東已代治と、金子堅太郎が、今尚ほ生き残つて、樞密院に頑張る。何か問題が、起る毎に、そも／＼憲法制定の、當時に於ては、其所、長講一席を、缺かさなない。彼等が、口癖のやうに云ふのは、樞密顧問は、憲法の屏翰だ、と云ふ事である。屏の如く番をする、意味であらう。新聞では、之を通俗化して、憲法の番人と書く。當時は、徴々たる書記官も、今日は樞密院の、巨頭になつた。尤も、間に四十二年の歲月を、はさんでゐるから、偉くなるのも、不思議ではない。

樞密院も、初めの十年間は、先づ、其本來の使命を、大過なく勤めた。だが、明治三十一年に、内閣を組織した所の、山縣有朋は、此樞密院の内容に、多少の變化を加へた。山縣は、當時、自由黨を率ゆる、星亨と妥協して、議會の方は、どうかかうか、切り抜ける事が出来た。然るに、流石に、或程度迄、時勢の流れを見るに、敏感な彼れは、日本も、將來は、政黨に、支配される時が来る、政黨嫌ひの彼れも、それだけは、諦めなければならぬ、と考へた。然らば、如何にして、國家の重きに任ずる、官僚の勢力を維持すべきか、其方法として、此所でも、彼れは、星亨と、交換條件を協定した。それは、一方には、議員の歳費を、八百圓から二千圓に、増してやる。其代りに、政黨員に獵官運動を、させない爲めに、文官任用令を定める。それで、官僚の勢力が、猥りに外部から、侵さ



れないやうになつたものの、山縣は、それでも、尙満足せず、其文官任用令が、容易に改廢せられぬやうにする、方法を取つた。即ち彼れは、陛下に奏請して、樞密院に關する、御沙汰書を戴いたのである。それは樞密院の、權限を擴大する、内容を有つた。今迄は、樞密院に、諮詢を必要としなかつた所の、數個の項目が、其後は、樞密院に、諮詢されねばならぬ事になつた。此御沙汰書は、世間に公表は、されなかつたけれども、政府部内では、汎べて知られてゐる。親任官設置、文官任用及分限、各省官制、諸學校令の改正に關する事は、新たに樞密院の、諮詢を要する事になつた。かうして、山縣は、樞密院を以て、藩閥官僚の、最後の牙城たらしめる、目的を以て進んだ。同時に、彼れに、伊東已代治を、樞密院顧問官に推薦して、樞密院に、山縣系の勢力を、張つたのである。山縣自身は、戦争のある時とか、大臣になつてゐる時の外に、大抵顧問官として、或は議長として、樞密院に居た。所で、山縣も、後には寧ろ、伊東に、手を焼いた、氣持になつた。何分、伊東は一筋縄で、制御出来る男でない。殊に、彼れは、金子堅太郎の外に、今は死んだ、菊池大麓、末松謙澄など、一團となつて、盛んに憲法論と、外交通を振り廻はす、他の樞密院顧問官は、議論に於て、同志に於て、伊東と、太刀打ちの出来るものがなかつた。明治末期と、大正初期の内閣が、それに苦しめられるのみならず、樞密院議長であつた、山縣自身さへ、これではならぬと、考へるに到つた。そして、彼れは、伊東と、太刀打ち出来る、政治家を、樞密院に入れて、それに依つて、伊東の勢力を抑へんとした。即ち具體的に云へば、山縣は、大隈内閣の、内務大臣であつて一木喜徳郎が、其人であると思込んで、一木を、樞密院顧問官(後の前議長)にしたのである。其結果として、伊東は、一時全く、屏息して了つた、状態であつた。元より、それは一木許りの力ではなく、背後に、山縣が議長として、一木を後援したからであらうが、一木の學問と、物の見方が、正しき事は、樞密院を指導するに、充分であつた。

所で、大正十一年に、山縣が死んで、清浦奎吾が、議長になつた。大正十三年に、清浦が出で、内閣を組織した時、後任には、平田東助が、なりたかつたのだ、と察せられた。清浦が、内閣を組織する事は、後に護憲運動を

喚起するほど、不人気なものであつた。それ故に、清浦は、大命を拜辭する積りで、參内した所を、内大臣の、平田に擲かまつて、内閣を組織する方がいと、口説かれたのである。それで、大命を拜辭する、決心を有耶無耶にして、華族會館に、歸つて來た。そして、不人気な清浦内閣を、組織したのである。所で、平田が、何故、清浦に内閣組織を、すゝめたかと云へば、清浦を總理大臣にし、自分が、樞密院議長に、なる積りである、と云ふ、觀察が行はれた。清浦、平田、共に山縣の子分であり、殊に、平田は、山縣の智慧囊であつた。それは、故人の原敬も、筆者に、語つた事がある。山縣のする事で、善悪共に、平田の献策に、依らないものは、ないだらうと。樞密院の權限擴張から、それを官僚の、牙城にする迄、皆、平田の智慧だ、と傳へられる。だから、平田が、山縣の後繼者として、樞密院議長に、なる事は、平田としては、當然の成行きとしか、考へられなかつたであらう。だが、平田に、野心がある事が、當時の新聞に、素破抜かれた爲めに、後には、平田も遠慮して、批難のない濱尾新が、樞密院議長になつた。

清浦内閣は、半年の壽命で、護憲三派の爲めに倒された。後は、加藤高明の、三派聯立内閣であつた。然るに、此内閣の時に、濱尾議長が、自分の邸の中で、煙の下、焚き火の中に落ちて、不慮の死を遂げた。其後任に、矢張樞密院議長としては、大物の政治家を、持つてきたい。それには、山本權兵衛が、清浦奎吾がよい、と云ふ連中があつた。薩摩の連中は、盛んに山本權兵衛の運動をした。今日、樞密院で、虐められてゐる、財部海軍大臣は、其當時も、海軍大臣であつたが、彼れは、山本權兵衛は、蓋し承諾はしないであらうが、一度は、樞密院議長を、すすめて見る方がよい、と云ふ意見を述べた。

總理大臣の、加藤高明は、樞密院が、政治的に活動するのは、立憲政治の統制を紊る。だから、大物の政治家を、樞密院長にすることは、百害あつて一利なし、政治的貫祿に、乏しき所の、純眞な學者肌の人がよい、と云ふ意見を固持した。それで、元老の西園寺公とも相談して、當時、副議長であつた所の、學者の穂積陳重を、議長に推した。



穂積は、自分は、政治上の経験がないから、副議長には、政治家が欲しい、それには、岡野敬次郎博士を得度いと申し出た。岡野は、今は故人になつたが、加藤友三郎内閣の司法大臣として、副総理格に見られ、山本権兵衛内閣の、文部大臣であつた人である。彼れが、生きてゐる時、私は、屢々彼れに接觸したが、當時の政治家で、彼れほど、政治の動きに對して、正しき視方をする人はない、と思つた。大抵の政治家は、意見を立てると、自分に、都合のいゝやうに、我田引水の議論を、するものであるが、岡野に限つては、凡べての問題と人物に對して、虚心坦率に、依怙最厚なしの、批判を下した。人間は親切であつたが、判断は曲げなかつた。元老の西園寺と、總理の加藤が、總が、よりで岡野を説いて、副議長にした。穂積議長よりは、此副議長の方が、光つて見えた。惜しい事は、副議長になつて、三月を経たない内に、病氣で死んだ。岡野が死ぬると、今の穂府議長である、倉富三郎が、其後任になつた。倉富は、朝鮮の司法部長、寺内内閣の法制局長官をやつて、穂積とは、學者仲間の友人であつた。倉富を、副議長にする事は、穂積の希望に依つて、内閣が決定したのである。

大正十五年に、穂積男も死んだ。其時は、加藤高明も死んで、若槻禮次郎が、憲政會内閣の首相であつた。そして、樞府議長の後任を、誰れにするかと云ふ問題を、解決しなければならなかつた。例に依つて、山本権兵衛、清浦奎吾と云ふ如き、大物を推薦する、運動があつた。憲政會内閣の方針は、樞密院の貫祿を、漸次に低下して、樞密院をして、内閣の脅威たらしめない、と云ふ事にあつた。然るに、此時分から、樞府議長に、純學者的の人物を、持つて来る事にも、又一つの弊害が、ある事が、稍々明かになつた。樞密顧問の中には、伊東金子の如き、古強者がある。議長の貫祿が軽くなると、之らの老論客は、恰も無人の地を、行くかの如く、切りまくる。殊に、伊東を、撃つし得る、一木喜徳郎は、前年から、宮内大臣になつて、最早、樞密院には居らぬ。それ故に、現状の儘を進めば、樞密院は、内閣以上の内閣として、立憲政治の、順調な發達を阻害しないとも、限らぬ。それ故に、茲に、樞府議長の後任を、定めるに當つて、有力にして、公明正大な、政治家を、持つて来る必要がある、と云ふ意見が、

述べられた。若槻は、それを當時、司法大臣であつた、江木翼に相談して、それには、一木宮相を、樞密院に呼び戻して、樞府議長に、据ゑるより外の、方法はない、と決した。そして、若槻は、其案を携へて、元老西園寺の、承諾を求めに、行つたのである。所で、西園寺は、それを承諾しなかつた。西園寺は、宮内大臣に、一木の如き、正しい人物を得た、と云ふので、一安心してゐる所であつた。其一木を宮中から、抜かれる事は、とても承諾出来ない、と云つた。西園寺が、承諾しないが故に、政府は仕方なしに、倉富副議長を議長に、顧問官平沼驥一郎を、副議長に、所謂、鰻登りの人選で、我慢せざるを得なかつた。翌年、若槻内閣は、果して樞密院の爲めに潰された。平沼が、委員長であり、伊東巳代治が、牛耳る所の、樞密院の精査委員が、臺銀救済に關する、緊急勅令案を、否決したとき、樞密院の、他の顧問官も、それに追従し、議長も、亦それを壓へる事が出来ず、遂に内閣辭職、財界動亂に往つた。倉富三郎氏は、蓋し善良な人だ。併し、到底、伊東などの、敵ではなかつた。

伊東の勢力は、其精力と、努力の結晶とも、見られる。彼れは、法制と外交に關する、精密な智識と、調査を所とする。そして、彼れが組立てる、議論には、相當な條理がある。これだけでも、大抵の人は敵はぬが、彼れは、其上に、樞密院の、院議を纏めるには、勞を厭はぬ、と云ふ風がある。彼れが、何かの問題で、意見を決めると、他の顧問官の處へ、自分で、電話をかけて、これ／＼の問題に關して、自分に、お話し致し度い事があるから、一寸序の節、拙宅へ御立寄りを、願ひ度い、と云ふ。大抵の顧問官は、それを拒絶し切れない。さうして、伊東の處に行く、伊東に説得されて、伊東の説を、持ち廻る役を、買つて出る。堂々たる顧問官で、事實は、伊東の使ひ走りをするものさへ、なきにあらず。省みて、さうでない、と云ひ得る、顧問官は、出色の人物である。

今回の、海軍條約問題では、初めは、伊東は、乗り出す意志はないものと、諒解されてゐた。さう／＼何日までも憎まれ役を勉める、必要はない。自分は、今度は、精査委員にもならぬ、と云つて居つた。然るに、或日、平沼副議長と、一時間半も、會談した後、彼れは、精査委員長になつた。それから、直ぐ後に、倉富議長から、政府に



對して、海軍巨頭の、兵力量に關する、奉答文を見せろ、と云ふ、要求が來た。政府は、それを拒絶した。だが、此奉答文の提出を要求する、と云ふ案は、伊東の智恵だ、と諒解されてゐる。樞密顧問は、事實としては、奉答文の内容を知つてゐる。だから、改めて、それを見る、必要もない。只、政府が、それを見せともながるであらう、と察して、故らに、それを見せろ、と要求した。此皮肉な、掛け引きは、伊東の性格を、丸る出しにしてゐる。

伊東と、相許るしてゐる如く見えるのは、副議長平沼騏一郎である。彼れの、出世の初めは、第四次伊藤博文内閣の時からだ。司法大臣金子堅太郎、次官波多野敬直の下に、彼れは、僅かに奏任級の、司法官であつた。所が、司法官増俸問題が起つて、それが司法官の、ストライキ（連袂辭職）迄進展した。後に、貴族院の闘士、桂（第三次）内閣と、寺内々閣の農商務大臣になつた、仲小路廉などが、此ストライキ組の先達であつた。平沼は、其時、反ストライキ側の、一方の旗頭であつた。今から云へば、ストライキ破りの、先頭に立つたのである。ストライキ組が辭職した後に、彼れは、民刑局長になり、第二次西園寺内閣に、松田正久が、司法大臣であつたとき、彼れは、次官になり、其次の、第三次桂内閣の時に、檢事總長になり、大正十二年、山本權兵衛内閣の、司法大臣になつた。

彼れは、政友系の政治家と、見られて居た。其原因の一つは、大隈内閣の時、大浦事件の、取扱ひ方にある。彼れは、其時、檢事總長であつた。政友會内の巨頭、鈴木喜三郎が、司法次官であつた。司法大臣は、尾崎行雄であつた。政友會の村野常右衛門が、大浦内務大臣を、瀆職罪として告發した。大浦は、自分には斷じて、そんな事はない、と云ふので、内閣は、安心してゐた。併し、平沼檢事總長、鈴木司法次官が、チャント取揃へて、持つて來た、證據には、最早、大浦が、動きの取れない、罪狀があつた。こと茲に到つたのは、尾崎司法大臣が、餘りに司法部内に、無勢力であるからだ、と云ふ、批難があつた。併し、勢力があつても、なくつても、かう證據が揃つては、司法大臣の力では、どうする事も出来ない。大浦は失脚して、隱居になる。鈴木司法次官は、それで刑の

目的は、達せられてゐると云ふので、起訴猶豫に、する事に盡力した。平沼と鈴木が、政友系の樞組と、見られる事は、此事件に、政黨的色彩が、濃厚であつたからだ。

平沼は、現在に於ても、民政黨よりは、政友會に同情が、あるやうであるが、其主張は、寧ろ政黨否認に近い。彼れは、目下の日本は、經濟國難に直面してゐる。此國難は、舉國一致の、結束努力を以てしなければ、突破する事が困難だ。然るに、現在の政情を見ると、政友會が、内閣に居れば、民政黨が邪魔をする、民政黨が、内閣に居れば、政友會が邪魔をする。天下を二分して、常に互に争ふ。それでは、國家が發展しない。だから此所に、政局轉換を行つて、舉國一致の政府を、作る必要がある、と云ふのである。それでは、誰れに天下を、取らす積りであるか、それは明かでないが、彼れの云ふ所には、半面の眞理がある。併し、其積りで、現在の濱口内閣を壊はす。後とは明白に、犬養内閣になる。平沼が、内閣倒壞の目的は、其所になくとも、事實は、政友會の爲めに、民政黨内閣を、潰してやる、と云ふ事の外に出でない。

二三年前までは、平沼を、總理大臣候補者として、擔ぐ連中もあつた。併し、政黨政治の基礎が、漸次、鞏固になる如く見える、今日では、其方の運動は、下火になつた。平沼の希望は、宮中の重臣と、なる事だと、世上には傳はつてゐる、だが、元老の西園寺が、健在である間は、此希望は實現しさうにない。平沼が、現在の政黨の、弊害に憤慨するのは一應の眞理なきにしもあらずで、それは、誰れでも同感する。併し、政黨に依る、政治に代るに、或他のよりよき、政治組織を、築き上げる事は、大工が屋根を、いぢる如く、政治機構の上の方に、小細工を施す事に依つて、成功するものではない。それは政黨政治が、據つて以て、立つ所の土臺を動かすこと、即ち無産階級から起る所の、眞剣な政治運動の力に、待たねばならぬ。それでなくして、反動的思想に出發する、政黨否認運動は、よく行つて、ムソリニのファシスト專制に、墮落するのみだ。ファシスト專制は、政黨政治以上に、民衆の自由を窒息せしめる事は、議論のない事である。



伊東巳代治は、平沼と結んでゐる。だが、政治上に於ける、彼れの意圖は、平沼の、それとは異つてゐる。伊東は、元老の、西園寺の死後を、思つてゐる。西園寺が、生きてゐる間は、元老が、内閣更迭の場合の、後継内閣の、首相を推薦する。だが、西園寺が死ぬると、後継内閣の首相を、誰れが推薦するかと云ふ、問題が起る。内大臣、宮内大臣などに、御下問あらせられる場合には、樞密院議長副議長も、其議に参加せしめられるかもしれない。さうなれば、樞密院を、動かす力のある、伊東は、さしづめ、今の西園寺程度の、權威を有つに至る。これが伊東の眞意だと、恰も伊東の腹の底まで、見透した如く、云ふものもある。其眞偽は判らぬが、一般人民としての、吾々は、小姑根性の樞密院に、吾々の政治を掌る、内閣總理大臣を選定されては、それこそ助からない、と観念する。

金子堅太郎が、侃々諤々の雄辯を振つた、と、眞々、新聞に出る。彼れは、樞密院書記官時代から、伊東と、競争してゐた。政治的機略に於て、其時も今も、伊東の弟分であつた。伊東唱へて、金子和する、としか、外観は見えない。日露戦争の時、彼れは、日本の宣傳演説をしに、米國に行つた。ルーズヴェルトの友人であつた。英語演説は、實際上に上手だ。日米親善が、彼れの專賣特許であつた。若し、彼れが、今回の海軍條約に、反對してゐるとせば、日米親善は、どうしたのかと、世間は、一寸、戸惑ひするであらう。

今回の軍縮問題で、伊東の相談相手と、見られてゐるのは、田健次郎である。これは、寺内内閣の遞信大臣、山本震災内閣の、農商務大臣であつた所の、堂々たる政治家である。大隈内閣を、潰した事に於ては、彼れは、殊勳者の一人である。大隈内閣の時の、御大典に際して、政客が、悉く京都に集まつたとき、彼れは、平田東助、後藤新平など、謀つて、大隈内閣を倒壊する、作戦計畫を定めた。本來ならば、支那問題で、攻撃するのであるが、外交問題で争つては、後が面倒である。だから、攻撃の題目は、減債基金を、三千萬から、五千萬に還元せよ、と云ふ主張で、貴族院で戦ふ。それには、元老、山縣の諒解を得て、内閣を、潰す所迄行く、と云ふのであつた。此計畫が成功して、大隈内閣が潰れて、寺内内閣が出来た。此陰謀に参加した、連中は、此戦ひを、還元の役と云つて、得意になつてゐた。田は、官僚政治家家中の、智恵者である。其元氣も、まだ衰へない。だが、今の時代に、かうした政治家が、樞密院で、活動する事は、現代人に採つては、限りなき憂鬱の種である。

樞密院は、以上、述べた如く、伊東、平沼、金子、田と、云ふ如き、政治家の一團である。併し、樞密院全部が、政治家肌の人ではない。富井政章、山川健次郎、櫻井鏡二と、云ふ如き、純粹な學者肌の人もある。富井は硬骨で、伊東から、御立寄りを願ふ、と云つても、立寄らない一人である。久保田讓、江木千之、石井菊次郎は、何れも曾つては、大臣をして居り、學者と云ふよりは、寧ろ政治家であるが、各々、獨立獨行の意見を、有つてゐて、何人にも願はれない。だが、樞密院に、問題になるときは、何時でも、前の政治家の一團が、活躍するのである。

第一次、山本權兵衛内閣が、行政改革を、企てた事がある。軍部大臣が、現役大中將に限る、とあるのを、現役でなくともよい、と云ふ事にし、文官任用令を改正して、法制局長官、警視總監、警保局長などを、特別任用が出来るやうにする。此改革は、最後には成功したのであるが、樞密院は、一時、これに反對せんとする、氣勢を示した。其時、内閣は、若し樞密顧問官にして、政府の政策に、反對するものがあるならば、總理大臣は上奏して、それらの顧問官を、免職にする、と脅かした。それで、樞密院は、此行政改革に、反對しなかつたのである。

内閣總理大臣は、樞密顧問官の進退を、上奏し得る。従つて、政府の政策を阻止する、顧問官を、退職せしめる事が、可能である。それ故に、樞密院が跋扈するのは、好ましくぬ事だ、と云ふが、それを跋扈せしめるのは、内閣の決心が、弱いからである。樞密院が、歴代の内閣を、苦しめて痛快がるのは、局外から見ても、苦々敷き極だ。何時迄も、かうした、政治上の遊戯が、許るさるべきでない。今度の條約問題は、何の方面から見ても、樞密院改革の、絶好の機會を與へる。内閣が、樞密院と、正面衝突をすれば、内閣が強い、樞密院が強いかの、永年の問題が、初めて解決される。さうした、解決のある事は、日本の政治組織を、簡明にする。だから、吾々は、今云つた正面衝突を、何よりも歓迎する。只、吾々の恐れる事は、内閣對樞密院の抗争が、新聞では業々しく、傳へ



られてゐるが、内實は、案外に泰山鳴動して、鼠一匹に終りはせぬか、と云ふ事である。これほど、内閣に、戦争気分を起さして、そして、樞密院が、すらくと、海軍條約に、賛成しようものならば、内閣の方が、肩すかしを喰つた形で、甚だ器量を下げる。さうした、相手の裏を、かくやうな事は、今の樞密院が、好きさうな作戦である。

四

憲法の調査に就ては、伊藤博文が、總裁であり、その委員としては、金子兼太郎、井上毅、伊東巳代治の三人が、總裁を補佐して、千古不磨の大典は、茲に、起草し終つた。

但し、あれだけのものを、起草し終る迄には、却々の苦心があり、各自に分擔して、その受持を定めた。例へば、井上は、皇室典範、及び憲法の正文を引受け、金子は、衆議院議員の選挙法と、貴族院令を受持ち、伊東は、議院法を擔任したのである。

▲小松緑氏が、その経過に就て、概記したものがあから、左に轉載する。氏は、伊藤博文が、朝鮮統監の當時、その左右に在つて、重要な、役廻りに、當つた人であるが、近來、閑散の境遇に入り、文筆に親しんで、種々のものを書いて居られる。

憲法草案の審議

伊藤が、憲法調査の、任務を終へて、歐洲から歸つた、翌年の明治十七年の三月十七日に、宮内省に、制度調査局が設けられて、伊藤は、參議のまゝ、その長官を、仰せ付けられ、憲法の起草に、従事することになつた。この時、伊藤を輔佐したものは、今日健在してゐる伯爵伊東巳代治、子爵金子堅太郎、及び故人となつた、子爵井上毅の三名であつた。

井上は、皇室典範及び憲法を、伊東は、議院法を、金子は、衆議院議員選挙法及び貴族院令を、おの／＼分擔し

て、起草したのであるが、伊藤は、何事でも、己れに責任の懸ることは、人任せにすることなく、必ず親しく目を通して、自分の、腑に落ちるまで、論究せねば止まなかつた。大體の草案が、纏まつた時に、伊藤は、三人に向ひ「既に憲法の草案も、附屬法案も一通り整つた。是から、各條目の審議に、入るのであるが、それに就て、君達に豫め宣告して置くことがある。君達は、吾輩の秘書官といふ、觀念を去り、吾輩も亦、君達の長官といふ、觀念を棄て、四人は、等しく憲法學者として、我國、將來の方針たるべき、大典を審議するもの、と心得、吾輩の説が悪ければ、遠慮なく辯難するがいゝし、また、諸君の説が悪ければ、吾輩も、どし／＼攻撃することに、互に討論攻究した上、完全な成案を、陛下に奉呈したい、と思ふ。諸君も、どうか、その積りで、十分に、職責を盡くして、もらひたい。」と申渡した。

しかし、近頃、金子子爵の、話を聞いてみると、伊藤は、時々、四人平等の憲法學者である。といふ、態度を忘れ、威威高になつた。

「君等の言ふことは、幼稚だ、愚論だ。」

など、怒鳴りつける。すると、きかぬ氣の伊東が、

「あなたのは、議論ではなくて、獨斷の強制では、ありませんか。」

と、皮肉を飛ばしたり、また、眞面目な井上は、手早く書類を、袱紗に包んで

「今日は、天候不穩、議論無用。」

と、獨語しつゝ、颯々と歸つてしまつたこともある。しかし、翌日になると、伊藤は、前日の事を、全く忘れたものゝ如く、更に不興な様子もなく、孜孜として、審議を進めて行くのであつた。

この審議は、機密を、保つ爲めに、始めて、高輪の伊藤邸「今は岩崎彌太郎宅」で開かれた。それでも、不時の



訪客が、うるさいので、伊藤は、別荘を、金澤の夏島に構へて、其處に移り、伊東と、金子は、その近くの、東屋に宿泊し、井上は、別の旅宿に留まり、東屋の一室で、審議會を、開くことにした。ところが、或夜、東屋に窃盜が這入つて、伊東の保管してゐた、機密書類人のカバンを、盗んで往つた。翌朝になつて、伊東は、それを覺つて大に驚き、百方、搜索したところ、そのカバンが、田圃の中に、棄てゝあつた。調べて見ると、幸ひ百圓ばかりの金を取られただけで、書類は、そのまゝ残つてゐた。

それから、二人とも、人里離れた、夏島の、別荘に移つて、伊藤と、同居することになつた。この夏島が、大正十五年に埋立てられて、海軍飛行場になつた。その時、海軍省で、伊藤別荘の舊跡に、伊東已代治の、撰書に成る、石碑を建てた。その碑文の中に、

「夏島は、海心に孤懸し、舟を備ふにあらざれば、渡るべからず。此に居る者、宛も、謫客の如し、島を距る數百武、鳥帽子巖あり、巖は、形を以て名づく。時に盛夏に際し、晨夕、討論の暇、往往遊泳して、巖下に至る。その快、洵に名狀すべからず。顧ふに、夏島は、既に憲法發祥の處となる。しかして、物換り、星移り、今は則ち海軍飛行場となり、鳥帽子巖を併せて、復た片影なし。滄桑の變、一驚を喫するに足る。」とある。

かくて、憲法以下、諸法草案審議に、滿四年を費した上、明治二十一年の五月に、伊藤より、成案を、聖上に奉呈し、聖上は、それを樞密院に、御諮詢になつた。

之より先き、議會政治の實施準備として、明治十七年七月七日に、華族令の發布となり、公、侯、伯、子、男の五等を、功臣に授けられ、當時の參議、伊藤、大木、寺島、黒田、山縣、井上、西郷、山田、松方、川村、大山、佐々木、並に廣澤眞臣の嗣子、金次郎の十三名は、伯爵となり、木戸の嗣子孝正、大久保の嗣子利和は、侯爵となり、三條實美及び、岩倉の嗣子具定は、公爵となつた。

なほ翌明治十八年十二月廿二日に至り、太政官制が、内閣制に改められ、太政大臣、左右大臣、參議、卿は廢官となり、之に代ふるに、總理大臣、各省大臣を以てすることになり、三條は、内大臣に轉じ、伊藤博文は、最初の總理大臣兼宮内大臣に任せられ、井上馨は外務、山縣有朋は内務、大山巖は陸軍、西郷從道は海軍、松方正義は大藏、山田義顯は司法、谷干城は農商務、森有禮は文部、榎本武揚は遞信、各大臣に任せられ、大木喬任は、元老院議長となつた。これ亦來るべき、憲法制定に鑑み、豫め行政組織を整へたのである。

帝國憲法の發布

明治二十一年四月二十日に、總理大臣伊藤博文は、新設の樞密院議長に任せられ、當時、農商務大臣たりし、黒田清隆が、總理大臣に昇任した。伊藤の、樞密院議長に轉任したのは、聖上より、御諮詢になつた、憲法成案の審査に當る爲めであつた。同年五月より、翌年二月に至る、十個月間に亘り毎週一回、又は二回、樞密院會議が開かれた。

伊藤博文が、議長として、會議を整理し、その下に、書記官長井上毅、秘書官伊東已代治、及び金子堅太郎三人が控へ、内閣各大臣、樞密顧問官は、勿論、皇族方も、御出席になつたが、畏れ多くも、明治天皇は、毎回、數時間の長きに亘り、殊に、酷暑と、嚴寒の季節に際しても、始終、臨御遊ばされ、嚴肅なる、鳳姿を以て、親しく議事を、聞食されたことは、天皇が、この千載不磨の、大典の制定に對し、如何に、深厚なる、勲慮を傾け給うたか、と、推測られて、畏き極みである。

憲法、及び附屬諸法典は、逐條審議の上、御裁可を経て、いよいよ明治二十二年二月一日の、紀元節を以て、帝國憲法、皇室典範、議院法、衆議院議員選舉法、及び貴族院令が發布せられた。維新の宏謨遂極は、茲に至つて、大成したのである。

此年四月、伊藤は、帝國憲法、及び皇室典範義解を著して、此等、大典の意義を解釋し、且つ闡明した、その



叙説の多くは、井上毅の筆に成つたものである。憲法學者の、泰斗と呼ばれた、法學博士穂積八束は、その絶筆憲法制定の由來に、左の通り特記してゐる。

「茲に一の、記憶すべき人あり。井上毅氏は、當時、官貴からざれども、夙に廟堂重臣の間に信用せられ、賛畫する所少からず。初は、大久保公に信任せられ、中ごろ、岩倉公を補佐す、公の憲法意見書の類、大抵、井上太政官權大書記官、旨を承けて、筆を執りしものゝ如し。後に、伊藤公の憲法調査を補佐し、功ありしことは顯著なり。憲法の事、小生、教を、此の人に、受けたること多し。明晰の頭腦、該博の學識、莊重典雅の文章、此の憲法編成の時代に於ては、最も其の用を見たるなり。人多く氏を知らず、故に茲に一言を加ふ。」

井上の功績の、没すべからざるものあるは、いふまでもないが、伊藤自身が、如何に、この大典の完成に苦心したかは、後年、彼が親しく、筆者に語つた所に依ると、思ひ半に過ぐるものがある。

「明治四年に、岩倉公と、共に始めて、米國に行つた時に、同國の學者に、憲法の事を聞いて、見ると、「フエデラリスト」といふ、書物を読めば、一番よく、米國憲法の由來がわかる、といふので、その時、一本を求めて、精讀した。從來、英國の植民地であつた、北米十三州が、新に獨立の國家を、建てるに就いて、どういふ政體が、最も適當であるか、といふ問題に對して、ワシントンを助けた、名士のゼームス・マヂソン、アレキサンダー・ハミルトン、ジョン・ジェーの三人が、おのゝ意見を提出したのであるが、それを、一纏めにしたものが、この本である。

大體、それ等の、意見に基いて、米國憲法が、できたのである。米國は、元來が、植民地のことであるから、その中から、君主と、なるべき人を出したくも、さういふ人が無かつたので、止むを得ず、共和政治を、試みることになつたが、古今に於ける、他の共和國に比し、余程、優秀な成績を、擧げることができたのは、主として、以上三名士の、非凡な頭腦より、その國情に適應する、憲法を案出したからである。吾輩は、その裏を行つて、純然たる、君主國に、民本政治が、行はれてゐる、ヨーロッパの事例を、日本に取入れよう、と考へたのである。

即ち君主政態に於て、大政に參與する、權利を、人民に賦與する主義を探らう、としたのである。最後に、ヨーロッパに、渡つた時には、その碩學鴻儒に就て、各國憲法の歴史、沿革、法理、運用、比較等を研究し、日本の憲法には、立憲君主政の學說と、實行とを參照して、日本の國情と、喰ひ合せて、日本の國礎を、破らないやうにしたいと、いふ目的で、今の憲法の、草案を組立てたのである。勿論、吾輩、と同感同説で、この憲法草案を、拵へるに就いて、多大の力を寄與した者は、第一に井上毅、次が伊東巳代治、金子金太郎の三人であつた。

五

明治十七年から二十一年迄、殆んど虚日なく、此等三人と共に、火の出るやうな、大論争を、幾度も、やつたか知れない。尙ほ、獨逸のロイスレルと、いふ人で、各國の政治制度に精通した、立派な博士がゐた。この人の意見を、も聴き、日本文に書いたものを、英文にして、兩方照し合せ、法理的に適合するやうに、研究したのである。」

かういふ、述懐を聞けば、春畝公が、如何に、熱心に、如何に、誠實に、如何に、精根を籠めて、憲法の研究に盡瘁したかど、想ひ遣られるではないか。

憲法、及び附屬の法律を、書上げる迄には、様々の逸話が、残つて居る。

横須賀の夏島に、伊藤の別荘があつた。そこを、調査起草の本據として、互に、討論、研究の結果、案を作り、その文章は、多く、井上毅が擔任し、殆んど、晝夜兼行で、努力したものだ。

▲夏島は、金澤に近く、横須賀に遠いが、却て、横須賀の夏島と、いつた方が、判りがよい。

伊東は、對岸の金澤に、東家といふ宿屋があり、そこから、夏島へ、通つて居たのだが、或日、調査書類を、入れて置いた、鞆を盗まれて、狼狽した事がある。



幸ひにして、泥棒は、金を目的にして、盗んだのであるから、憲法の書類などは、全く必要が無いので、鞆ぐるみ打棄て、あつたから、ホツと、息を吐いて、それから、多く、夏島へ、泊るやうにした。  
若し、此時に、その書類が、出て来なかつたら、それこそ、調査の上に、非常な支障を來し、伊東の責任は、輕からぬ事になつたらうが、泥棒が、これを残して行つた、お蔭を以て、責任を免れたなぞは、頗る珍とすべきだ。  
調査、研究の場合には、各自が、一生懸命であるから、時に、激論を、闘はす事もあり、後になつて考へれば、左迄の事でも、ないのに、肩胛を突張り、口角、泡を飛ばして、論争した事もある。  
が併し、洗石に、總裁に對しては、敬意を拂つて、餘り、争はぬやうに、爲て居たが、それでも、伊東は、どうかする、と、強情を張り通して、總裁の意見に、従はうとしない。果は、總裁も、顔を赤くして、論じ詰める、伊東は、猶更、負けて居らず、遂には、總裁が、疝癪を起して、卓上の書類を、伊東に、投付けた事さへある。  
さういふ場合には、伊東は、投付けられた、書類を、一と纏めにし、自分の風呂敷へ、包み込んで、澄まして歸つて了ふ。

總裁は、種本をなくして、審議に入る事が、不能となり、困り抜いて居るが、まさかに、降参する事もならず、見るに見兼ねて、井上や、金子が、伊東を、なだめに行く、と、  
「先輩であるから、敬意は失はぬが、吾々も、一生懸命であるから、論争する事にもなる、然るに、今日のやうな、亂暴を働かれたのでは、これからの審議も、思ひやられるから、少しは懲々させるのが、よい」といつて、一向に、取合はぬ。  
それを、いろ／＼に言ふて、やうやく納得させた事もあるが、總裁は、伊東の顔を見ると、ニコ／＼笑ひ乍ら、  
「種本を、取上げられては、降参する外はない。此争ひは、俺の方が、負けたのぢや、ハッハ、、、」  
と、いはれて、伊東は、ビヨコリと、頭を下げ、

「イヤ、どうも……」  
跡は、一同が、笑ひに入つて、審議に、かゝるのであつた。  
いづれにしても、外の人には、ひどく遠慮して、總裁を、奉つて居たが、伊東だけは、平氣で、反抗して居たのだから、實に面白い。

夏島は、今日では、海軍飛行場になつてしまつて、昔の姿は、なくなつた。當年の事を偲ぶものとしては、紀念碑が、一つ建てられてあるのみだ。それは、伊東の撰に成り、且つ、その文字も、伊東の書いたものである。左に、その文を掲げる。

金澤之爲地、負山瀕海、波光與嵐影相映、自古稱武相第一之名區、伊藤春畝公愛其勝、構別墅於夏島、將就此而審議憲法典之草案。屋宇無輪奐之美、柱楹不加雕飾、一棟六房、纓凌風雨可。明治二十年三月起工、六月落之也、公乃往焉、陪從者三人、豫與金子堅太郎寓東家、井上毅別居、公日來臨東家、從事調查、豫專管機秘草案。一夕有僮兒、入豫室奪行李而去。翌朝覺之、百方搜索、僮兒唯取錢而棄行李于圃中、草案則幸無恙矣。公乃命二人、移居夏島、孤懸于海心、非僦舟不可渡、居此者宛如謫客。距島數百武、有烏帽子巖、巖以形名焉。時際盛夏、晨夕討論之暇、往往游泳至巖下、其快洵不可名狀也。顧夏島既爲憲法發祥之處、而物換星移、今則爲海軍飛行場、併烏帽子巖無復片影、滄桑之變、足喫一驚也。於是刻文而誌遺跡、以告後人云。

大正十五年十月

正二位勳一等伯爵 伊 東 巳 代 治 撰并書



伊東は、憲法の起草ばかりでなく、皇室典範に就ても、伊藤總裁を援けて、最後迄、よく盡して居た。殊に、皇室制度の審議に關しては、伊藤博文亡き後、殆んど、一身に引受けて、完成に至る迄、努力を續けた、その功績は、實に、偉大なものである。

明治四十年の紀元節には、左の如き 勅語と共に、恩賜の御紋章付金蒔繪文箱、並びに金貳萬五千圓を戴いて居る。

曩ニ皇室典範帝國憲法ノ起草ニ參シテ、眼勉力ヲ致シ、更ニ、帝室制度ノ調査ニ與リ、總裁ヲ補佐シテ、亟ニ其ノ功ヲ成サシメタリ。朕、卿カ克ク、終始アルヲ嘉ス。

又大正十五年十月二十八日には、御召に應じて、午後四時、赤阪御所に伺候し、左の如き 勅語を賜り、且つ金剛石御紋附金製莫入、並びに、金五萬圓を下さるの御沙汰を戴いた。

曩ニ帝室制度調査局ニ、副總裁トシテ、既ニ續テ先朝ニ效ス、茲ニ、朕カ世ニ暨ヒ、帝室制度審議會ニ臨時御歴代史實考查會ニ並ニ之レカ總裁トシテ、精議審覈、以テ其ノ事ヲ終リ、皇室ノ規範、因リテ以テ備リ、大統ノ世次、因リテ以テ明ナリ。朕、深ク卿カ拮据盡瘁、終始渝ラス、克ク其ノ功ヲ全クセルヲ嘉ス

以上は、明治天皇、大正天皇、兩陛下より、賜りたる、勅語の寫しであるが、之を以て見ても、伊東が、我國家の大典を、制定する上に於て、如何に、功勞の大なるものがあつたか、といふ事が、判るであらう、

帝室制度審議會が、帝室に關する、重要な五十七制度を完成して、愈々閉會するに臨み、總裁の伊東は、明治三十二年に、帝室制度調査局總裁となりし以來、三十年間を回顧して、左の如く述べて居る。

帝室制度調査の事たるや、實に國家の根本法たる帝國憲法皇室典範の附屬法令を完備せんとするの事業にして其の緊切重要なることは固より多辯を要せざる所なり。顧みれば、憲法附屬の法令は憲法發布以後着々制定せられて、殆んど完備を得たるが如しと雖も、仍は臣民請願權の事、榮譽大權に關する事、就中皇室と法令命令との關係の如きは、久しく晰然たらざるの状態に在りたり。

更に皇室典範附屬の法令に至りては、夙に整備の必要なることは、皇室典範の明號に徴しても明かなる所なるに拘らず、我國體の萬邦無比なる、範を他に求むるに由なく、而かも我國の古制舊慣は、徒に墨守して昭代に應用し難きものあり、是れ皇室の定制を立つるに當りて、最も慎重周匝の考慮を要したる所以なり。

故を以て典範制定以後、夙に皇族の制度取調の爲委員を設けて、調査を命ぜられたる事ありしも、容易に成案を得るに到らず、加ふるに國運の進展するに伴ひ、皇室に於かせられても又國家に在りても、公事多端にして蒼忙の際端なく歲月を経過したるの憾ありしが、畏くも先帝陛下には、深く此の儀を、御軫念遊ばされ、明治三十二年八月、特に宮中に帝室制度調査局を設置して、皇室に關する諸制度の、調査審議を命ぜられ、故伊藤博文公は、之が總裁を命ぜらるゝや、不肖亦、副總裁を、仰付られたり。先づ皇室典範増補を立案して、以て皇族の國法上の地位を明確にし、又公式令を起草して、皇室法規の形式と効力とを昭定し、續いて、重要な諸皇室令案を、順次審議立案して、闕下に奉呈し、恭しく 聖鑑を仰ぎ奉れり。

此の如くにして、豫定の諸法令は、概ね成案確定し、調査の業、一段落を告げたるを以て、明治四十年二月、紀元節の佳辰を以て、同局の閉鎖を命ぜられたり。翻て惟ふに、帝室制度調査局に於て、審議立案したるものは、實に皇室典範増補を始めとして

皇室令案 三十五件  
法律案 三件



勅令案 四件  
省令案 十件

宮内省達又は宮内省告示を以て發表せらるべき勅定規程案四件

以上合計五十七件の多きに達せり。是等の草案は、先帝陛下に於かせられて、一々御親閱遊ばされ、時に御下問あり、又往々にして修正の御思召をも、御内示あらせられたる程にて、國務御繁劇なるにも拘らず、斯く睿慮を注がせ給ふことの厚かりしは、詢に感激に堪へざる次第なり。

而して御親閱を了せられたるものは、逐次宮内大臣に御下付となり、夫々内閣の合議、皇族會議、樞密院の諮詢等、必要の手續を取運ばしめ給ひて公布せられたり。元來桂内閣時代に於て、進行を見るべき筈なりしも、内閣と議の合はざるものありて停頓したりしが、西園寺内閣に至りて、帝室制度の事業に多大の同情と援助とを寄せられ之が爲に着々として制定公布の手續を進むることを得たり。

西園寺公の厚意に對しては、當時特に書を贈りて深甚の謝意を表したる所なりき。帝室制度調査局の廢止後、宮内省に於ては、同局起草の法案にして未だ制定公布に至らざる諸件の、精査及施行に關して、遺漏なからしめむが爲に、明治四十一年一月を以て、特に皇室令整理委員を設け、故奥田岡野兩博士其の他に命じて、反覆稽査に従事せしめられたり。是に於て皇室令整理委員は、未制定の諸案に對し、慎重の再査を行ひ、適當の修正整理を施して提出を了せり。其の他明治四十三年八月、偶ま韓國併合の廟議一決するや、宮内省に於ても韓國皇室の待遇及同國功臣の處置に付き、適當の制度を定むべき必要を生じたりしが、先帝陛下には特に宮内大臣を解廬に差遣されて、調査立案を命じ給へり。

不肯直に御請申上げたる後、故奥田岡野兩博士に圖り、共に其の事に從ひ、詔書案二件及朝鮮貴族令案を草し、宮相を経て上奏したるに、直に御裁可を賜ひて公布せしめられたり。明治四十五年以來數年の間、大事頻出して上

下未曾有の混雜を來し、その間指を皇室制度に染むる能はざりしは、洵に已むを得ざりし所なり。超えて大正五年十一月、時の宮内大臣波多野敬直子は、帝室制度調査機關の事業、途中に擱坐して、未だ完結を見ざるを遺憾とし奏聞の結果畏くも、今上陛下は、先帝陛下の御偉業を御繼紹遊ばされ、速かにその完結を望ませ給ふ。聖慮に基づき、即ち特に帝室制度審議會を設置して、前きに帝室制度調査局に於て起案上奏したるもの、内、未だ制定の運に到らざるもの、再査を命じ給ひ、又時勢の推移に伴ひ、新に制定を要するもの、審議立案を命ぜらるゝに至れり。而して不肯揃らずも總裁の大任を辱りし、爾來各位の甚大なる御盡瘁に依りて順次審議を進め、遂に豫定の業を終了して今日あるを致せり。顧みて本會の業績如何を考ふるに先づ本會に於て、新に審議起草したものは、

皇室令案 三件  
法律案 一件  
内規案 一件

の五案にして、又帝室制度調査局の成案を再議して、修正整理を施したるものは

皇室令案 九件  
勅令案 三件  
省令案 二件

合計十四件、外に臨時宮内大臣の諮問に對して意見を復答したるもの、皇室典範増補（大正七年十一月二十八日公布）及王世子の嫡男優遇の詔書（大正十年八月）の二件あり。就中本會の建議を容れて、臨時御歴代史實考査委員會を設置せられ、古來最議論多くして、容易に決すること能はざりし重要な問題に付、考査審議を遂げ、一々斷案を得るに至りたることは、本會直接の事業には非ざるも、本會の建議に因りて成立しにるものなれば、又以て本會の榮とする所なり。







臺銀問題の時、一番に、やかましくいつたのは、此人であり、伊東を引出して、ウムと、奮發させたのも、此人であつた。

實をいふと、あの問題を、主として、論じたのは、伊東であるが、あそこ迄、突詰めた問題にしたのは、石黒の力であつた。

其他、當時の政府に、好意を有つ人、或は、閣臣に、因縁のある人迄が、あの緊急勅令には、反對したのであるから、内情をいへば、實に、思ひ半ばに過ぐるものがある。

有松、松室、山川、八代等の人々は、病ひを押して、御前會議に列し、最後迄、反對して居たのだから、樞府の空氣が如何なるものであつたかを、察し得るであらう。従つて、一二顧問官の私情から、あのやうな情勢に、なつたものでないといふ事は、充分に、判る筈である。

伊東は、樞府に入つてから、可成り古い。順序からすれば、とくに、議長たるべき人であるが、それを避けて、一度も、その椅子に就かぬ。

そこに、彼の特長がある。特長とは、何か。曰く、賢明なる、認識を有つ人である、といふ事だ。あの性格は、議長たるべく、餘りに鬭争的であり、圭角が、多過ぎる、其點を、彼自身は、よく知つて居るのである。

又、政界に乗出して、若し、政黨の首領に、成らうとすれば、或は成り得るかも知れない。若し夫れ、彼の經驗、智能、功績、辯舌、而して、その金力を利用したら、必ず、一方の首領に、なる事は何でもないと、思ふ。一時は、各方面から、頻りに、勧められた事もあるが、遂に、乗出さうと、いはなかつた。

著者は、常に、思つて居る。彼の雄辯を以て、議會の演壇に、反對黨を、コキ下させたら、正に天下第一品であらう殊に、その頭腦には、百科辭典の如く、何でも、包蔵されて居るから、臨機應變の、討論にも、適して居るに違ひない。

けれども、彼は、自身の長所を、知ると同時に、短所も、知つて居る。それで、客易に、出て來ないのだ。

政黨の首領としては、我儘が張過ぎる。且つ、餘りに聰明で、事理が判り過ぎる。従つて、他の愚論を、受入れるだけの、餘裕があるまい。

著者は、斯ういふ風に、彼を見て居る。彼も亦、さう思つて居るに、違ひない。その經歷と、順序からすれば、樞府の議長には、當然、成り得る、資格があり、其位の事は、何でもなく、勤まるであらうが、彼の性格は、さうした事に適せず、寧ろ、平の顧問官として、自分の長所に、生きて行くのが、最も、賢明である。

樞府に、事が起れば、必ず、其中心には、彼が居る、政府と、衝突する時にも、必ず、彼が、頭張つて居る。どんな問題でも、彼の手にかゝれば、忽ちに、波瀾を生じて、世間の問題となる。

そこに、彼の實力があり、特色が、現はれて居る。議長の椅子などは、どうでもよいのだ。彼は、彼の特色を、發揮して、何時迄も、樞府の暗礁として、その權威を、示して居れば、よいのである。



# 新聞の噂

一

新聞の噂ほど、頼りないものはない。すべての記事が、間違つて居る、とは、言へ得ないが、どうかすると、甚だしい間違ひを傳へ、而も、其記事は、故意に、書いて居るのではないか、と、思はれる事が、往々にしてある。年を経るに従つて、その傾きが、ひどくなるやうだ。畢竟するに、他社と競争して、一刻を争ひ、早いのを專一に書き立てやう、と、爲るから、どうしても、然ういふ傾向になるのは、止むを得ぬであらうが、誤りを傳へられた人は、可成り、迷惑をする事がある。

殊に、世間から、注意されるやうな、人物に對しては、毀譽褒貶、いづれにしても、慎重の態度で、書いてくれるのが、新聞記者の道德である、と思ふが、我國の新聞には、さうした注意が甚だ薄いやうに、思ふ。

田中光顯が、宮内大臣の時、報知新聞が、數十回に亘つて、攻撃の記事を掲げた。それは、どういふ事か、といふに、

「田中が、宮相の位地を利用して、木曾の槍を、皇室の御用と稱し、岩淵の別荘を、新築するに就て、少なからず盗用した」

と、いふのであつた。

何しろ、宮内大臣が、御所の、材木を泥棒した、と、いふのであるから、其記事を信じて、田中を、國賊の如く、罵る者もあつた。

茲に於て、田中は、職を辭し、新聞社を相手取つて、名譽毀損の訴へを起し、且つ、損害賠償の請求をした。

新聞社は、十幾人の辯護士を頼んで、法廷で争ひ、その記事を掲げて、一層、田中攻撃を、やつたものだ。

結局、岩淵の別荘へ、裁判官が、臨検する事になり、辯護士は、いふ迄もなく、新聞社からも、多數の記者が立會ひ、實地の檢證をして見ると、意外千萬、新聞で、書立てた盗材は、見當らなかつた。只一本、大廣間に使つてある五間餘りの槍が、怪しい、といふ事になつて、段々、調べて見たら、深川の木場から、買入れたもので、代金を支拂つた。書付も、歴然と、保存してあり、一點の疑ひもなく、其他には、新聞に依つて、指摘した如き、材木は一本もなかつた。

そこで、裁判の結果は、新聞の署名人が、體刑處分になり、その記事は、事實無根、と、いふ事に、決定した。

田中は、附帯の私訴を、起して居るから、若し、それが勝訴になれば、新聞社は、社會的に、信用を失ふのみならず、少なからぬ負擔を、課せられる事になる。社長の箕浦勝人は、田中を訪ねて、百方、謝罪したのであるが、その語が氣に容らぬ、といふて、田中は、何としても肯かなかつた。

此儘に、裁判が進行すれば、新聞社として、大變な事に、なるのだから、箕浦は、大隈重信に、事情を訴へて、仲裁を、頼み込んだ。大隈は、あつた調子の人であるから、容易に引受けて、仲裁の勞を執つた。

田中の、主張する所は「自分が、一個人として、その賢愚を、批評される事は、何といはれても、堪へ得るが、苟も、陛下に側近して、宮相の職を勤める者が、宮内省の、材木を泥棒した、と、書かれては、逆も、堪へ得る所でないから、裁判所の、審



理を仰いだのであるが、自分の潔白は、既に、明瞭したが、それにしても、あれだけに、ひどく書かれたのであるから、その毀損された名譽は、何とかして、恢復の途を、執らなければならぬ。

最近、箕浦とかいふ人が来て、若い記者が、時の勢ひで、無分別に、書き流したのであるから、勘辨してくれ、とふのであつたから、俺は、その不誠意を責めて、追歸した譯である。此一事に就ては、右様の次第であるから手を引いて貰ひたい」

と、いふのであつた。

「それは、萬々、尤も千萬で、あるけれど、兎に角、箕浦も、恐縮して居るのは、事實で、あの男は、巧い事の、いへぬ質で、その挨拶は、頗る拙い、とは思ふが、我輩も、あの新聞社とは、古い因縁があつて、頼まれて見れば、斷る事も出来ず、斯うして、やつて来たのぢやから、何とかして、吾輩の顔を立て、貰ひたい」

と、大隈は、頻りに、辭を擧うして、頼み込んだ。

段々、押合ひの末、田中も、大隈に免じて、訴訟は、取下げる事にした。けれども、謝罪状を、新聞へ掲げる事は、一步も、譲らなかつた。

併し、田中がいふ通りにすれば、全國の重立ちたる、新聞へ出すのであるから、その廣告料は、相當の額にも上り且つ、さうなつては、新聞社の信用は、全く零になるから、大隈は、頻りに、懇願して、更に、讓歩して貰つた。

謝罪の廣告は、報知新聞だけにして、而も、一日限り、と、いふのであるが、田中も、大隈に免じて、大讓歩をした。

田中の事件は、斯ういふ譯であつて、報知新聞が、全く出鱈目を、書いて居たのである、と、いふ事は、明白になつたが、世間の人は、その謝罪文を見ず、前の記事を信じて、今でも、田中が、悪い事を、して居たやうに、思つて居るのだから、田中に對しては、實に、氣の毒である。

▲其後、渡邊千秋が、宮相となつて、その地位を利用し、不義の利を、貪つた事が、明白になつて、新聞の、攻撃が起り、それが爲に、渡邊は、危く、検事局の手に、移されやう、としたが、早速、宮相を辭職して、隱居届を出し、僅かに、罪を免れたが、是れは、田中の事件とちがつて、立派に、事實が、あつたのだから、致方がないけれども、田中の場合は、實に氣の毒であつた。

事の序だから、いふて置くが、今の司法大臣、渡邊千冬は、千秋の子である。親父は、あアいふ、悪い事をして其伴が、法相に、なるなぞは、苦々しき事の限りである。

二

大阪の北濱銀行に、頭取をして居た、岩下清周が、新聞に叩かれて、銀行は、取付に遭ひ、岩下は、獄に投ぜられて、大きい騒ぎが起つた。

是は、大隈内閣の時、岩下を、引縛れば、原敬との、金錢關係が、判つて来るものと見て、政友會征伐に、應じた事件があるが、さて、取調べて見れば、原に、銀行の金を、融通して居た、と、いふやうな事は、毫末もなく其儘に、岩下を放す、と、それこそ、問題が面倒になるから、地方の支店長に、大きい使込があるのを捉へて、それへ引付けやう、としたけれど、岩下には、道徳上の責任はあつても、法律上の責任は、無かつたので、結局は、鬼怒川水力株式會社へ、二千五百圓の拂込みを、支配人に命じて、銀行の金で、拂込んで置いたのを、補填せずに居た、といふ、小さい事を押へて、處罰する事にした。

之が爲に、ひどい目に、遭つた者は、銀行の預金者である。あれだけの、大きい銀行が、取付に遭つて、岩下始め數人の行員が、裁判へ、廻されたのだから、銀行は、半潰れの状態に、なつてしまつた。

政黨の争ひが、こんな事に迄、及んで来ては、一般の國民は、實に、迷惑をするであらう。最近には、淡路にも、



それに似て、政争の餘波が、銀行を潰した、事件がある。福島の方にも、有つたやう、に聞いて居る。それであるから、斯ういふ事件は、年月が経たない、と、その真相は、決して、判るものでない。明治三十一年の頃、星亨が、新聞の攻撃を、受けて、非常に、迷惑した事がある。其時も、新聞記事の、出鱈目であつた事は、實に驚くべく、只、星を倒せ、と、いふので、書き捲るのであるから、滅茶苦茶であつた。著者が、斯うした事を、此場合に、長々しく、述べるのは、何の爲であるか、といへば、伊東に對して、様々の悪評があり、多くは、金錢に關係して居るから、それで、新聞記事の、容易に信じ得ざる事を、立證する爲に、實例として述べたのである。

伊東が、農商務大臣を、爲て居た事は、今でも、世人の記憶に、残つて居るで、あらうが、其頃、島田三郎が、社長をして居た、東京毎日新聞が、伊東の攻撃をして、『農商務大臣として、現職に在る者が、蠣殻町の取引所で、米相場をして居るのは、甚だ奇怪千萬である』と、數回に亘つて、此記事を掲げた。

そこで、伊東は、新聞社を、相手取つて、告訴の手續をした。現職の大臣が、新聞社を相手に、訴訟を起す、なぞいふ事は、空前絶後と、いつて可からう。

彼は、然ういふ點になる、と、却々に強い。新聞記者などを、河童の屁とも、思つて居ないから、ミシ／＼やりつける。尤も、自分は、東京日々新聞の、社主であり、時には、筆を執つて、政治論を、書いて居たから、その點からいへば、大臣をして居ても、一個の新聞人であつた。此訴訟は、面白い結果になつた。裁判の進行につれて、伊東が、米相場をした、といふ、事實は、一つも、證據が

擧らず、却つて、新聞社の經濟部長が、記事を利用して、相場を、やつて居た事が、明かとなり、その内情が、法廷で、暴露された。

社長の島田は、小心の人間であるから、吃驚仰天して、その社員に、退社を命じ、新聞へ、廣告を出して、醜態を彌縫したが、裁判は、伊東の勝利となつて、署名人は、有罪の判決を與へられた。

斯ういふ譯であるから、新聞記事で、有名な人物を、貶しつけて、人身攻撃を、爲る場合があつても、容易には、信用し得ない。相當に割引して、軽く、取扱ふべきである。

伊東が、土地や家屋、或は、株券などを、有つて居る、といふと、餘計な世話に、その財産は、どれ程ある、といつて、悪様に、觸れ廻る者がある。

さういふ人の心は、どういふのか、著者には、判らない。彼の財産が、幾らあらう、と、そんな事は、餘計な世話だ。

十五銀行が、門を閉ぢた時、各新聞は、伊東が、三百萬圓の、預金をして居た、それが、ベシヤンコになつて、愉快である、と、いつたやうな、記事が出た。この休業は、臺銀救済問題の餘波であるから、救済を不能にさせた、伊東が、預金を、フイにしたのは、因果應報と見て、喝采したに違ひない。

所が、彼は、十五銀行と、取引をして居なかつたから、一圓も、損失はなかつた。聞いて見れば、餘りの馬鹿々々しさに、呆れ返る。新聞の出鱈目記事も、茲に至つて、噴飯に堪へぬ。

彼の財産に就て、聞く所に依れば、今でこそ、大きい財産には、成つて居るが、實は、長い年月に、段々、買取つて置いた物が、次第に、値が上つて来て、それが爲に、何時か知らず、大した額に、成つたのである、と、いふ事である。



勿論、彼は、外の人のやうに、餘り、營澤をせず、餘計な失費は、努めて避けるやうに、爲て居るから、溜るのを使はないのと、此二つが、一つになつて、財産を殖やして來るのだから、他人の吾々が、それに就て、彼是れいふべき、筋合のものではない。

二二

臺銀問題の、緊急勅令に反對して、若槻内閣を倒したのは、伊東が、政友系の人であるから、之れと共謀したといひ、又、侯爵に、昇格したいのだが、若槻が、斡旋の勞を執らなかつたから、之を怨んで、その復讐に、やつ付けたのだ、と、いふ者もあつて、種々の噂が、まことしやかに、觸れ廻はされた。正面から、彼の議論に向つて、理詰の反駁を、爲る者は、殆んど無かつたが、蔭口に似た事は、大新聞の紙面にさへ、遠慮なく、書き立てられた。政友會は、伊藤博文が、創立したもので、彼も亦、關係者の一人で、あつた事も、事實である。併し乍ら、只、それだけの事で、政友會との因縁は、疾くの昔に、斷れて居るのだ。

因縁は斷れても、友人がある、といふなら、憲政會にも、友人はあり、幹部級の人で、平生から、彼の邸に、出入して居る者もある。そんな事で、あれだけに、強烈な議論を、吐き得るものではない。

昇格云々に至つては、噴飯、一笑にだも、値せざる、齊東野人の噺語に過ぎぬ。彼にして、それ程に、昇格の希望があるなら、少しく、節を屈して、頭を下げて歩いたら、何でもない事だらう。又、若槻が侯爵にさせたい、と思つたに似た所で、そんな事は、若槻の手にかゝる、筋合でなく、伊東が、若槻に、それを期待する筈もあるまい。従つて、若槻を怨む所もなければ、復讐を考へる、道理もない。殊に、帝室制度審議會の仕事が、完成したに就て、若槻が侯爵の斡旋を爲すべきに、それを爲さなかつた怨みだといふに至つては、實に御丁寧なものだ。

永く、宮中に出入して、さうした事に就ては、どうしたら宜いか、と、いふ事も、心得て居らうし、押へつける、

急所位は、知らぬ筈もなく、若槻に頼つて、どうする、と、いつたやうな、愚かしい事を爲る程、間拔な人ではない。それにも拘らず、若槻に對する、復讐である、と、いふのだから、莫迦らしいにも、程があつたもので、逆も、信じ得られない。若し、復讐が本當だとすれば、先づ、頼み込んだ、事實が、なければならぬ。そんな事は、有り得べき事でもなく、若槻にしても、此風説が、餘りに莫迦々々しいので、少しは、驚いて居たらう。

或は又、伊東は、政權に有りつけぬために、内閣窮めをして、自ら慰めるのだ、などと、傳へた者もあるが、非常な臆測である。伊東は、これ迄に於て、幾たびか、政權を握り得べき、機會に接しながら、自ら辭退して、帝室制度の事に、没頭して來たのが、内面の事實である。

當時、あの問題が起ると、内閣の施政に、干渉するのは、怪しからぬ、といつて、ひどく、憤慨した者がある。それは、大なる誤りであつて、よく落付いて考へたら、左様な愚痴は、出ぬ筈だ。

樞府の役目は、議會を抜いて、大きい問題を、緊急勅令で、濟ましてしまはう、とするやうな、非違を、糺す爲めの、存在である。憲法に依つて、與へられた此權限を、正當に行使する事が、内閣の施政に、干渉するもの、とは言へまい。

苟も、樞府の、存在する限り、樞府には、樞府の權限があるから、それを忠實に、行使するのは、當然である。内閣の提案が、諮詢に、なつた時は、異議なく、承認せよ、と、いふ、條文が、憲法の何處にあるか。質問もせず、討論もなく、諮詢案を、ドシ／＼、通して了ふ位なら、會議を開く、必要もなし、往復はがき一枚で、事は足りる譯だ。最も、可怪かつたのは、内閣が倒れる、と、演説會を開いて、伊東は怪しからぬ、とか、樞府廢すべし、とか、つ

まらぬ事をいつて、若槻迄が、そんな演説を、爲て居たのだから、呆れ返る外はない。それ程に、伊東が怪しからぬなら、若槻は、事前に、伊東を、訪問した時、何故、正々堂々と、駁論を、試みなかつたのか、又、御前會議の時にも、徹底した意見は、述べて居らぬ程だから、政權を投出して、愚圖々々いふ、資



格はなかつたのである。  
 次の議會には、憲政會が、安達謙蔵以下、ズラリと、署名して、樞府廢止の建議案を、議會に提出した。中野正剛  
 なぞが、盛んに、樞府を、罵つて居たが、兎に、ひとしき行動で、批評をするのさへ、莫迦らしく思はれた。  
 樞府を廢せ、と、いふ事も、一つの議論には、違ひないが、憲法の條文を、改正せざる限り、實行し得ざる事であ  
 つて、彼等は、欽定憲法の性質すら、解し得ないのだから、洵に、氣の毒な人達だ。  
 兎に角、伊東が、樞密院で、獅子吼した爲めに、折角の緊急勅令が、葬り去られたのだから、彼等としては、遺憾  
 であつたに違ひない。  
 然らば、それ程の騒ぎになつた、臺銀救済の緊急勅令とは、どうした性質のものか、一應、説く必要がある。  
 當時に於ては、遠慮すべき事も多く、あまり、公表しては、宜しくない、と、思つた點もあるが、四年も経つた、  
 今日では、敢て差支へもあるまいから、洗ひ浚ひ、素ッ破抜く事にしやう。

### 臺銀救済

朝鮮に在るものを、朝鮮銀行と稱し、臺灣に在るものを、臺灣銀行と、名付け、どちらも、特殊銀行として、紙幣  
 の發行權を有ち、政府から、利子の補給を、得て居るのだから、本來にすれば、頗る氣樂な、銀行ではあるが、さう  
 した特權を、有つて居る事が、却つて、禍ひの基となり、情實に依る、不當の貸付をして、世の問題になる事は、一  
 度や二度ではなかつた。  
 曾て、朝鮮銀行が、中村某といふ、成金に、頗る多額の、貸越をして、普通の銀行ならば、それ丈で、潰れる筈  
 であつたが、特殊銀行のお蔭で、幸ひに、店も閉めず、株主の損失で、事済にはなつた事もあるが、實に、驚き入つ  
 た話である。  
 臺灣銀行の、貸越も、それと、同じ事で、只、金額が、それよりも多く、二億五千萬圓といふのだから、問題にな  
 つたのも、無理はない。  
 神戸の、鈴木商店が、戦争で儲けて、海外に迄、手を擴げ、あらゆる方面に、發展して行く、當時の状態は、三井  
 も、三菱も、鈴木商店の前には、頭が上らぬほどであつた。  
 主人は、年老つた女で、男勝りと、世間からは、いはれて居たが、それにしても、あれだけの、家臺骨を、背負つ



て立つには、何しろ、女の事であるから、相當の軍師がなければ、やつて行けるものではない。  
臺灣の製糖會社を、買取る時分から、鈴木商店の名は、やうやく、大きく聞え、支配人の金子直吉は、其頃から、人に知られるやうになつた。

金子に就ては、多く知らないが、免に角、一種の傑物で、あつた事は、否み難い。著者は、只一度、舞子の萬龜で長谷場純孝の、紹介を得て、ちよつと、會つた丈けであるが、その風采からいへば、是が、神戸の鈴木商店を、あれ迄に太らせた、軍師であるとは、どうしても、思へなかつた。

高知の、生れであるから、音吐朗々、その聲調は、頗る大きく、聞いて居ても、甚だ感じは良かつたが、風采からいへば、田舎廻りの、耶蘇坊主、としか、思へなかつた。

非常な、才物ではあつたが、餘りに、調子に乗り過ぎた。戦後の財界に、大きい波動を起した時、早く打切れば、何とか、始末も、ついたのであらうが、追目になつて、注ぎ込んで行くうちに、無理な、算段が續き、銀行を、喰ひ荒すやうに、なつてしまつた。

被害者の筆頭が、臺灣銀行であつた。

被害者、とは、いふても、お互に、相談づくの、貸借であるから、銀行側が、欺されたのではない。手数料と稱して、利息の外に、餘計な收得は、あつたかも知れぬが、返してくれる、貸金とは、思つて居たらう。

鈴木の方でも、全然、踏倒すつもりは、無かつたらうが、何分にも、擴げ過ぎた、商賣の方が、思ふやうに、ならなかつたから、どうしても、返せなくなるのが、當然である。

而も、その貸越が、莫大な額で、二億五千萬圓といふのだから、驚き入る。銀行の資本は、四千五百万圓で、預金は、九千萬圓位あつた。それを合せても、二億五千万圓の大金は、貸出し得る筈はない。従つて、そこには、多く

の無理が、あつたと、いふ事になる。

鈴木の、關係會社は、直系と、傍系の、二つに分れて居るが、合計すれば、六十社の多きに、上つて居る。鈴木の内容が、甚だ不良である、といふ事が、判つた時、直に影響を受けたのは、神戸の、六十五銀行であつた。

此銀行は、一千萬圓の資本で、六百二十五萬圓の、拂込みであつたが、鈴木の特種は、三萬七千五百株で、貸出した金が、百萬圓に達して居るから、その株を、そっくり、銀行の方へ、引取れば、どうにか、整理もつくし、貸金に對しては、別に、商品を、擔保に、取つて居るから、それらの整理がつけば、銀行には、大した傷もつかず、無難に切抜け得る、見込がついたから、急速に、其手續を執つたので、鈴木と、全く絶縁して、銀行を救ひ得たのは、大手柄であつた。

然るに、臺灣銀行の方は、金高が、素晴しく多いので、器用な、整理もつかず、愚圖々々して居る、と、飛んでもない事に、なるから、頭取の森廣藏も、止むを得ず、鈴木との取引を、拒絶する外なく、その手續は、盡したが、貸金は、戻つて來ないので、大藏省へ、泣付く事に、なつたのだ。

其前から、財界には、不隱の空氣が、漂つて居て、その道の人が見れば、非常に、危険な、状態に在つた、といふ清浦内閣に代つて、護憲三派の、内閣が、成立すると、間もなく、高田商會が破綻して、永樂銀行と、關東實業銀行が、休業になつた。

一葉落ちて、天下の秋を知る、と、いふ通り、財界にも、大きな波動が、起る前には、何かの前兆は、必ず、有るものだ。加ふるに、震災當時の、手形が、何所の銀行にも、ダブついて居て、その整理は、殆んど、見込みがつかなくなつた。

斯うした、財界の暗雲は、何時か、風となり、又、雨となるのは、當然の成行であつて、近いうちには、何かの動



機で、恐るべき、波瀾が、起るものと、豫想しなければならぬ。當時の政府は、若槻を首班とした、憲政會内閣になつて居たが、之に對して、何らかの對策を、施さなければ、ならなくなつた。  
茲に於て、大藏大臣の、片岡直温は、二つの法案を提げて、議會へ、臨む事になつた。それが「震災手形損失補償公債法案」と「震災手形善後處理案」である。

一一

此法案が、議會を通過すれば、二億七百萬圓の、補償になる。其金は、無論、國民の負擔に、屬すべきものである。第一の法案が、震災手形に對する、純粹の補償であるが、第二の法案は、震災に原因せぬ、普通の手形であつて、それが通過すれば、一二の私立會社が、其金に依つて、惠まれる事になつて居たのだ。

要するに、二つの法案を、別箇のものとして、一時に、提案し、如何にも、密接の關係あるが如く、見せかけた所に、手品の種が、あつたのだ。

之が爲に、最も、利益を受くるものは、鈴木商店であるが、軍師、金子直吉と、濱口雄幸が、一種の關係を、有つて居て、兩者の交際は、一と通りならぬものがあり、濱口が、高知の選舉で、中野寅次郎の爲めに、無慘な敗北を、遂げた時、濱口の爲めに、運動費の負擔を、引上げた上に、鈴木の店員が、數十名も、高知へ、乗込んだ程で、此一事は、餘り、世間へは、擴がつて居なかつたが、實は、さうした關係が、あつたのだ、と、いふ事を、豫め、知つて置く、必要がある。

昭和二年、三月十四日、衆議院の、豫算總會に於て、吉植庄一郎から、片岡藏相に向つて、重大な質問を發した。吉植は、蝙蝠安、と綽名されて、議會の質問には、何人も、言及し得ぬ、特種の、手腕を、有つて居て、一たび、吉

植に、絡みつかれたら、大概なものは、多少共に、手傷を負はされるのが、例の如く、なつて居た。

嘗ては、大倉組の問題で、陸軍側が、ひどい目に、遭つた事は、周知の事實で、實に恐ろしい男だ。

殊に、グーメラ大臣の、片岡であるから、一溜りもなく、引掛られて、しまつた。尤も、一問一答で、攻めつけられる、と、大概な大臣は、尻古垂れるものであるが、片岡のは、念入りに、拙い答辯で、殊に、震災手形を、所有して居る、銀行の名と、振出人の内容を、執拗く、質問されたので、幾分か、狼狽もし、且つ、興奮も、爲て居たのだらうが、東京の渡邊銀行に就て、重大な失言を、爲るに至つた。

『今日の、晝頃、渡邊銀行が、破綻しました。誠に、遺憾の事であります。預金は、約三千七百萬圓ばかりあります。これから、此等に對して、何とか、救済しなければならぬ、と思ひます。さて、救済を爲よう、とすれば、その財産を、整理した所のものを、引受ける、といふ者を、見出さなければ、整理はつきません』

之は、片岡が、吉植に、答へた中の、一節であるが、銀行は、片岡の、いふ如く、其日の午後一時頃には、支拂ひを差控へて、資金の調達に、奔走した末、午後三時頃には、再び、營業を、開始して居たので、あるから、片岡が銀行は破綻した、と、いつた事は、甚だ、輕率な語で、それが爲に、銀行は、完全に、破綻したのであるから、渡邊銀行を、潰した者は、片岡藏相である、と、いつても、よいと思ふ。

斯うなる、と、政友會の、尻尾を押へて、其責任を、問ふ事になり、事は、議會問題になつたから、新聞は、事實を誇張して、その記事を掲げる。従つて、銀行の立上りは、愈々、駄目に、なつてしまつた。

それに就て、三土忠造と、片岡藏相との問答の速記があるから、之を引用しよう。

三土忠造氏

昨日(十四日)當委員會に於きまして、吉植庄一郎君の質問に對して、大藏大臣の御答辯中「渡邊銀行が破綻を致



した」といふことを、聲明されたのであります。それから「震災手形の問題は、國民に、何等、關係はない」といふやうなことを、言はれました。

一は、洵に輕率なやうな、感を致しました。一は又、如何にも、亂暴極まる、御陳述であると、驚きました。(中略)今朝(十五日)新聞紙の傳ふる所に、依り見ますと、大藏大臣の、昨日、議場に於ける、御陳述といふ者は吾々の、考へて居つた如く、早計に過ぎて居つたので、あります。

本日の、本會議に於ける、質問に對する、御答辯、並に、政府が、今朝新聞紙に、發表された所に依り、見ますといふと、餘程、此間に、作意がある、と思ひます。

成程、渡邊銀行が、手形の決済が、つかなくて、三十三萬七千圓の、穴が明いて、之に因つて、非常に、苦心を致しました。結果、大藏省に、飛込んで來た事は、事實であります。而して、田事務次官が、それを聞いて、非常に重大事、と思つて、大藏大臣に、之を報告する事も、當然の事であります。そこで、大藏大臣が、その報告を、直ちに發表することは、非常に輕率である、と思ふ。

片岡君は、財界の事情に、非常に通じて居る、と、いふことを、鼻の先に、ブラ下げて居るやうな、氣が致すのであります。我財界に、人となる三十年と、いふこと、屢々言はれ、實業界の、表裏詳細に、通じて居る、といふやうなことを、言はれて居る大藏大臣が、斯様な處置を、取つたのであります。私ども、實業界の事は、直接には、存じませぬけれども、斯の如き場合には、屢々、遭遇したことを、人から、聞いて居るので、あります。渡邊銀行に、預金が、三千七百萬圓あります。銀行が、手形の決済が、つかなくなつた場合、大藏省、日本銀行に、泣つく、といふことは、何時もやる、手段であります。其外に、手段方法は、却々、無いのであります。故に、渡邊銀行の、重役の方々が、昨日、大藏省に、飛込んで來た、と、いふことは、非常に、苦しんで居る、病人が、醫者の所に、駆つたと、同じ事である。田事務次官が、これを、大藏大臣に、報告したのは、大藏大臣

において、相當、考慮される、と思つて、報告したのだ、と思ふ。田事務次官の、やつた手續きに、何等、誤りはない、と思ふ。(中略)

兄弟の如く、子の如く、政治の事に、與つて居つた人を、何か、自分の身に、危いことがある、と、事務次官に、責任を負はす。餘りに、不人情極まる、と云ふ。「銀行は、最早、昨日は、手形の決済だけは、済したけれども、今日より、休業するつもりだつた」から報告が、ありました。けれども、新聞による、と、渡邊六郎氏は「破綻などとは以ての外であります。現に、午前も、午後も、營業を、續けて居る。どうも、一國の藏相とも、あらう人が左様な、無體なことを言ふとは、困つたことである」(中略)

此の事實に反した、發表に對して、新聞は、かう觀測してゐる。同行の當事者は、十五日から、休業する意志を、決定してゐたとは、思はれぬ。然るに、同夜深更まで、大藏、日銀、兩當局及、同行事務、渡邊六郎氏が、協議した結果、右の行掛り上、反對の發表を、するに至つた。銀行としては、非常に迷惑だつた。大藏大臣が、左様な發表をして、損を受けた。これちや困る、明日、開店出來ぬ。事實、非常な、取付を蒙つた、何うして呉れる。と、突込まれて、困つた結果、相當救済する。事實は、左様であらう、と、見るのであります。(下略)

片岡藏相

私は、震災手形は、金融界の、整理促進を、なす事が、目的であつて、銀行に、個人として、貸すのでない。個人として、と云つたか、商店と云つたかは、記憶しませんが、それは、個人には關係がない、と申したのであります。

(中略)

東京渡邊銀行の破綻、と、いふことは、色々、疑點がある。これは、どうも、此間に作爲がある、と、これを、前提と致しまして、新聞記事等を讀んで、お述べになり、自分は、それを信ずる。かういふ、お話でありました。而して、私が、事務次官が、報告に來た時には、會へないから、書面を、出して行つた。その書面を信じて、直ち



に報告をした、と、いふことは、輕率だ。かういふ、お話であります。それは、事實、大いに間違ひである。又、昨日、午後一時三十分頃で、ございます。銀行法案の委員會に於て、兌換券整理に關する、委員會が、開かれて居りました。出席を求められて、私は、居つたのであります。そこへ、事務次官が來まして、私に、書面を出したのであります。

其書面は、こゝに持つて居りますが、かういふ、書面であります。是が即ち、田次官の、事實であります。東京邊銀行、本日午後一時、三十三萬七千圓の、手形交換尻を、決濟する能はず。遂に交拂ひを停止す而して、震災手形が何ぼ、預金が何ぼ、といふことが、書いてある。そして、後に、精しい御話は、致しませう、と云つて、別れた。私が、丁度、原夫次郎君の、御質疑の答を濟まして、私は、控室へ行つて、田事務次官から、其詳細を、聞きました(中略)田次官に面會せず、此の顛末を聞かず、と、いふことはない。好く、聞き訊いたので、あります。此の銀行の問題に、付きましては、却々、有志家等に於きましても、かなり、心配盡力致して居る、事柄であります。まして、私も、いろ／＼、承つて居る。是は、今日に初まつた、事では無い。是まで、持ち耐へる、と云ふ事については、渡邊一家としては、非常な努力があつた、と思ひます。四日五日、以前に於て、最早、致し方が無い、状態になつたのであります。

こゝに、私は、若し、銀行が破綻をする、と、いふやうな事があれば、財界に、多少、動搖を來すであらう、と云ふ事を、心配致しまして、日本銀行總裁、副總裁等に、相談して、渡邊銀行は、致し方が無い、是れは、見捨てなければならん、と、いふ事になり、見捨てる事も、仕方が無いが、それがために、財界に、波動を、ひき起して、一大事を現はす、と云ふ如き事に、なつてはならん。此の資金融通を、しなければならん。是れに關しては、注意は、充分に、與へて置いたので、あります(中略)是れは、一朝一夕の、問題では、ないのであります。それ故、私は、書面を以て、申出た時は、さう驚きは、しな

かつた。遂にやむを得なかつたか、と、直覺した。かやうな次第で、ありまして、輕率だと、仰せられるが、それは、見やうに依つては、輕率だと思ふ。併し、私の考へは、別である(中略)そこで、官邸へ、皆集つて、是を、大藏省へ、申出た顛末を聞いた。その時、是れが若し、間違ひである、と云ふならば、重大な關係を、起す問題である、と、いふ事を話したが、此の時は、まだ、田次官は、辭めるなどといふ問題に移る時では無い。(下略)

三二

斯うした事がなくとも、當時の財界は、頗る、危機を孕んで居たが、大藏大臣の、失言に依つて、財界が攪亂された、と、いふが如き事は、殆んど、空前の事であつた。

それから、東京中野銀行に、取付があり、次に、中井銀行が、お辭儀をして、左右田、八十四、中澤、村井、第二流の銀行は、枕を並べて、倒れるに至つた。

衆議院では、二つの法案に對して、政友會と、實業同志會が、各自の立場から、猛烈に反對したけれど、憲政會と政友本黨は、完全に提携して、反對派を、一蹴し去り、法案は、何等の修正もなく、無事に、通過してしまつた。

貴族院に於ても、種々、質問があり、一時は、形勢不穩の如く見えたけれど、例の水野直が、研究會を纏めて、どるか、斯うか、貴族院も、之を認める事になり、只、臺銀の状態を、調査する爲めに、委員を置くべし、といふ、警告を發した位で、有耶無耶に、法案は、通過してしまつた。

かくて、議會は、閉會となり、臺銀整理調査會は、組織された。その委員は  
會長 井上準之助  
委員 青木信光 坂谷芳朗(貴族院)



等の人々であつた。

原 脩 次 郎  
武 内 作 平 郎  
富 田 勇 太 郎  
士 方 久 徵

三 田 三 士 忠 造  
後 藤 昌 元 田  
麻 生 文 夫 松 本 田  
二 郎 夫 郎 (關係官廳)  
乙 彦 修 肇 (衆議院)

此問題に就て、財界の人々は、どう見て居たか、といふに、多くは、反對であつた。その二三を、掲げて見よう。

武 藤 山 治 談

臺灣銀行法の爲めに、財政の緊急處置を、行ふ事は、實に、怪しからぬ事である。議會中に、片岡藏相の、説明によつて、震災手形、二億七千萬圓中、臺銀所有手形は、九千萬圓に、達してゐる。如何に、特殊銀行といつても、一行で、約半額の、不良手形を、有する事は、その亂脈振りを、遺憾なく、暴露してゐる。特殊銀行であるが爲めに更に、緊急勅令により、救済に浴せしめ、一般、市中銀行を、放任して置く事は、到底、許すべからざる措置である。

臺灣銀行法に依れば、大藏大臣は、監理官を置いて、それに、臺銀の内容を、精査さしてゐる筈である。而も、臺銀問題は、議會開會中に、議論の中心と、なつたのであるから、これが救済に就ても、議會に於て、充分、その事情を具陳して、諒解を求むべき、性質のものであつた。それをしないで、臺銀救済を行ふ事は、立憲治下の、奇怪事件で、吾々の、諒解に苦しむ所である。

安 川 雄 之 助 談

政府が、緊急勅令を公布して、臺灣銀行を、救済すると云ふだけでも、放漫政策の尻拭ひであつて、糺彈の責は、脱れまい。況んや、日銀の、非常貸出には、政府が、一定限度の、補償をするとなれば、今迄、放漫なやり方のため、行詰つて來て居る者が、大方、救はれる事にならう。

之では、眞面目な仕事を、する者はなくなり、世をあげて、放漫無定見の事業を、なすに至らう。何たる、亂暴な事であらう。斯かる重大なる問題は、議會に於て、提出すべきものであり、一藏相の體面などと、云つて居るべき場合ではない。

米 山 梅 吉 談

臺灣銀行調査會が、生れた理由は、臺銀をして、更生の道を、辿らしむる事にあつた。随つて、過日來より、同行が、非常な資金難に、陥つてゐる、と、傳へられてゐても、政府、及、日銀當局は、これに對し、何らかの救済策を講ずるものと、世人は、等しく、豫測してゐたのであるから、今日、日銀が、非常貸出を、實施するに至つても、不思議でない。

然しながら、茲數日來の、財界破亂に際し、果して、銀行側が、善處したか、どうか。臺銀の救済は、必ず政府の考慮する處である、と知りつゝ、あの特別非常時に際し、同行をして、今日の如き、憂ふべき業態に、陥らしめた責め、亦、市中銀行にもあり、甚だ遺憾と思ふ。

而して、此非常貸出によつて、損失が、生じたる場合、これを、政府の補償とし、國民に、負擔せしむるが如きは、震手法案以上に、不合理、極まるものである。

三 菱 常 務 瀨 下 清 談

元來、臺銀の如き、特殊銀行が、市中銀行から、コールを漁ることが、金融界の常軌を、逸したやり方であつた。これが爲め、從來から、金利の下落すべき、事情にありながら、逆轉の趨勢を、辿つてゐたことある。事態、今日に至つて、日銀から、非常貸出を行ふは、當然の歸結であつて、我々も、既に、豫想してゐた。若し、



これによつて、損失が、生じた場合に、政府が補償し、國民の負擔に、轉嫁せしむるが如きは、甚だ迷惑な話である。これ共、さりとて、臺銀の現状を、打破するに、他に何等の方法も、なからう。

公正會某幹部談

日本銀行が、徹底的に、臺灣銀行を、援助する事になれば、頗る結構であるが、日本銀行としては、政府の補償なしに、無暗に、臺銀に、融資する譯に、行くまい。そこで、緊急勅令發布、と云ふ事に、なつたのであらう、と思ふ。

然し、之れは、結局、政府が、臺灣銀行を、救済する事になり、その莫大なる負擔は、國民の双肩に、かゝるといふ、結果になるのである。問題は、臺銀を、徹底的に援けて、國民の負擔を、重からしむるか、國民の負擔を軽減して、臺銀を壊すか、と云ふ點に、かゝつて居るのであつて、決して、輕々に見る譯には行かぬ。

若し、臺灣銀行を、壊すと云ふ事が、國民全體に取つて、非常に迷惑である、と云ふならば、國民は、更に一層、過重なる負擔にも、甘んずべきであるが、其必要があるか、如何かは、大に、講究すべき點である。

之れを要するに、當局の下落から、國民にかゝる迷惑を、かくる様な事になつたので、我々は、之れを、現内閣のみの責任である、とは云はぬが、現内閣が、其大部分の責任を、負ふべきものであらう、と思ふ。

三 土 忠 造談

臺銀整理問題が起つて、以來、憲政會及政府當局は、臺銀が、今日の如き、窮境に陥れるは、その端を、政友會内閣時代の、放漫政策の結果に、發して居り、即ち、政友會内閣時代の、不始末を、憲政會の内閣が、後片付を、なしつゝある如き、宣傳を、頻りに試みて居るが、宣傳においては、斯る宣傳は、全然、事實を誣ふるもので、臺銀は、段々に、爲替業務を、兼營する事となり、歐洲大戦來、殊に、その事業が擴張され、好況時代に、海外貿易の發展には、尠からず貢獻をなし、大正九年の、反動期に入りて後、鈴木商店の關係會社が、臺銀に振出した

手形を、鈴木商店が、肩替りせる結果として、大正九年末には、臺銀の對鈴木貸付は、八千萬圓に達し、その中、約六千萬圓が、謂はゞ固定貨の部類に、屬して居つた。

高橋藏相時代には、その固定貨の増加を防ぎ、毎月二回、日銀を通じて、報告を徴せしめたのに、毫も増加の傾向を認めず、唯商業手形は、その時の取引毎に、増減があつた。然るに、大正十一年、石井事件の、影響を受け、鈴木は、非常の窮地に陥り、その時、日銀は、臺銀に對する貸付の、或便法を設け、更に、預金部より、五千圓を、臺銀に貸付け、臺銀の、對鈴木貸付は、急激に増加し、その後、十三年より、十四年にかけて、憲政會内閣に、なつた爲め、爲替暴落の結果、鈴木商店は、一大打撃を蒙り、隨つて、臺銀の基礎も、頗る薄弱となるの、惧れを生じた。

即ち、大正十四年九月、臺銀整理を斷行し、これを以て、憲政會内閣の、非常の功績の如く、吹聴せるも、整理の實は、毫も上らず、經濟界は、益々、不況に沈淪し、臺銀の、鈴木に對する、貸付は、何時の頃にか、増加し、殊に、片岡藏相の下において、鈴木商店は、大藏省に泣きつき、數度に互り、殆んど強制的に、五千萬圓以上の、貸付を受け、遂に三億五千萬圓の巨額に、上るに至つた事は、世間公知の事實である。

斯る次第であるから、政友會内閣時代には、臺銀の、鈴木に對する貸付は、斯る巨額でなく、その大部分は、憲政會内閣の下に、増加を見たるもので、臺銀の、今日に至つたのは、政友會内閣の、出來事の如く、宣傳せるのは、他を誣ふるの、甚だしきものである。

其間には、臺銀の爲めに、策動を始める者があり、政府筋では、何とかして、之を纏めないと、財界に及ぼす、影響は、非常に、大きいのであるから、一生懸命に、なつて居たのは、眞の事實である。

銀行の休業も、前に掲げた如く、有力な第二流の銀行が、續々、倒れて行き、遂には、第十五銀行迄が、破綻する



に至つた。  
 尤も、第十五は、ずつと前から、財界の有力者は、深く、警戒して居たが、一般には、宮内省の本金庫であり、その前身は、華族銀行として知られ、華族の機關でもあつたから、可成り、信用されて居た。  
 所が、その内容をいへば、松方一門だけに、一億三千圓の、貸付があり、それが、殆んど停滞して、回収の見込みがつかなくなつて居たから、それだけでも、早晚、破綻すべき、運命は、有つて居たのだ。  
 此銀行が、平太張つたので、宮内省勤めの役人と、宮中の女中が、悲鳴を揚げたのだから、同情に堪へない。又、華族としては、島津家が一番の損害で、生活の上に迄、脅威を、受ける程の、痛手を負うた。  
 以上の如き、銀行騒動は、樞府へ、臺銀救濟の、緊急勅令が、諮詢になつた頃から、起りかけて、愈々、諮詢案が樞府に於て、否決されたので、それから、急速度に、倒れ始めたのであるから、記述には、多少の前後がある、といふ事を、念の爲に、斷つて置く。

### 緊急勅令

第五十二議會は、辛うじて、閉會になつたが、臺銀救濟の問題は、まだ、残つて居るから、政府としても、頭痛鉢巻であつた。

二つの法案が、議會を通過して、二億七百萬圓の大金を、國民の懐裡から、絞り取る事にはなつたが、實は、もう二億位無ければ、臺銀の救濟は出来ないであつた。

普通の震手は、どうか、斯うか、片付け得るが、臺銀の救濟となれば、容易な事ではなく、債務者の氏名や、債務の内情を、議會で、質問されれば、鈴木商店の關係が、暴露して來るから、内閣の弱味を、押へつけられる事になる。それが恐しさに、議會に掛けた提案は、金額を、二億七百萬圓と、爲たのであつた。

然らば、臺銀の負債は、どれだけあつたか、と、いへば、八億九千萬圓に、上つて居たのだ。其内、日本銀行及び政府關係の、負債額は、四億圓餘であるから、差引、四億九千萬圓が、民間からの、負債であつた。而して、鈴木關係の負債は、三億四千萬圓に、なつて居るから、却々の事であつた。

それを、明白にして、議會で、謝まつてしまへば、臺銀の救濟は、出來たのであらうが、さうなると、内閣の責任上、やかましい議論が、起つて來て、或は、總辭職の憂目を、見る事が、あるかも知れない。



茲に於て、いろ／＼と、苦しい策を、廻らした爲めに、變な事に、なつてしまつたが、その結果からいへば、矢張り、總辭職には、なつたのであるから、其位なら、正々堂々と、捨身に、なつた方が、どの位、勇らしくて、良かつたか知れぬ。けれども、何しろ、首相が、若槻であるから、その踏切が、つかなくつたのだらう。議會が濟んで、一週間経つか、經たぬ内に、豪銀救濟の二億圓を、緊急勅令の、手續に依つて、胡麻化しつけよう。爲たのだから、見苦しい失敗を、遂げる事になり、其上、財界には、空前の波瀾を、捲起すに至つたのである。緊急勅令となれば、嫌でも、樞密院に、諮詢されるのは、當然であつて、さうなつた場合には、無事に、通過し得ない、といふ事が、見透し得なかつたのだから、考へて見れば、可哀相な程、智慧のない、人達であつた。全體、政黨の内閣が、議會を忌避して、緊急勅令の、變法に依り、此大問題を、解決しよう、と爲たのだから、言語道斷である。

議會の、協賛を経た、二億七百萬圓にしても、又、緊急勅令に依る、二億圓の案にしても、すべて、國民の、負擔になるのだから、議會を経ずに、胡麻化さう、としたのは、非違不法である事、固より、いふ迄もない。それであるから、樞府の老人が、躍起となつて、反對したのは、無理でなく、その矢面に立つて、答辯らしい、答辯さへ、出来なかつたのは、當然である。

況して、片岡藏相は、議會に於て、  
『此二億七百萬圓を、認めて貰へれば、震手の處分は出来て、財界は安定するのみならず、更に進んで、金解禁も、出来るであらう』

と、述べて居るのだから、議會が濟んで、直に、二億圓の追加を、かゝる變法に依つて、求めて來ようとは、誰も、考へて居なかつたらう。

昭和二年四月十四日、問題は、愈々、樞府へ、廻つて來た。

當時、樞府に於ては、伊東巳代治が、一人で、突張り通したやうに、新聞などには、傳へられたのみならず、伊東は、政友會と通謀して、内閣倒しの利器に、此問題を、應用した如く、觸れ廻されたのであるが、その宣傳は、全く支那式であつて、樞府の顧問が、全部、反對して居た、といふ、一事に徴しても、さうした、莫迦らしい原因から、伊東が、反對したのでない事は、立派に、證明し得られる譯だ。けれども世間には、新聞に、讀まれる人が、割合に多いから、その経緯に就ては、もつと、具體的に、詳しい事を、述べて置く、必要がある。

樞府には、憲政會に、同情を、有つて居る、顧問官が、少なからず有り、政友會に、何となく、反感を有つ、顧問官は、其半数に、及んで居た事は、少しく、樞府の、事情に通じ、政界の情偽を、知つて居る者は、其位の事が、判らぬ筈はない。

假に、伊東が、政友會に通じて、そんな事を、考へて居た、としても、伊東一人が、どう頑張つた所で、樞府全體が、同じ態度に、出て來るものではない。  
況んや、此問題に就ては、伊東以上に、熱烈な反對者があり、而も、其人々は、平生に於て、憲政會に、好意を、有つて居る、人達であつたから、甚だ不思議である。

一一

諮詢案が、廻つて來ると、樞府では、早速、精査委員が選ばれる事になつた。其人々は、左の通りである。  
伊東巳代治 久保田謙 石黒忠憲 松室 致 内田康哉 江木千之 田健治郎 荒井賢太郎  
以上の八名であるが、委員長には、副議長の、平沼騏一郎が、任に就いた。  
樞府の情勢を、考へた時、若槻首相は、伊東の反對を、最も恐れたから、態々彼の邸へ駐付けて、諒解運動を試み



た。

「此度は、臺銀救済の問題に就て、御配慮を、煩す事になりましたが、何分、よろしく、御願ひ致します」

伊東は、暫く、若槻の顔を、見て居たが、

「何分宜しく、と、いふのは、此案に、賛成して呉れ、と、いふのかね」

「左様です」

「そりやア、不可ん。賛成の、出来る譯がないぢやないか」

「ハ、ア」

「君、これは、憲法違反の、大問題ぢやからね」

「……………」

「樞府は、世間からも、憲法の番人、と、いはれて居る位で、憲法違反の問題を、無事に、通過させるやうなら、樞府の必要は、ない事になる」

と、いひ乍ら、伊東は、一と膝、揺り出した。

「議會を、召集する暇なく、財界に、恐るべき波動を起す、と、いふが如き、特別の場合には、或は、止むを得ざる手段の一つとして、斯ういふ事が、許されるかも知れぬが、議會は、二週間前に、閉會したばかりではないか。是程の事を、議會中に、知り得ぬ程、智慧のない者が、揃つて居る譯でもあるまいから、どうせ、必要な金なら、あの二法案の時に、何故、議會の承認を、得る事に、努めなかつたのか。其點が、俺には、どうしても、呑込めない」

「さう、仰せられると、甚だ、面目ない次第であります。實は、大體に於て、納まりはつく、と考へたのでした

た。どうしても、臺銀の状態が、益々ひどい、と判つて来たものですから、斯ういふ事になつたのであります」

「さうかね。議會が、閉會になつてから、此短い日の間に、臺銀は、どうして、その状態が、悪くなつて来たのか。それを、聞きたいものだ」

「質問は、可成り皮肉だ。二週間の中に、臺銀が、急に、さういふ事に、なる筈はなく、判り切つて居る事を、澄まして、訊ねられるのだから、若槻、辛さは、一と通りでない」

「決して、議會閉會後に、臺銀の状態が、俄に、悪くなつたのではなく、前からの問題で、あつたのです」

「さうだらう。さうでなければ、ならぬ譯ぢや。如何に何でも、一週間や二週間で、二億圓の大穴が、明く譯が、な

いからな、ハツハ、……」

「兎に角、委員會には、御出席でせうから、何とか、御配慮を、願ひます」

「御配慮、と、いつた所で、賛成は出来ない。内閣は、どういふ譯で、臨時議會を召集せずに、こんな手續を、執る事になつたのか、それが、俺には、判らないのぢや」

「何分にも、緊急を要する事で、いはど、一刻を争ふ問題で、ありますから、従つて、斯ういふ手續を、執る事に、爲たのであります」

「けれども、君、斯うして、俺の所へ、やつて来たり、どうせ、他の顧問官も、訪ねるのであらうが、そんな事にも

時間は費へる。又、樞密院にしても、三日や四日は、かゝるであらうから、幾ら急がれても、さう急に、決るもの

ではない。それよりも、議會の開期を、延長するが、或は、臨時議會を開くとか、その手續を、執つた方が、日

數のかゝり方は、却つて、少なかつたかも知れない。そこで、俺は、問題の裏面に、何か、持別の事情が、潜んで

居るのでは、あるまいか、といふ、疑ひを、有つ譯である。殊には、斯ういふ問題を、緊急勅令で、一氣に、押切

つて了はう、と、いふのは、國民に對して、親切な所爲とは、いへぬのみならず、要するに、國民の財布を、絞る



事ぢやから、斯ういふ事をしては良くあるまいぜ』

三二

當時、伊東は、鼻加答兒に罹つて、餘程、弱つて居た。四月十四日の、第一回稽查委員會にも、その通知があつた時は、缺席の旨を、答へて置いたが、倉富議長が、自から電話に出て、『今日の委員會は、問題が、却々、面倒なのであるから、是非、出席して欲しい』と、いふので、伊東は、澁々、出席したのである。

委員會が開けて、先づ、若槻から、一と通りの、説明があり、片岡は、自分の提案であるから、それに續いて、案の内容を、詳しく述べた。

これから、質問に移るのであるが、斯ういふ場合になる、と、病氣を、押して來た、伊東が、矢張り、先駈を、勤める事になる。

『案の内容に就て、細かに、質問する必要はないが、五十二議會で、震手案が決し、二億七百萬圓が、國庫の負擔になつた。これは、議會を通つたのだから、勿論、陛下にも、申上げて、御裁可を、仰いで居るのだらう。而も、政府は、此案を、出した時には、此案さへ通れば、財界は安定する、と、述べて居るではないか。のみならず、一步を進めて、金解禁も出来る、と、言明したではないか。國民の膏血から、絞り得たる税で、銀行の救済を、爲るのであるから、固より、容易な事柄ではないが、兎に角、財界安定のためにやる、と、いふので、それは良い、とするが、議會では、あの通りに、物議百出し、臺灣銀行の醜狀は暴露され、又、鈴木商店の放漫状態も、明白になつたから、臺灣銀行に對する、不安の念を、人心に與へた事は勿論である。併し、それも、二億七百萬圓出せば、財界が安定する、と、いはれて、議會も、あの法案を、認めた

のであらう。

然るに、それから、旬日を出でざるに、此勅令案を出すとは、餘りに、曩の言明と、矛盾するではないか。

猶、その上にも、疑問と、すべき事がある。政府は、臺灣を救ふに就て、充分に調査して、根本策を建てる、といつて、それが爲に、調査會を作つたが、今以て、調査に着手した、容子もなく、會長は、現に、旅行中である、といふ事も、事實である。

今朝、何心なく、或新聞を見る、と、此案を、調査會にかけたら、調査會の答ふるには、同會は、臺灣銀行の、根本的基礎を、定める爲の、調査會であるのに、政府の持つて來た案は、臨時の問題に、關するものであるから、従つて、何等、言ふ事は出来ぬ、と、いふ事であつた』と、報せられて居る。して見ると、政府が、調査會に諮つて同會が、其問題を、論議した事實は、更に無いものと思ふ外はない。

然るに、政府は、調査會の賛成を得た、と、いつて居るが、それは嘘であらう。又、臺灣救済に、要する金を、二億圓とする、計算は、何を基礎にして、さうなるのか、恐らく、臺灣の重役等に聞いただけの事であらうが、既に、臺灣の内部は、ひどい有様に、なつて居て、殆んど、收拾し得ぬ、状態に在るのだ。同行の重役等の言に従つて、二億圓で、救ひ得るものと、計算したら、それこそ、飛んだ、事になる。跡で必ず、是では足らぬから、もう二億、更に、まだ足らぬから、もう二億といふやうな、事に、なるに違ひない。兎に角、二億といふ、計算を立てた、根據が、頗る、確實でない。

次に、もう一つ、いふべき事がある。即ち、此問題は、財界安定に、關するものであるから、五十二議會の、問題の延長である。従つて、議會を開いて、議會にかくべきものである』之に對して、政府側では、片岡藏相が、答辯に努めたが、而し、その答辯は、頗る拙いものであつた。『此儘で置くと、財界には、憂ふべき状態が、起つて來るであらう。臺灣は、鈴木商店に、貸付を斷つてから、それ



が爲に、鈴木商店は、營業停止の、状態に陥つた。大藏省としては、臺銀に向つて、鈴木商店に、貸付をせよ、とは言へず、實に、憂慮すべき事に、なつて居る。

と、いふが如き、拙劣な、答辯を、爲て居る。すぐに、伊東は、突込んだ。

「片岡君の言に依る、と、臺銀から、鈴木へ、不良貸付を、繼續して貰ひたい、と、いふのであるか」

「イヤ、さういふ意味ではない」

「然らば、どういふ、意味か」

「不良貸付を、繼續せよとは、いつて居らぬ」

「さういふ風に、聞えた」

「東京の、有力銀行が、臺銀に、コイルを、出して居るのを、回収にかゝつたから、臺銀は、非常に、困つて居る。

而して、曩の二億七百萬圓では、どうしても足らぬから、今度の案を、出したのである。猶、議會を開く、と、議

論百出の状態になつて、人心を、不安にする、恐れがあるから、議會は、開かぬ事に、したのである」

「議會を開く迄、待つて居られぬ程、焦眉の急に、迫つて居る、と、いつたのは、嘘であるか」

「……………」

其他、各顧問からも、種々の質問はあつたが、江木の質問は、峻烈を極めた。

「大藏省は、今更、そんな事をいふて、それで済む、と、思つて居るか。臺灣銀行を、紊亂せしめた者は、其功に依

つて、其人を、貴族院に、出して居るでは、ないか」

▲其人、といふのは、西園寺公の使ひ番、中川小十郎を、指して、いふたのである。江木顧問は、法學博士、江木

衷の兄で、前鐵相の翼には、養父に當る。

江木の次には、荒井顧問が立つた。

「政府は、こんな無理な事をせずとも、政府には、剩餘金があるではないか。それは、五億位は、あらうから、本當に、政府が、責任を執つてやるから、茲に提案された、緊急勅令案といふが如き、無理な事をせずとも、その剩餘金で、やつて見れば、よいのだ」

伊東は、再び立つて、

「政府の御説も聞いて、大體の事は判つたから此上は、大臣の、退席を願ひ、樞府の委員だけで、相談する事に爲た

い、どうか、退席を願はう。但し、其前に、ちよつて、言ふて置く事がある。これは、明かに、憲法違反であるか

ら、其點は、充分に、考へて貰ひたい」

此一言で、政府側の人達は、サツと、顔色が變つた。

四

十五日も、引つゞき、委員會は、開かれる事に、なつて居た。其日の朝、若槻首相は、前に述べたやうに、伊東を訪ねたのだ、

「昨日の委員會では、痛い質問を受けて、甚だ恐縮しましたが、どうしても、此案は、通して頂きたいから、此上

ともに、御願ひ致します」

「それは、出来る限り、通しても上げたいが、何分にも、憲法違反の案であるから、賛成は出来ない。君は、憲法の

第八條を、どう解釋して居るか。よく考へて貰ひたい」

と、伊東は、これから親切に、憲法の講義を始め、自分が之を、起草した當時の、精神を語つたり、各國の憲法を、

對照したりして、諄々と、説き始めた。まるで、憲法學者が、學生を相手に、講義をして居る形であつた。

「さういふ譯であるから、樞府の一人としては、何共、困る次第である。」



憲法の、第七十條を、應用した例は、日清戦争の時、北清事件の時、日露戦争の時、日韓合邦の時、近くは、大震災の時、財政處分に、此條文に依る、勅令が出て居るだけだ。

大隈内閣の時、蠶糸救済の案を、此條文に依つてやらう、と、した時には、大隈首相は、餘程、手を廻して、或は山縣議長を説いたり、或は、其他の顧問官にも、それ／＼當りをつけて、かゝつたのであるが、遂に委員會では、否決と、いふ事になつた。

併し、否決の形式は、穩かでないから、政府に勸めて、案を、撤回せしめる事になつた。其時、大隈が、大浦兼武を、伴れて來たから、「樞府の意向は、否決に決したが、其所迄の、結着をつける、事は、甚だ面白くないから、寧ろ、撤回しては、何うであるか」と、話したが、大隈は、流石に、よく諒解して、その案を、撤回した事がある。

大震災後の、火保問題に付、清浦首相が、やはり、今回と同じ形式で、持出して來たから、「それは不可」といつてよく話したら、此時も、政府の方から、案は、撤回してしまつた。

第八條の旨意は、消極的手段の外、用ひないものであつて、日本銀行條例を改正して、一部の者を保護するといふが如き事には、用ひられぬ筈である。

大震災の時、財政處分に就て、第七十條を用ひたのは、事實上、議會を、開き難い場合で、あつたからで、嚴格にいへば、如何なる震災後でも、議會を、野原で開けば、開ける譯であるが、常識から考へて、四圍の事情から、先づ、議會は開けぬ、と見て、差支がない。殊に、交通機關の、不充分のため、各地から、議員が集まるにも、困難な事情がある。だから、誰も、其時には、議會を、開かざる事に就て、非難した者はない。けれども、嚴格に、不可能か、否かの點から、論じたら、絶對の不可能では、なかつたらう。これは要するに、常識で考へて、事實上不可能と、見たわけである。

所が、今回の事情は、さういふ状況ではなく、議會は、先般、開いて居たばかりで、即ち、今度は、その議會を、延長するやうなものであるから、斯の如き、場合に、憲法第七十條を用ひるのは、不適當である。

これは、俺の一家言でなく、從來、さういふ事に、なつて居るから、これが、樞密院の、傳統的解釋になつて、居るのだ。されば必ずや、此考へは、樞密院を、通るものと思ふ。就ては、地の適當な手段を、執る事したら、何うであらうか」

お談義は、可成り、長かつたが、若槻は、首を俛れて、よく聞いて居た。

「仰せは、御尤であります、實に弱りました」

「君は、今現に、局に當つて、事を爲して居るから、いろ／＼、悪くもいはれるだらうが、局に當る者としては、止むを得ない次第である。要するに、正當な手段を以て、邁進なさるがよい。

只一つ、考へて貰ひたい事は、君の内閣も、いづれの日にか、軀ては、止める時もあるから、止めた後に、憲法違反の、名を遺さぬやうに、注意して貰ひたい」

斯ういふ風に、伊東は、條理を盡して、若槻を、説いたのであるから、若槻も、只、恐れ入つて、一言半句、反對らしい事は、言はずに、歸つたのである。



新聞記事

一

結局、十五日の、委員會に於て、諮詢案は、否決されてしまつた。珍らしい事には、一人も賛成者なく、委員の全部が、反對であつたから、政府側の人も、之には、可成り、驚いたらしい。

翌日は、早朝から、閣僚は、手分けをして、各顧問官を歴訪し、本會議に於て、政府案を支持せしむべく、裏面運動に、努力する事になつた。商業會議所の、議員等も、それ／＼に、縁故を辿つて、動き始めた。

何の事でも、頼まれさへすれば、必ず引受ける、といふ、遊澤榮一が、病後の老體を、厭はずに、平沼委員長や、金子顧問官等を訪ねて、説付けたが、何の甲斐もなかつた。

政府側が、頼りに、思つて居る、岡田文相が、假に、病を忍んで、出席する、としても、數の相違が、餘りに多いので、絶望の外なかつた。

以上の如き事柄は、全くの事實であるから、流石に、新聞の記事も、其通りに、報道して居る。  
『東京朝日』の記事には、次のやうに、書いてある。

緊急救済の、緊急勅令案につき、樞府精査委員會は、十五日午後一時から、政府側を加へず、審議を續行したが、

緊急勅令による、非常手段については、依然、反對論激烈にして、

一、憲法第八條中に、その災厄を避くるため、緊急の必要により、との文句があるが、今回の緊急勅令は、右災厄を避くる、といふ條項には、當らない。

二、憲法第七十條に、内外の情形に因り、政府は、帝國議會を、召集すること能はざるとき、とあるが、今日の場合、帝國議會を、召集すること能はざる場合にあらざ、故に、第七十條の要件を、具備してゐない。

三、政府は、第五十二議會において、震災手形善後處理法案の、通過によつて、募銀の救済は、十分であることを屢々言明して居るに拘らず、議會閉會後、二句を出でざるに、募銀救済の、緊急勅令案を出すことは、不當である。

この理由に基き、遂に委員會は『本案は、否決すべきもの』と、決定したので、倉富議長は、直に、この議を齎して、首相官邸に、若槻首相と會見し、委員會の経過、並に、結果を述べて『かゝる情勢の下に、本會議を開くことは如何かと、思はれるから、此際、政府に於て、本案を撤回し、更に、他に適當なる方策を、講ぜられてはどうか』と、報告した。

これに對し、若槻首相は、『政府としては、本案を以て、最善の方法である、と信じて、御諮詢を仰いだのであるからなるべく案の無事通過を、希望するけれども、既に、委員會に於て、かく決定した以上、更に、他の閣僚とも相談して、何分の處置をとらう』と、答へたので、議長は、同四時五十分、官邸を辭去し、精査委員會に臨み、右折衝の経過を傳へ、同委員會は、五時半、散會した。

樞府精査委員會で、募銀救済の、勅令案が否決されたので、政府側では、これが善後處置につき、若槻首相は、首相官邸に、十五日午後七時半から、片岡、町田の兩相を招き、更に、市來、土方、兩日銀正副總裁、及び、井上



準之助氏を加へて、種々、協議の結果、直に、田大藏次官、松本銀行局長をも招致して、善後處置につき、議を凝らし、午後八時半に至つて、再度の臨時閣議を開いた。

その結果、此際政府は、第二案として、二億圓を、責任支出とすべし、との説が出たが、これに對し、濱口内相が平素の持論より、極力反對したるため、一蹴され、折柄、別室において、來郎中の日銀正副總裁、並に井上準之助氏と、若槻首相、片岡藏相と、會見した時に、日銀側から、指定預金説を提議したが、若槻首相、片岡藏相は、これに確答することを避け、更に、これを閣議に諮つたところ、反對論多くして、ものならず、遂に、樞府事務規程、第六條第二項により、その本會議急開を、要求するに決した。

しかして、本會議開會までには、すでに有力銀行の、決議陳情もあり、その効果が、どこまで働くか、また輿論の情勢が、いづれに赴くかを、よく見極むるの、必要もあり、この間に、政府としての活躍を、見出し得るやも知れず、まづ、本會議に表決するところ迄、臨んで見よう、といふ事で、午後十一時四十五分散會し、更に黨出身閣僚も居残り、協議を遂げた。

臺銀救済案に對する、樞密院本會議は、十七日午後二時から、宮中、東溜の間に於て、聖上陛下臨御の上、開會せられる事となつたが、本會議の大勢は、その開會に先だつ、十六日夜に於て、既に、左の如き意味と、數字とによつて、政府奔走の効も空しく、遂に、否決される事、明瞭となつた。

樞密院では、十六日の、午前午後に亘り、二上書記官長の手許で、委員會の審査報告書の、作製を終へ、同夜直にこれを、各顧問官に、配布すると同時に、その出席缺席について、取調べた結果、その顔觸と、數とが決定した。

樞府側出席者  
 倉富議長、平沼副議長、伊東、松室、田、荒井、石黒、久保田、江木、内山、平山、黒田、古市、山川、珍田、山

縣、櫻井、金子、八代、有松各顧問官  
 樞府側出席者

九鬼、中村、井上、富井の各顧問官  
 然して、有松顧問官の如き、病後、尙、靜養を要するにも拘らず、介添を付し、押して出席せんとし、其他、顧問官の中にも、最初、缺席して、政府に好意を、寄せんとした向、若くは、眞實病氣のために、缺席を希望した向もあつたが、兩三日來の、政府が、緩和運動に奔走した、輕卒の行動が、却つて、一部の反感を招くと、同時に、又政府から運動されて、缺席する時は、或は、由なき疑惑を、受くるも測られず、とした結果、前記の如く、遂に、眞に、立つ能はざる、病氣缺席の外は、全部出席して、樞府が、政府の運動などには、決して、動かさるゝものにあらざる事も、示さんとするに、至つたのである。

殊に、江木顧問官の如きは、現内閣とは、深き關係あり、と見らるゝに拘らず、十七日の本會議において、反對演説者の一人として、政府を難詰せんと、意氣込んで居り、櫻井顧問官も、現内閣には、味方の如く、思はれて居たが、大勢、今日に至つては、缺席する譯にゆかず、さりとして、反對は、尙更不可能の立場と、なつて居る。

曩に、精査委員會で、案を否決して、本會議の日取りを、打合せせんとした際の如き、政府は、最初、これを永く延ばさんと、したに拘らず、五時間と經ざるに、再び、至急開會を、要求して來たが如きは、明らかに、この問題に對する、信念と無定見と、暴露するものと、思はれる、とまで、極論して居る向もあつて、甚だしきは、政府からの運動者に對し、面罵した人も、あつた様である。

十七日の本會議は、この形勢の下に、開かれるのであるが、當日は、政府側からは、若槻首相以下、各大臣(十二名)その他、關係官出席して、會議にいら、先づ、平沼委員長の、審査報告あつて後、これに對する、若槻首相の、委員會で述べた、と同様の、説明を兼ねた、答辯あり、次いで、愈々、顧問官の反對論に、入る譯であるが、





十六日夜までに、事務局に、反對演説をなすべく、通知して来たのは、左の四顧問官である。

伊東巳代治伯、金子堅太郎子、久保田讓男、江木千之氏、

この順によつて、政府案に對し、憲法違反を、眞向に振翳して、詳細にわたり、論駁すべく、これに對し、若槻首相、片岡藏相、その他から、一々、答辯する筈であるが、この日の顧問官の、意氣込に對しては、恐らく政府も、術の施し様もなく、結局、採決の結果は、左の數字によつて、否決の運命に、逢ふであらう。即ち、樞府二十二名中、議長及び、缺席者四人を除き、

表決に加はる出席者、十八名(有松顧問官を出席と見て)  
表決に加はる政府側 十二名

にて、樞府側は、全會一致にて、否決することに、なつて居るから、その差六名で、政府は、敗れるであらう。

政府は、十七日午前、樞密院本會議に、臨むに先だつて、永田町首相官邸に、臨時閣議を開き、若槻首相から、樞密院本會議に於て試みる、意見書の内容を説明して、諒解を求め、次いで、樞府の情勢に關し、意見を交換した後、打揃つて、樞密院臨時本會議に臨み、臺銀救済緊急勅令につき、最後の一戦を、試みることになつて居るが、その結果は、原案否決となること、明かであるから、否決と同時に、官邸に引揚げ、再び閣議を開き、直ちに辭表を取りまとめ、若槻首相參内して、之を閣下に捧呈する、豫定である。それより、閣僚は、十名の勅選補充を、協議決定して、一切の總辭職準備を、終る事に、なつて居る。

一一

尙『東京日々新聞』の記事は、左の通りである。

樞密院に於ける、臺灣銀行救済に關する、緊急勅令案の、精査委員第二回會議は、夕刊所報の通り、十五日午後一時半から、事務局にて、倉富樞府議長、平沼清查委員長以下、各委員全部、並に、二上樞府書記官長等、樞府側のみ參集し、極めて緊張裡に開會し、委員會の態度を、決定すべく、各委員より、それ／＼、意見を開陳して、討議を行ひたる處、反對論續出し、一人の軟論を、唱ふるものなく、その要旨は、

一、臺灣銀行が、今日の如き、窮狀に陥り、政府當局が、救済策を、講せねばならなくなる事は、前議會當時に於て、何等の措置をなさず、議會閉會後、僅かに二句にして、俄かに、本案の如き、不當なる緊急勅令を、制定せんとするは、全く政府の大失態を、蔽はんとするもので、無責任極まる態度にして、而も、一臺灣銀行救済のため、二億圓といふ、巨額なる國帑を、無償支出し、一部の資本家を、救済するために、全國民に對し、最も苛重なる負擔を、なさしざるに於ては、國家社會に及ぼすべき、悪影響は、實に、甚大なるものなれば、到底、これを、承認する事は出来ない。

一、政府は、財界安定策として、飽迄、本案の如き、救済策を、講ずるの必要を、認むるならば、須らく、臨時議會を召集して、協賛を求むべきものである。然るに、これを、緊急勅令による事は、明かに、憲法違反となり、將來に、一大悪例を、貽すことになるから、憲法の擁護上、本案には、反對である。

政府は、憲法第八條、並に、同第七十條を、根據にして居るが、政府當局の、言明するが如く、臺銀を救済せねば、公共の安全を阻害し、一般國民が、災厄を受くるが如き、大動亂が起るものとも、信ぜられず、本條適用の理由は、認められない。

次に、憲法第七十條の適用は、帝國議會、召集不能なる場合にのみ、財政上の緊急處分を、許して居る事は、條文に明記されて居る所にして、濫りに、適用すべきものではない。故に、前例を見ても、韓國併合の場合とか、または戦時或は、大正十二年の、關東大震災の場合等に、限られて居る。然るに、今日の場合は、議會の召集は



容易にして、召集不能なりとは、認められないから、本案は、憲法の條章に、背反すること明瞭である。といふにあつて、約三時間に亘つて、慎重審議の結果、樞府は、最も嚴正公平なる立場より、憲法擁護のため、本案を否決する事に、全く意見が一致したが、決議に先立ち、一應、政府に、本案撤回の、意思ありや否やを質し、考慮を求むる事になり、午後四時十分休憩し、倉富議長より、若槻首相に、交渉を遂げたが、政府は直ちに、撤回しない事に、なつたので、午後五時十分より、議事を再開し、倉富議長より、交渉の顛末を報告し、全會一致を以て、政府案を、正式に否決するの決議を了して、同五時半、散會した。

樞密院では、十五日の、精査委員會の決議に基づき、精査委員長たる、平沼副議長は、十六日、樞府事務所にて二上書記官長と、協議の上、臺銀救済の、緊急勅令案否決、精査報告書を、作製すると共に、十七日午後二時より臨時樞府本會議開會の件、並に陛下の臨御を仰ぐため、上奏御裁可を経たので、直ちに、各顧問官に、電話を以て通告したる後、夕刻までに、各顧問官並に、各國務大臣に對し、精査委員會審査報告書、及び本會議開會通牒を送達して、出席の有無を照會し、なほ二上樞府書記官長は、精査委員外の、各顧問官を、親しく歴訪して、種々、打ち合せをなす所あつたが、樞府側より、本會議に出席すべき豫定数は、倉富、平沼、正副議長の外、顧問官定員二十四名中、二名の缺員あれば、現在の顧問官は二十二名にして、その内、病氣缺席者四名を除き、十八名、全部出席して、表決に加はる筈で、出席の豫定されて居る顧問官は、左の如くである。

議長、倉富男三郎氏（採決の際、賛否同数の場合以外には、表決に加はらない）  
副議長、精査委員長、平沼騏一郎男（表決に加はらない）  
顧問官、伊東巳代治伯、久保田讓男、石黒忠憲子、松室致氏、内田康哉伯、江木千之氏、田健治郎男、荒井賢太郎氏（以上、精査委員）

金子堅太郎子、平山成信男、黒田長成侯、古市公威男、山川健次郎男、有松英義氏、山縣伊三郎公、珍田捨巳伯、八代六郎男、櫻井鏡二氏（以上、委員外）  
病氣缺席者、九鬼隆一男、中村雄次郎男、井上勝之助侯、富井政章男  
以上の如く、平沼委員長以下、各精査委員が、委員會の決議を支持して、政府案に、反對する事は勿論、委員外の出席顧問官中には、一人も、政府案に、賛成をなすものなく、全部擧つて、委員會の決議を尊重し、政府案に反對すべく、有松顧問官の如きは、三年越の病氣につき、樞府側では、出席されざるやう、勸告して居るにも拘らず、同氏は、病軀を押して、出席をなし、政府案の反對決議に、参加する意嚮にて、樞府側の、政府案反對者は、十九名の多數に上れば、政府側が、首相以下、全閣僚十二名が出席して、如何に、政府案を支持しても、樞府側が多數にて、委員會の決定通り、政府案を、否決し去ることは、極めて、明瞭になつて來た。



御前會議

一

伊東、江木の外、荒井や、田が、政府案に、反對して居たのを、不思議に、思ふ人もあつたが、御前會議の場合には、委員外の顧問官で、憲政會に、好意を有つ人、又は、閣僚等に、深い因縁のある者迄が、すべて反對したのだから、意外千萬であつた。

初めは、左迄に、力瘤を、入れて居なかつた。伊東は、内閣側の態度と、財界の人々が、秘密運動を起したので、却つて、反感を有ち、極度に、強くなつてしまつた。

殊に、帝室制度審議會の、大仕事が完了して、前に掲げた如く、有難い勅語を、戴いて居るから、伊東としては、思ひ残す事も無く、此問題に自分の主張が、萬一にも、通らぬ事があれば、潔よく、職を辭する、といふ、覺悟を以て、痛論したのであるから、その意氣は、實に、旺なものであつた。

併し、實をいふと、御前會議の時よりも、十五日の委員會に於て、論じた時の方が更に痛烈であつた、といふ事だ。

さて、委員會の意見は、すべて一致して既に、否決と極つたが兎に角、政府の體面も、考へてやらなければならぬから、直ちに、決議する事は、遠慮して、一應は、政府側に、内談を遂げて見やうとなつた。

殊に、樞府の意向も、銀行の救済には、敢て、反對するのではなく、只、その手續がよくない、と、いふのが、一同の意見であるから、若し、政府が、此案を撤回して、他に、適當の方法を、執りさへすれば、勿論、賛成するに、きまつて居るのだ。

そこで、倉富議長を煩らはして、若槻首相に、面會し、案の撤回を、勧める事になり、議長の歸る迄は決議を、見合わせる事になつた。それが、十五日の午後三時半である。

倉富議長は、首相官邸に、若槻を訪ねた。  
「委員會の大勢は、否決と、いふ事に、極つて居るが、此場合、政府に於ても、その面目を思ふて、案の撤回をしては、何うであらうか、若し、さうでない、と、本會議にかけて、愈々、否決する事にもならう。それでは、甚だ穩か、でないとも考へるから、再考を願ひたいが、如何であらうか」

「段々の御配慮で、感謝に堪へません。案の撤回は、政府としても重大な事であるから、一存を以て、何共、お答へは、致し兼ねるから、兎に角、閣僚とも、相談する事に、致しませう」

「御尤です、それでは、御相談の濟む迄、お待ちする事に、致さう」  
「甚だ恐縮ですが、それでは、さういふ事に、願ひませう」

若槻は、これから、閣議の席へ行く。倉富は、その返辭を、待受けて居る。暫くして、若槻は、出て來た。  
「閣僚とも、種々、相談は致したが、政府としては、あれより外に、執るべき途がないから、案の撤回は致し兼ねるといふ事に、決定致したから、左様、御承知を願ひたい」

「それは甚だ遺憾であるが止むを得ません」  
「就ては、委員會の事は餘儀ない次第としても、本會議は、二十三日迄、延期を願ひたいが、如何でせうか」

之を聞いて、倉富も、少し變だと、思つた。一刻を争ふ、大切な場合であるから、緊急勅令の手續を、執るのであ



ると、主張して居る、政府側が、此場合になつて、本會議の延期を、希望するのは、何ういふ譯か、頗る可怪い、とは思つたが、さういはれて、すぐに斷る事も出来ず、樞府側の意向を定めてから、返辭をする事にして、引取つて來た。案の撤回を、拒絶した、と聞いて、さては本會議で、大に争ふつもりだな、と、思つたから、委員の連中も、少し不快を感じた。其上に、二十三日迄、本會議を、延ばして呉れ、と、いふのは、何か、計畫があるのだらう、と、想像して、政府の態度を益々、面白くなく思つた。

此時、伊東は、『政府の申込は、甚だ、辻褄が合はぬ。初めから一刻を争ふ、問題であるから、と、いふ事を繰返して、言うて居たにも拘らず、案の撤回はせぬが、本會議は、延ばしてくれ、と、いふのは、如何なる次第か、解し得ない。必ず其間に、何か、策略を、弄するに違ひない。政黨の連中は、よく、さういふ事を、考へるから、此申込は、善意を以て、迎へる事は出来ぬ』

と、いふのを聞いて、倉富議長は、少し取做した。

『それ迄に、疑ふても、餘りに、酷であらう』

『酷であるかも知れぬが、辻褄の合はぬ事は、確かである。事、且夕に、迫つて居る、と、いふのに、今に至つて、本會議を延期してくれ、では、どうしても辻褄が合はぬ。併し、請求があつたとすれば、心よく、承知した方が宜い、と思ふ。兎に角、其邊の事は、議長に、お任せませう』

伊東は、用事の都合があると、言うて、邸へ歸つた。倉富議長からは、延期を承諾して、若槻首相へ、其旨を答へた。右のやうな次第で、遂に、委員會は、諮問案を、否決してしまつた事は、是非もない。

本會議は、延期と決して、平沼、内田、田、松室の四人は、翌朝、旅行する事になつた。勿論、會議の前日には、必ず歸る、といふ、打合せには、なつて居る。而して、政府が、これを知つて居る事は、言ふ迄もない。

いつて來た。

然るに、其夜の十二時頃になつて、政府側から、延期の必要はないから、本會議を、緊急に、開いて欲しい、と、いつて來た。樞府側では、吃驚した。四人も旅行して、其上に、出席不能の、病人もあるのだから、本會議で、決を採る場合に、なると、どういふ結果になるか、判らない。茲に於て、急使を發して、旅行を引止めるやら、電話をかけるやら、忙しい事になつた。

翌朝、八時頃になると、石黒顧問官は、伊東の邸へ、忙はしく、自動車に乗付けた。伊東は、まだ、寢室から、出て居なかつた。石黒が來た、と聞いて、すぐに、出て來た。

『ヤア、お早う』  
『どうも、政府の人達は、實に怪しからん。あんたの、言うた通り、何か、計略があつたらしく、昨夜、遅くなつてから、本會議は、延期をせずに、開いてくれ、と、いふ事であつたさうだが、樞府の方には、既に、旅行と決して居る者もあるし、又病人は、出られまいから、實に、困つた事になつた』

『こんな事に、なつたとは、驚き入る。全體、政府が、かゝる、謀略を用ひるのは、甚だよろしくない。俺は、どうも可怪いと思つたから、議長には、一應、言うて置いた譯だが、兎に角、さうなつた以上は、敗北する迄も、戦ふ外は、あるまい。斯ういふ事に、朝早くから、老人を煩はしては、相濟まぬ。俺も、二三の同僚を、説く事にするから貴老は、休んで居たらいゝでせう』

『イヤ、さういふ譯には、相成らぬ。斯くなる上は、一生懸命ぢや。これから、一と廻り、廻つて來るから、貴臺もウムと、やつて下さい』

『やりませう。初めから、此戦ひに敗けたら、辭職する覺悟で、取掛つて居るのだから、愈々となれば、自分は、一



世一代の筆を揮つて、奏文を認め、それを、御前へ捧げても、争ふつもりぢや

『それ迄の、覺悟を開けば、俺も、安心した』

石黒は、すぐに飛出して、これから、顧問官の邸を、戸別訪問する。實に、その元氣は驚いたものだ。

▲此時、伊東は、七十四歳であり、石黒は、八十三歳であつた。

樞府の本會議を、政府の要求で、一旦は、二十三日と極め、更に、それを取消したのは、此問題を、決する上に、重大な關係があるから、もう少し、詳しく話して置かう。

十五日の夜半、十二時頃になつて、内閣書記官長が、二上樞府書記官長を、訪ねて来て、

『樞府の本會を、明日すぐ開いて欲しいから、よろしく、お願いする』

と、いふのであつたから、二上は、ひどく驚いた。

『其事に就ては、若槻首相の要求で、二十三日と、決定して居るのです』

『それは、意外な事を承はる。何かの、間違ひでは、ないのですか』

『イヤ、間違ふ譯はない。倉富議長が、若槻首相から、直接に、聞いて來たのであるから、こちらに、間違ひはない』

『さういふ譯なら、これから、よく事情を聞いて、すぐに來るから、御迷惑でも、待つて居て下さい』

そこで、書記官長は、歸つて行つたが、間もなく、復た、やつて來た。

『曩に、二十三日迄、延期してくれ、と、申入れたのは、取消しますから、至急に、本會議を、開くやうにして戴きたい』

斯ういはれては、二上書記官長も、斷りはいへぬから、すぐに、其旨を、議長へ通じた。そこで、十六日は、日

曜であるから、十七日に、開く事になり、それ／＼、手配にかゝつた。

政府側の遣方は、甚だよろしくなかつた。こんな、事が、あつたので、益々、樞府側を、怒らせてしまつたのは、

何といふ、智慧のない、遣方か。斯うなつて來ると、政府側の愚を、氣の毒に、思ふ外はない。

石黒が、歸つた跡へ、平沼副議長が、やつて來た。伊東から、石黒の事を話す、と、平沼も、眉を、ひそめて、政府の態度を、憤慨した。

『政府の遣方は、實に陰險で、少しも、油断がならぬ。いづれにしても、重大な問題で、明日は、陛下の臨御を仰ぎ本會議を、開く筈だから、あなたは、必ず、意見を述べてくれぬと、困る』

俺は、委員會で、あの位、やりつめたのだから、もう、勘辯して貰ひたい、それに鼻加答兒が、まだ癒らず、御前會議で、水鼻を垂らしては、恐れ入る』

『イヤ、そんな事は、不可ない。是非、立つて下さい』

押問答を、爲て居る所へ、議長から、電話が、かゝつて、平沼の、いふ通り、やはり、其事を、強要するのであつた。そこで、伊東も、止むを得ず、それを承諾した。

十五日の夜半に、本會議の事が決する、と、翌早朝から政府側の運動は、猛烈を極めた。鈴木商店に關係ある、實業家は、商業會議所に、本部を置いて、盛んに、動き始めた。

黒田長成の所へは、五六人も出かけて、押返した、と、いふ事である。八代六郎の所へも、代る／＼出かけたが、皆、門前拂ひを喰つた。最後は濱口が、やうやく、面會して、頻りに、頼み込んだだけで、八代は、あアいふ人格者であるから、キツパリ、別付けてしまつた。

『加藤高明伯の推薦で、顧問官にもなつたし、大隈内閣の時は、同じく、加藤伯の推薦で、海軍大臣にも、成つて居るが、斯様な、間違つた問題に迄、憲政會に、賛成しなければならぬといふ、理合はないから、お断りする』



之が、八代の答へであつた。而も、八代は、微恙であつたから、缺席するつもりで、居たが、此勸誘を受けたので、斷然、出席する事になつた。

右のやうな、政府側の運動が、却つて、顧問官連を憤慨させた事は、非常なものであつた。

四月十七日の午後二時、本會議は、愈々、開かれた。陛下の臨御を仰いで、御前會議である。

流石に、會議は、嚴肅を極めた。若槻は、先づ、案の大體を説明した、上手に、涙ッぽく、感情に、訴へて來た。

伊東は、委員長初め、同僚から、反對意見として、最初の發言を、強ひられて居たから、若槻の次に、立上つた。

先づ玉座に向つて、最敬禮をした後、その意見を述べ始めた。

「苟も、輔弼の、責任を知る者は、自分の失敗は、失敗として、明かに、表明すべきである。

財界混亂の事に就ては、現内閣にも、その責任はある。然るに、若槻首相は、その責任を、棚に上げて、只、此案のみを通さう、として、其意見のみを述べて居るのは、果して、責任を知る者の、態度であるか。

パニツクの事に就ても、いろ／＼述べられたが、斯かる事態に、なる事は、前から、豫想がついて、居た、筈である。然るに、政府は、それに關して、一向、財界の方へ、注意を拂はなかつたのは、何ういふ譯か。

又、支那に對しても、その不注意から、對支經濟關係に、一大損失を、受けて居る。此事も、今回の、財界の問題には、影響を及ぼして居る。在支邦人が、南軍に迫害されて、着のみ、着の儘、命から／＼で、長崎までは、歸つて來たが、乗車賃のない爲に、身動きが出来ず、困つて居たといふ位に、在支邦人は、苦痛を嘗めたばかりでなく、約六億に近い、對支貿易は、全く途絶して居る。これから受けた、パニツクも、容易ならぬものがあらう。而も、之は現内閣の失政が、その原因を、爲して居るのだが、それを知らぬは亭主ばかりである。

樞府の同列諸公は、臺銀を救済するなら、政府の提案した、方法でなく、他の手段を執れといふのであるが、私

は、實は、救済すべし、すべからずの、いづれにも、自信がない。

何となれば、臺銀の帳尻を、知らぬからである。それを見ずして、救済が出来るか、出来ぬか、どうして判るか。

殊に、臺銀整理に就ては、調査會さへ、有るではないか、臺銀の救済が、出来るか、出来ぬかは、私は、小臆であるから、斷言は出来ぬ。但し、之は、私、一個の言であつて、救済が、出来るか、出来ないかは、兎に角として、臺銀救済のために、政府の執る、手段がよくない、と、いふのである。

委員會に於て、私の、質問に對して、若槻首相は、責任を以て云々、といふ事を、幾度か、繰返されたが、御前に於ては、責任の「セ」の字も、言はないのは、何ういふ譯か、若槻首相は、誠に、巧言の人であるが、若槻君に、責任觀念がある、と、思つて居る者は、樞府の同列中には、恐らく、一人もあるまい」

此處まで、述べて來て、さらに、濱口に向つて、

「大限内閣の時に、蠶糸救済とかいふて、今回の銀行救済に、よく似た案を、出した事がある。樞府としては、それに、同意が出来ないので、案の撤回を、勧告したが、大隈首相は、よく理解して、案を撤回したが、其時には、濱口君も、苦い經驗を、有つて居る筈だ。今回の如き、案を決するには、閣議を開いたであらうが、どういふ譯でかかる案に、反對されなかつたのか、御意見を、伺ひたい」

暫く、濱口の顔を、見詰めて居たが、濱口は、何とも、言はなかつた、伊東は、江木に向つて、

「江木君は、法學博士であつて、よく法理は心得て居らるべき、筈であるのに、かゝる亂暴な案に、盲従し、之を提出する事に、同意せられたのは、どういふ法理からであるか、念の爲め、伺ひたい」

江木も、濱口と、同じやうに、黙つて居た。此時、幣原外相は、立上つて、

「對支問題に就て、お意見があつたが、在留民の、保護に關しては、充分に、手を爲し、遺憾はない、と、信じて居ります」



と、いつたから、さア溜らない。伊東は、すぐに打返して、  
「幣原君は、對支外交に就て、遺憾はない、と、いふたが、南京の状態は、何うであつたか。現に、御前では申上ぐる事を、憚るが如き、凌辱さへ受けて、居る者が、あるではないか。若し、外交方針に就て、教へを、求むる、と、いふなら、御指南いたすが、御前は、恐れ多いから、何日でも、自宅へ、お出でなさい」  
眞向から一本、ビシリと打込んで、幣原を、ゲーとも、いはせなかつた。  
猶、伊東は、政府側が、本會議の、延期を申込んで置きながら、更に、それを取消して、其間に、裏面の運動を試みた事を、素破抜いた。

「樞密院は、陛下の、特別諮問機關であつて、外間の、左右し得べきものではなく、左様な事で、動かされるやうな者は、只の一人も、ないのであるから、政黨出身の大臣は、將來のために、深く覺えて、置きなさい。」

之を要するに、若槻首相の態度は、上は、聖明を覆ひ奉り、下は、國民を欺瞞するものである」

これで、結論に達したので、再び、玉座に最敬禮をして、伊東は、椅子についた。御前會議で、一時間以上の、長きに亘り、而も、縦横無盡、言はんと欲する所を、斯の如く、言ひつくした者は多くあるまい。

殊に、最終の一言には、若槻も、忍耐が出来なかつたか。静かに立上つて、

「伊東伯の演説に就ては、洵に、遺憾である。述べたい事はあるが、今は、差控へる事にする。只、上御一人を、欺き奉つた如く、言はれた事に對しては、一應、辯解して置きます。就任以來、誠實を旨として、一意専心、陛下の御信任に、副ひ奉らんとして、努めて來たのであるから、此一事だけは、特に、辯明して置きます」

四

御前會議も、樞密院側は、全部、反對したので、遂に、緊急勅令の、案は、否決になつてしまつた。

そこで、著者は、その當時、各方面から、以上の事實を確かめひそかに、思つたのは、若し、政府が、どこ迄も、責任を執つて、立つべき、覺悟があるなら、更に上奏して、争ふ途もあり、又、國家の爲には、顧問官の免職を、爲せばよいのである。

然るに、伊東の演説に、對してさへ、碌な議論も、爲し得ず、御前に於て、恐れ入つてしまつたのは、いかにも、腑甲斐ない、人達である。

而も、一たび、樞府を離れる、と、大きな事を言つて、或は、伊東を罵り、樞府の廢止を叫び、果は、衆議院へ、樞府彈劾の、建議案を出して、僅かに、惡罵を試みる、と、いふのは、どういふ心持か、さらに判らない。

猶、本會議の當日、有松顧問の如きは、腦溢血の爲に、身體が不自由で、あるにも拘らず、令息二人に、擁護されつゝ、出席して、反對の意志を、表示して居る。若し、轉びでもしたら、其儘になるのだらうが、それを肩して、出て來たのだから、實に偉いものだ。

山川顧問も、肺炎になつて、醫者は、注意したのだが、強ひて、出席した上に、やはり政府案に、反對して居る。

伊東が、邸へ歸る、と、間もなく、有松は、電話をかけて、

「今日は、實に、有難かつた。あれで、溜飲が下り、頭腦が清々して、非常に、氣持が、よくなつた」

と、いふて、感謝の辭を述べて居る。

かくて、若槻内閣は、總辭職を決し、茲に、田中内閣が起つた。

財界は、遂に、大混亂となり、新内閣の人達はその整理に、命を縮める程であつた。例の、モラトリアムが、始まつたのは、此時である。而し、高橋是清といふ、有徳の老人が、藏相になつたので、甚だ仕合せであつた。

御前會議に於ける、伊東の演説に、不敬の言辭があつた如く、傳へる者も居たが、それは對支關係の、失政に就い



て、「知らぬは、亭主ばかりだ」と言うたのを、變に曲解して、婦人關係の事を意味するやうに、思ひ込んだものらしい。

けれども、それは、非常な誤りである、と思ふ。その證據には、「御前で申上ぐるを、憚るが如き凌辱を、受けた者さへある云々」といふが如き、辭を用ひて、婦人關係の事は、其意を盡して居る。

全體、御前に於ける、發言に就ては、多年の經驗から、なか／＼巧みなもので、不敬や失言は、頼まれても、爲る人でなからう。又、如何にも惡辣な事を、述べたやうに、攻撃するのも、當らない。成る程、政府側にとっては、辛かつたらうが、伊東としては、正々堂々と、言ふだけの事を、直言したに過ぎない。

憲政會の人達は、樞府を怨んで、次の議會には、その彈劾を決議するなぞ、一と騒ぎ演じたが、伊東は、之に對して、解嘲の詩を作つて居る。即ち、左の如し。

樞府每任帝者輔。獻替啓沃傾肺腑。言到寒謬固不妨。只要議事避依怙。時維昭和丁卯春。踐祚而後事態新。誰圖臺銀恐慌起。財界危機惱朝紳。遽草緊急勅令案。轉向樞府求協贊。議會已放責歸誰。陋劣心事衆同看。閣僚苦衷寧不知。翻借術數惹群疑。當初有人勸撤案。庶幾政府無大疵。如何執拗斥忠告。欲憑糊塗免煩促。既關憲法事不輕。縱橫論難盡心曲。閣僚大窘拋政機。相率下野頻怨詆。沙中偶語猶可恕。重臣厚顏遂其非。從來樞議屬穩秘。豈容廟堂唱虛僞。嗚呼大道廢而綱紀弛。灑盡賈生憂國淚。

昭和二年四月、樞府議緊急勅令案、事關憲法、至尊親臨之際、予乃直言毫無忌憚、遂否決該案、閣員爲之罷職。而黨人於臨時議會、決議樞府彈劾案、蛙鳴蟬噪、於予痛痒絕不相關、頃聞餘賦此、聊以解嘲、

丁卯初夏於翠雨莊南窓下

晨 亭

### 支拂猶豫

緊急勅令案は、樞密院で敗れ、若槻内閣は倒れて、田中内閣は、起つたが、幾ら、内閣が變つても、それで財界の安定は、得られる筈がなく、僅に、四五日を、過す間に、財界の混乱は、名状すべからざる、状態になつた。

東京では、第十五銀行が、先づ、店を閉めて、人を驚かし、大阪では、近江銀行が、休業の看板を出して、人の膽を、寒からしめた。

近江銀行は、資本金、千五百萬圓で、拂込額は、九百三十七萬五千圓であつた。定期預金が、四千八百五十八萬圓、當座預金は、四千八百八十萬圓に、なつて居た。其他の預金は、四千六百四萬圓も、あつたのだから、一般の信用は、却々に重く、東西シンデゲートの、一つに、なつて居た。

預金の取付は、全国的に、どの銀行も、その影響は、片端から、受けて居た。その中で、新しい預金が、ドシ／＼殖へて來るので、困り抜いた、銀行が、四軒ある。三井、三菱、住友、第一は、即ち、それであつて、三菱の如きは、二十日の、一日だけで、金一千萬圓、と、いふのだから、推して知るべきである。

火元の、臺銀は、どうであるか、といふに、これは、變な事になつて、餘り、銀行の事に、通じて居らぬ、人達を



驚かしたのである。

臺灣總督の、上山滿之進が、ウムと踏張つて、どうしても、休業させず、制限外に、紙幣を發行しても、此難場を乗切るといつて、大蔵省の命令も、日本銀行への、遠慮も、一切お構なしで、威張つて居たのだから、實に面白かつた。

本店を初め、各地の支店は、休業して居るのに、臺灣だけは、店を開けて居たのだから、随分、思ひ切つた、遣方で、殊に、日本銀行から、三千萬圓の、支拂準備金を、送るべく、神戸迄、持つて行つたのを、ハッキリ拒絶して、あの最中に、三千萬圓の紙幣が、神戸の埠頭に、フラついて居たのだから、誰も皆、之には驚かされた。

日本銀行の、貸出は、二十一億圓に上り、準備した、兌換券は、二十六億圓である、といふのだから、素晴らしいものだ。其時に、例の二百圓、五十圓の紙幣が、頗るチャチなものではあつたが、東になつて、飛出して來た。

東京では、赤坂一ツ木の、田代冠と、いふ人が、株主の一人として、臺銀の重役を、相手取り、背任罪の名を以て地方裁判所の検事局へ、告訴の手續をした。

若し、此告訴が、成立すれば、あの騒ぎの中で、一層の、紛紅を來し、臺銀の前途は、果して、どうなるか、殆んど判らない。それだけに、世間の耳目は、此事件に、集中されたのである。

然るに、田代は、警視廳へ呼出され、拘留處分になつて、ひどく責めつけられた。代理辯護士へは、何の通告もなく、告訴を取下げましたから、狐につまゝれたやうな、感じであつた。

田代が、臺銀の株を、買入れた、資金の出し手は、上澁谷の、河野英良と、いふ人であつた。同人の、語る處によれば、

「田代は、興信所に居た關係から、十年來の知合で、私の所に、屢々來て居る。去月、十二三日頃だつた、と思ふ

が、突然、訪ねて來て、鈴木商店の大借金と、臺銀の、不法貸代に就て、意見を求めたから、私は、これは世界に類のない、經濟界の毒素だと思つたから、怪しからぬとの、意見を述べた所、田代は、此借金は、政府が、震手を補償するので、その負擔は、六千萬國民にかゝる。之れは、國民全體が、奮起すべき、重大な問題だ。鈴木と、臺銀とを、大に叩かうではないか、と談合して、結局、一應は、銀行の状態を、調べてからにしよう、それを調べると、株主にならねば、ならぬから、株を買つてくれ、と、田代がいふので、私が、千圓出して、十株買つたのです。さうして居るうちに、私の事務所は、政友會本部の中に在るので、自然、政友會關係の人が來て、大に勵ます。そんな事で、遂に、臺銀重役を、告訴したのです。所が、私も、警視廳へ、呼出される事になり、二十六日に、參考人として、呼ばれた。其時は、土屋警部から、政治問題化して居るから、取下げはどうか、との話があつたので、此時は、既に、私の目的は、達したと思つたので、取下げに同意し、田代に勸めて、取下げたのです。政黨の有力者が、ひそかに、運動に來たなどの事實は、斷じてありません。警視廳が、田代を壓迫したか、どうか其邊の事も、ハッキリ知らない」と、

いふのであつた。所が、一部に傳へられた、風説では、憲政會の某と、商業會議所の議員某とが、十萬圓の示談金で、告訴の取下げを促したとも、いはれて居た。又土屋警部が田代の前科を押へて、無理に、取下げをさせた、ともいはれ、又、田代が、自ら、語る所に依れば、

「自分の、身に、傷があるから、警視廳に、永く拘留されては、私立中學に居る、子供に迄、親の罪を、知らず事になるから、土屋警部に、泣を入れて、取下げをしたのであるが、俄株主になる爲め、河野から、借りた金には日歩を十錢、拂つて居る。代理を頼んだ、辯護士には、百圓の手數料を、渡してある」

斯ういつて居るのだから、どう考へても、告訴する迄の筋道は、餘り良くなかつた。



新内閣の顔觸は、左の通りだ。

内閣總理大臣兼攝外務大臣

内務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農林大臣	商工大臣	逓信大臣	鐵道大臣
田中	高橋	白川	岡田	原嘉	三土	山本	中橋	望月	小川
義三郎	喜三郎	是清	義則	嘉造	忠二	徳五郎	徳五郎	圭介	平吉

別に、内閣書記官長としては、鳩山一郎が、職に就き、前田米藏は、法制局長官であつた。

此顔觸を見ると、大して特色もないが、ひとり、高橋が、蔵相の位置に、就いて居る事だけが、一般の注意を惹いた。高橋は、既に、一たび、總理大臣を勤め、大藏大臣は、二度も、やつて居るのだから、閣臣の中では、大先輩である、のみならず、政友會總裁の椅子を、田中に譲つて、今は、全く閑散の身であつた。それを、財界救済のため、田中首相が、自ら乗込んで、やうやくに、引出して來たのであるから、田中の在任中、此一つが、人事行政の、優秀なるものであつた。

高橋は、人も知る、好々爺であり、小さい事には、あまり囚はれず、どことなく、脱俗した所があつて、敵味方を通じ、その評判は、頗る良かった。

殊に、財界には、深い縁故もあり、かゝる場合の、蔵相としては、適任の人であつた。けれども、財界の混乱は、空前の事であつて、自分一人では、逆も、救済し得る、見込は、つかぬのであるから、それには、然るべき、相棒を作らなければならぬ。

茲に於て、日銀の總裁が、市來乙彦では、甚だ都合が悪いから、それを罷めさせて、井上準之助を、その跡釜に、据へる事にした。

井上は、高橋の自分ではないが、嘗ては、世話になつた事もあり、高橋には、多少の義理もある。従つて、斯うした場合には、一應、その希望に副ふべく、高橋が、いふ通りに、動いたのである。

臨時議會は、無論、開く事にしても、それ迄の持堪へが、何としても、つかぬのであるから、そこで、モラトリアムを、行ふ事になつた。

モラトリアムと、聞いた時は、何だか、有難さうに響いたが、實は、支拂猶豫の、舶來語であつて、大して、珍らしくもなく、有難いものでもなかつた。

舊幕時代には、あれ程に、大きい規模のものでは、なかつたが、やはり、支拂猶豫や、貸借訴訟の中止を、命じた事はあるのだから、よく考へれば、不思議もなく、只それに、西洋式の鍍金を、かけたものが、モラトリアムである。要するに、銀行の始末がつく迄、大口の引出しをさせず、一般の支拂も、停止を命ずる、と、いふのであつて、大きい金持には、結構なものであつたかも知れないが、吾々のやうに、其日、稼いだ金で、其日を送る、と、いつたやうな、無資産の者には、さらに、お蔭はなかつた。



四月二十一日の、閣議で、モラトリアムの事を決し、緊急勅令として、實施する事に、方針を定めた。即ち、全國の各銀行に對して、小口拂出には、制限額を、五百圓以内とし、猶豫期間を、二十日間とする事にした。臨時議會は、五月三日を以て、東京に召集し、會期は、五日間として、奏請の手續を、執る事になつた。

そこで、支拂猶豫の、緊急勅令案は、樞府へ、諮詢される事になつた。例によつて、精査委員會が設けられ、平沼副議長が、委員長になつた。委員會は、大した波瀾もなく、それを認める事になり、二十二日の午後二時半、宮中、東溜間に於て、本會議が、開かれた。

聖上陛下は、例刻に臨御あり、前の場合と、同じやうに、御前會議であつた。先づ、委員長から、委員會精査の、報告があつて、伊東委員の、賛成演説があつた。

「若槻内閣の、緊急勅令案は、臨時議會を召集せずして、財政上の、緊急處分を、しやうと、企てたものであり、且つ當時の事情は、憲法第八條に定めたるが如き、條件を、備へて居なかつたから、樞密院は、違憲として、之を、否決したのであるが、刻下の財界は、混亂の極に達せんとし、緊急に、何等かの施設を要する。此時に當り、新内閣は、支拂猶豫令を公布して、應急處分を爲し、其一面に於ては、臨時議會を召集せんとするのであるから、若槻内閣の、緊急勅令案とは、全く事情を異にして、その性質も、消極的手段であり、憲法の精神に當嵌つて居るものであるから、本案は、可決すべきものである」  
それが終つて、黒田顧問が、同一の意見を述べ、結局、満場一致で、委員長の報告通り、支拂猶豫の、緊急勅令案は、可決された。

### 臨時議會

臨時議會の、狀況に就ては、時事新報が、批評的に、詳しく、書いて居るから、それを借用して、間に合せる事にした。

政權たらひ廻しの、曲藝などと云ふ、舊式陰謀は、美事に外れ、政權は、何の變哲もなく、憲政常道の、レールの上を、スル／＼滑つて、政友會の天下になつた。萬年野黨の、小政團を除けば、悲より喜へは政友會、喜より、悲へは、憲政會、獨り政友本黨のみ、悲より悲へと、益々沈み行く。そこで、木から落ちた、憲政會と、鷲に油揚を浚はれた政友本黨とは、前々からの腐れ縁、憲本聯盟を、更に鞏固にしやう、として、新黨樹立へ、策動し始めた。併しこの合同運動は遺憾ながら「頭から」動き出したもので「足から」起つたもので、なかつたので、普選になつたら、當選の六ヶ敷い、代議士連は、選舉區を脊負つて、右往左往した。

それでも、ヤット作り上げたのが、新黨俱樂部、衆議院事務局では、これを公認し、斯くて憲政會、政友本黨の名は、衆議院から、その公的存在を、抹消された。純野黨たる、新黨俱樂部に居ては、來年の普選で、危険を感じる、連中は、圖々しくも、政友會に鞍替へ、するものもあり、准與黨としての、昭和俱樂部を、デッチ上げたり、



或は、無所屬に入つた。その結果、五十二議會末と、この臨時議會始めとでは、政治的分野に、次の様な、激變を生じた。

總數	五十二議會	五十三議會
憲政黨	四六四	四六四
政友會	一六四	一三二
昭和新正	八七	一五九
實業同志會	一五七	一一
無所屬	〇	二五
員屬	二六	九
	九	一六
	二一	六
	七	

然も、此激變が、政友會に、政權が落ちた結果、來るべき普選による、總選舉は、政友會内閣の手で行はれる、と云ふ、歸結から生じた、波紋である。否、大津波である。既成政黨が、ドンナに政權の前に、膝を屈し、そして、普選を恐れてゐるか、ありくと、此の分解作用から、發見される。

閑話休題、一つの政黨を、結成するにまで至らなかつた、憲本兩黨の、周章を外にして、政友會は、黨を擧げて、歡喜と法悦に、陶醉し「ウン、そうぢや」と、大きく頭振りながら、公選によつて、任期七年の、總裁椅子に、納まり乍ら、破顔一笑する、田中總裁の得意は、云はずもがな、陣笠の末に至るまで、大政友會時代の實現、近きに在りと、確信する物凄さ。昨日まで、野黨として、悲鳴を擧げた、連中も、四日の開院式には、官吏として新調一

大多數は借り物—の大禮服に、をさない誇りを持ちつゝ、胸に懸けた勳章の、數多きを喜ぶ他愛なさ。まさに、春風颯々、何處に、財界の危機ありや、と訝しげなる面魂、それも、與黨の數が、少いと云へ、財界救済法案は、野黨も、多數に勢ひを得て、無碍に一蹴することの出来ない、既成政黨共通の、利害關係が期せずして、一致してゐるところからの、安心の故かも知れぬ。其處に、政府及び與黨の強味があるが、野黨は、多數を恃み乍らの、脾肉の嘆を、如何にして洩らすか。會期、僅に五日間なれば、尙更、その掛引は、端睨すべからざるものがあつた。

二

普段、話してゐるときの、言葉は、長州辯丸出で、一向、意味が通じないが、流石に、軍人上り丈であつて、聲量の豊かなことは、先づ、歴代首相中でも、一、二と數へられる、田中首相、併し、根が、一介の武弁丈に、一たび壇上に立てば、議會に諮問するとか、肥料の、公平なる分配とか、生産力の増加とか、失言やら、お笑ひ草やらが、續々、口をついて、出て來る。餘り世間に知られては、首相の估券に關する、と思つてか、鳩山書記官長を通じて、到頭、速記録を改竄せしめて、また一と問題を起したりする。併し、至極アツサリしたもので、音吐朗々、取消す所は、仲々立派だ。遮莫、家の子郎黨は、總裁の答辯が、きつと失策ると、前々から懸念し、議會開會中は、田中さんを、病氣にさせて、臨時首相を置いて、切抜けた方が萬全だ、との苦しい思案をした、と云ふのは嘘だらうが、小川鐵相が、自ら副總理を氣取つて、田中首相に、耳打ちしたり、答辯の要領を、紙片に書いて渡したり、したのは、御本人、甚だ得意かも知れぬが、舞臺の黒ん坊と同じく、眼觸りも甚だしい。はては、鳩山、前田の連中までが、ノサバリ返る始末。田中首相は、完全に木偶漢と、祭り上られた態。

藏相に、高橋さん、を持つて來たのは、何と云つても、田中首相の御手柄、翁が神妙に「銀行の、内容に觸れぬ



方が、財界安定の爲めだ」と云へば、成程、そうかと、皆が頷く。そこに些末の、トリックも無けれど、下手な術策もない。之が、若も山本第二郎氏とか、三土忠造氏あたりであつたら、野黨は、到底納まるまい。曾ては總理の、印綬を帯びた、翁が、あの歳をして、田中首相の下に着く、襟度、誰だつてホロリとする。併し、此翁、福徳圓滿の、三十二相の顔をしながら、仲々、皮肉なことを遣る。貴族院での、唯一の質問者、菅原通敬氏に對して「まあ、大體、此の位で宜いでせう」と答へつゝ、時計を開いて、示すあたり、尤も、會期を一日、延長するかせぬかの瀬戸際ゆゑだが、「もう廢せ」と云はぬ許りの、其素振が、憎くもなく悪態にも見えぬから、不思議だ。併し、流石に、休業銀行に對する、法理的解釋を「私にも、判りません」とばかり、その答辯を、他の閣僚に委せて、平然としてゐるのも、翁ならではの。休業銀行の解釋ほど、閑僚を、閉口させたものはない。衆議院の委員會で、三たびも休憩させた、此問題には、自任副總理の、小川鐵相は勿論、狀師の法服を、ぬいだばかりの、原法相も討死し、到頭、政府から、町田委員長に、泣きを入れて、此問題は、解決附かずしまひに終つた。財政學者の、小川郷太郎氏の、執拗なる此の質問に、與黨は餘程、口惜しかつたと見え「議事妨礙だ、解散しろ」と、悲鳴を挙げれば、野黨は、「威嚇だ」と憤慨しつゝも、恐怖觀念を表白した。

永井柳太郎氏、久々で、演壇に立つ、大隈張りの演説、田中首相をして「對支不干渉、前内閣の對支政策踏襲」を云はしめて、凱歌を奏し、得意滿面たるものがあつたが、木堂翁から「何うも、新しい諸君の演説は、壯士芝居的だ」と、こき下ろされて、新人の、面目を潰される。その木堂翁も、久し振りに、議席に就いてゐる時、湯淺凡平氏が、「産業立國は、良貨廉賣だ」と云ふや、政友會の連中は嘲笑したが、湯淺氏、之に應酬して「産業立國も、良貨廉賣も、犬養先生に、教はつたのだ」に、ギヤンと參つたのは、笑止の至り。革新俱樂部の連中は、舊同僚の出世を、餘程羨ましく、感じた見え、田崎信藏氏も、大口喜六政府委員を、委員會で、ギョウ〜言はせて、犬養的仇討に、溜飲を下げてゐたのも、罪がない。

今度の議會は、財界安定法案丈けに、野黨も、政府に肉薄する丈けの熱なく、辛うじて、樞府不信任案を、十六票の差で通過させて、喜んだ位なもの。此案の、討論に際して、尾崎學堂氏から「諸君も、之れから出世する人々故、慎重な態度を、持して欲しい」と諭された。中野正剛氏等は、定めてこそばゆい思ひを、したことだらう。中村啓次郎氏が、財界安定法案の、討論の際、政友會諸君は、震手案の時、内容を示せ、と云つたが、我等は、財界安定の爲め、何も云はず、腹藏一つで通す」と、大見得を切つた時には、與黨も、野黨も、拍手して喜んだが、云ふものも、拍手するものも、よく考へて見たら、面はゆいことだらう。

三

七億圓と云ふ、膨大な金を、財界安定の爲めに、惜し氣もなく、投げ出さう、といふことの、我が國富を顧みて、相應しからぬことを別として、この法案を、貴衆兩院共に、各二日づつの審議期日を、與へれば充分だ、と信する、政府の腹は、随分圖々しい。畢竟「この法案を、野黨は、否決することが出来まい。若しも否決したら、國民の怨府となるだらう」との見定めが、附いてゐればこそである。されば、無産政黨が、口惜しがつて、「民衆の、血税を以て、ブルジョア資本家共を救済する、一大暴案だ」と絶叫しても、それは、たゞ喧嘩な笛の、哀音を、耳に聴くのみで、踊るべき民衆は落付いて、嗚りを鎮めてゐる。

院内に、代議士の、一人をも持たぬ、無産政黨ばかりが、悲哀を感じたのではない。實業同志會は、勿論、交渉團體の資格ある、新正俱樂部さへ、同じ運命に陥つてゐるのだから、又以て、無産政黨も、瞑すべし矣。新正俱樂部



部の案として、湯湯凡平氏が「七億も、國民の丸損となつては、一大事だ。それには、國民の負擔額を、最小限度と、する爲めに、特別融通金額の百分の七を、保證料として、國家が天引して、此の保證料總額を、有利に廻せば、宜い」との名案を、口の酸っぱくなるまで、強調力説したけれど、成程名案だ、と感心するのは、籍を同じくする、同僚ばかり、餘りに賛成者の、少い爲めに、却て議場の笑殺を、買ふ始末。尤も、少數黨なるが故に、萬年野黨なるが故に、斯くの如き正論が、吐けるのかも知れぬ。

最も物の哀れを留めたのは、正義一徹の武藤山治さん。正しい常識を、持つてゐる人々ならば、至極尤もと、雙手を擧げて、賛成するでもあらう所の「臺灣銀行不始末調査會設置に關する決議案」と「休業銀行の整理救済に關する決議案」とを振り翳して、井本氏の、休憩動議に反對して云ふ「今、休憩したなら、此儘、流會するのでは無からうか、と思ふ。僅か一時間の、時間で宜いから、補償案と、重大な密接關係ある、二つの決議案を、審議して貰ひたい。儘か百萬圓の、商船を沈没させたとして、其の船長や、乗組員は、査問せられるではないか」と、切々の言説を爲した時、政友會も、新黨俱樂部も、一度に拍手して、その響きは、堂を揺がさんばかりであつたが、その拍手は、茶化し半分で、いざ議長が、休憩動議の可否を問へば、實業同志會の一派を除く、他の代議士は賛成！賛成！と連呼しつゝ、鬨を排して、控室へと流れ行く。

與黨たる、政友會も、新黨俱樂部を、向ふに廻しては、遺憾乍ら、是亦少數黨 六日の本會議で、野黨から、政府の施政方針に關する、緊急質問が出た時、たゞ政府が、議事日程の變更に、不同意だと、云ふので、規則の手前、如何に野黨が、多數であつても、如何とも爲し難く、政府の思ひ通り、議事を進行させることが出来たが、最終日の、樞密院の奉答に關する決議案は、到々、與黨の敗化となり、田中首相が「政府は、此決議に對して、茲に反對

の意思を表示します」と聲明しても、二百十票對百九十四票と云ふ、十六票の差で、凱歌が、野黨に、擧つて仕舞つた。大政友會時代だつたら……の感慨に耽るもの、是れ少數與黨としての、政友會の悲哀。

政府も、與黨の少いには、少からず氣を揉んだらしい。町田委員長から「何うも、政府の答辯は、統一しないこれでは、議事の進行も覺えないから、一旦休憩して、意見を纏めたら、何うです」と、武士道的な、態度に出られて、素直に受入れたのも、與黨さへ多數なら、遮二無二、質問の議を成立させて、一日も早く、通過させ得るのにと、嚙ぎりしたことだらう。その上、前田法制局長官を、政府の使者として、町田委員長を、控室に訪問せしめ、何んとかして、案の通過に、努力して貰ふべく、哀願懇談するなどは、暮夜秘かに、權門を叩くの醜態と、異なる所がない。併し、前田さんの、恰も泣くが如く、訴ふるが如き具相は、哀願使者として、好適任、町田委員長も、氏に泣き附かれて、到々、頭を縦に、振つて仕舞つた。

四

財界安定の爲めに、七億圓と云ふ、國費を、惜氣もなく出さう、と云ふ、重大な臨時議會に、さても、審議振りの早い、貴族院よ？會期も、將に終らんとする八日、誠に、一瀉千里で、可決して仕舞つた。その所要時間が、どれ程だと、調べて見たら、驚く勿れ、タツタ三時間五十分。その内譯は、支拂延期令、本會議二十三分、同委員會二十七分、財界安定法案、本會議一時間四十分、同委員會一時間五分、三案一括（委員長報告）本會議十七分。小學校四年生に、計算させたつて、三時間五十八分以上に、なりつこはない。支拂延期令、施行の爲め、國民が、どれだけの損害を蒙つたかは、實數の測定が、不可能ゆゑに除くとしても、七億圓、國庫支出の重大法案を、僅四時間餘りで、通過させたのだから、會議一分間毎に、約三千萬圓づゝ、鵜呑みにした道理。小姑の様に、矢筈敷屋



ばかり居る、貴族院が、よくも黙つて、通したものだ、半ば感服し、半ば驚嘆する者は、天下に澤山あらう。五十二議會では、二億七百萬圓の、震手法案で、容易に首を、縦に振らなかつた、貴族院のことだ、斯うも、風廻りの宜いのは、お歳と、陽氣の故で、あらうか？

衆議院を、六日に通過させて、七日から、貴族院へ廻す、政府の、最初の腹が、政府のドチから、八日の午後六時二十六分に、ヤット財界安定法案が、修正可決された始末。會期一日延長、詔書奏請は、必然的、運命と思はれて居たのに……。また、田中總裁が、内閣組織のとき、研究會の、或申出を拒絶した程だから、研究會の幹部連中は、田中内閣に對して、快く思つて居らぬで、あらうのに……。更にまた、衆議院に於てさへ、コデレたのだから、尙更、貴族院にて、慎重審議すべきで、あらうのに……。それからそれへと、今度の貴族院の態度に對して、疑問が湧く。或る正直者は、斯うも思つた——國民代表の、衆議院に於て、充分に質疑應答を重ねて、審議した結果、全會一致を以て、可決されたのだから、貴族院は、民意を尊重して、短時間に通過させたのだ、これは、輿論政治の時代に於ける、當然の現象だ——とばかり、有頂天になつて、ある者もある。果して然るや？處が、貴族院の殿様は、仲々そんな、生易しいことで、ウンと云ふ、お人柄ではなかつた。

徳川議長さへ、急遽、會議を開いたことを、「嚴格に云へば、規則に反することもあらうが、此際、已むを得ない」と釋明し、發言する、どの議員も、一と言目には「急を要する重大法案」と云ひ、青木信光子の如きは、「貴族院は、一日あれば、充分だ」と、事前から仄かす。その理由は、政府から、諒解があつたのだ、とのこと。この諒解とは、一夕の招宴ではない。殿様共通の、重大問題たる、臺所問題が關聯する、即ち殿様銀行、華族銀行の稱ある十五銀行を、必ず政府が、應分の援助をする、と云ふ、諒解があるからだ、とのこと。このことを裏書するの

は、衆議院の委員會で、問題となつた、第一條中の「銀行」の解決の時に、高橋藏相が「大藏省の原案には、明かに休業銀行には、此規定を適用せぬ、文句があつたが、閣議で、休業と云ふ、文字を用ひなくとも、意味が解る。と、云ふので、削除したのだ」と、問ふに落ちず、語るに落ちたことだ。成程、華族様の願の重大問題、これさへ解決すれば、理もなく通過する筈だ。

併し、何しろ此案が、貴族院に上程されたのが、午後六時四十一分、十二時までに、僅五時間十一分しか無い。政府は、腹の中で、ヤキモキし、八時までに本會議が終らなかつたら、會期延長の詔書を、奏請する手筈になつて居た、と云ふ。だから、高橋藏相が、懷中時計を、時々出しては、時間を計つて、答辯してゐた。また、貴族院各派の幹部連は、只管會員を、慰撫懇談して、質問させぬ方針を、とつた相だ。それか、あらぬか。本會議は、豫定より遅ること、僅に二十七分、質問者は、菅原通敬氏、一人だけで済んだ、そして、この二十七分を、委員會で取り返す爲めに、餘りに馬力を、掛け過ぎて、十二時まで、一時三十四分もの、餘裕を見せ、會期も、延長すること無くして、通過したとは、芽出度かりける限り、とや云ふべし。

五

新黨俱樂部だけで、二百三十餘名と云ふ、約、過半數を、持ち乍ら、自分の、思ふ通りに、行き兼ねた、今度の議會會程、齒痒いものは、無かつたらう。新黨樹立への、暫定過程としての新黨俱樂部、臨時議會に、間に合はせる爲めの應急製品、華奢な手で持つても、壊れ相な代物だから、始末が悪い。お互に強いことも言へず、奥歯に、物の挟まつた様な、感じがしてならぬ。然も、その挾雜物が、茶つ葉や澤庵の皮とは、譯が違つて、罷り間違へば、ズドンと、一大音響を發して、五體を、木つ葉微塵にする、爆發物なのだから、尙ほ更、手が附けられない。憲



政會や、政友本黨の大幹部が、切めて議會中だけでも、何とか此儘で、切抜け様と努めた、其努力は、他目にも、氣の毒な、感じがした。

議席を眺めれば、床次氏と、濱口氏と、松田源治氏と、安達謙藏氏とが、各通路を挟んで、隣合つてゐる有様は、策を、帷幄の裡に廻らす、大本營として、天晴れな構成、參謀總長格の安達、松田兩氏の耳打ちこそ、野黨策戰の總評定所。その左右前後に中小幹部、大小陣笠が、鶴翼の布陣を、形造る所など、見た目は、立派で堂々たるもの、併し、親の心、子知らずの、嘘へに洩れず、中野正剛氏などまでが「不信任案を出さないで、何うするんだ。だから、三年間も、内閣に居て、何一つ出来やしないのだ」と、蔭に廻つて、鬱憤を吐いて居る。幹部所は、少壯議員の、内閣不信任案提出論には、餘程、狼狽したものに見える。「マア、マア」と、漸く口の言へる、赤ン坊が、母親を呼ぶ様な恰好で、慰撫に努めたが、仲々納まらない。漸く、濱口氏を勞はして、納得させた。斯くして、濱口氏の貫祿は、事毎に重きを、加へて行く。

何にしろ、七億の法案を、否決した日には、野黨の立場は、困難となり、さりとして、反對黨内閣の法案を、其の儘、鵜呑みにも出来ず、そこで、當らず觸らずの、修正もがごと、思案の揚句が、アノ修正。それで、國民への顔も立つが、多數を擁する、野黨の威力を發揮して、少數政府を、少し位は、苛めて遣らねば、黨の威信に關するとはかり、茲に漸く大義的仇討の、憂さ晴らしとばかり、樞府不信任的の決議案を、持出した次第、併し、これも少壯議員の、急進的文字を、出来る丈け、骨抜きにして、ヤツト出さした、幹部の苦心。某幹部、熱々、述懐して云ふ「僅か、會期は五日間だが、この議會ほど、苦心慘愴、心身共に疲れた、議會はないよ。黨の統制も、常に心掛けて、居らなければならぬし、法案が法案だからネ、田中の顔を見るだけでも、本當に癩に觸つてならなかつ

たけれど……」と。餘程、こたえたものと見えるが、苦節十年の、昔を偲べば、慰められる所もあらう。

舊憲政會よりも、辛かつたのは、政友本黨だ。折角の名曲藝、政權たらひ廻しも、餘り廻り過ぎて素通りとなり政權玉は、コロコロと、政友會に、行つてしまつた。多年の同僚が、政友會や、昭和俱樂部に走り、新黨俱樂部と名は宜いが、體裁の宜い、憲政會への、身賣り、往年、大養翁一派の、政友會への身賣りと、何のかはる所もない有様。本黨の連中で、この議會で、熱を擧げたのは、中村啓次郎氏位で、辛うじて「腹藝を以て、七億の法案を承認する」と叫んで、好い氣持、尤も、内心は、熱湯を飲む、思ひがいたらうが——になつて居た、起死回生の途はたゞ裸一貫となるばかり、代議士商賣も、亦辛い哉。

六

七億圓の救濟案が、無事に議會を通過したので、モラトリアム明けの十三日は、豫想通り、至極平穩とは、財界は氣儘なもの、イクラ現金を、取扱ふからと云つて、餘りに現金過ぎる。これで、助かるものは、現在開業中の銀行と、休業中のもものでは、十五、中井、廣部の三銀行位、結局、自力開業の、見込みが附くまでは、休業銀行は、救濟法の、恩恵が受けられぬ。結局、是等の休業銀行に預てゐる、預金者は、いつになつたら引出せるか、見當も附かぬ、預金帳を、後生大事に抱えて、青息吐息とは……。併し、同じ苦しむにしても、定期預金者と、特別小口當座預金者とは、地位も違へば、身分も違ふし、従つて、同じ金銭に對する、價值も違つて来る。「塵も積れば」の譬喩を、一生の箴律とし、血のかたまり、汗のかたまりの蓄積が、煙の様に、消えて仕舞つては、氣狂ひにもならうし、首も縊らうではないか。本當に、國民生活の安定を、圖る爲めなら、先づ、小口預金者を、救濟せよ、の立論も、こんな所から、出様と云ふもの、議會でも、このことは、大分論ぜられたが、結局、ものにならずにお



終ひになつてしまつた。

小口預金者よりも、更にミジメなのは、工場労働者の一部。素より銀行や、郵便局の、窓口に行つたこともなければ、家には、一錢一厘の蓄へもない連中。これが、今度の財界恐慌の、トバツチリを喰つた。中氣病みの様にヨタ／＼歩いてゐた、中小工場は、今度の大動搖で、忽ち工場閉鎖、雇はれてゐた、労働者は、退職手当は、無論のこと、その月の賃銀さへも、貰ふことが出来ず、路頭に迷つたものが、東京丈けでも、千人以上ある、と云ふ。粗食と、過勞とに、蒼ざめた労働者が、焼酒に、酔ひ潰れながら、譯のわからぬ歌を、唄ひ乍ら、開會中の議院の傍を通つて行く姿に、巡查の眼は、奇しくも光つたものだ。

何しろ、一圓紙幣を、積み高ねれば、富士山の、六倍の高さに、達すると云ふ、莫大な金だ。國民一人當り、十圓の負擔だから、大きいではないか、直接に、ピンと響けば、國民も、黙つて居まいが、間接に、眞綿で首式に、いつの間にやら、それだけ搾られるのだから、存外、平氣の平左だ、贈ッ玉が太いのやら、無神經、無感覺なのやら――。或は、今の議會に對して、愛想を盡かし、愈々、來年こそ、泣いても笑つても行はれる、普選法による、總選舉後の議會を、待つて居るのかも知れない。新黨俱樂部は、愈々、立憲民政黨を、革新俱樂部は、新興勢力を糾合する、革新の樹立に、それ／＼努力して居る。普選の前の、次の議會こそ、既成政黨の分水嶺！この時こそ、多年、下積みになつてゐた、下層階級の、芽が出る時だ。救はれぬ下層民が、救はれた下層民となる日も近からう、茲しばらくが我慢の仕所か。

七

少數與黨を持ちながら、大した傷を負ふでなく、切り抜けた、田中内閣は、先づホツと、一と安心と云ふものも、さて心配なのは、次の議會。何うせ、來議會こそは、解散と、今から腹を決めたとして間違ひなければ、野黨時代に振出した、手形を、急に支拂ふ必要もなく、段々に、濟し崩して、行けば宜いものゝ、與黨の頭数を、何うして、増加させるか、一と苦勞であらう。人民を、縛り上げることは、御手のものゝ、鈴木内相、山岡警保局長、定めて猛烈な、奥の手を、出すかも知れぬが、品川彌次郎の時代とは、時代が、違ふ故に、露骨なことも出来ず、猛進すれば、却て往々にして、反對の結果を、生ずることもならう。大政友會時代の誕生！このことが、始終、政友會黨員の頭の中に、コピリ附いてゐる丈けに、すること、爲すことに、焦心と苦勞とに、堪へ兼ねるとは、御尤も千萬、田中總裁が、高橋前總裁となるか、或は原前々總裁と、なるかの、試金石。たゞ餘りに、黨勢擴張に専念して、再び高橋藏相をして「もう黨勢擴張も、良い加減にしたら……」と云はしむること勿れ、と云つて置きたい。「コムミツンヨン二分は、當り前だ、七億圓の法案だけで、選舉資金は、充分だ」とは、餘りに穿ち過ぎた、反對黨の羨望嫉妬と、見るべきだらう。

新興階級の、選舉民を吸収するのに、相應はしき、立憲民政黨は、近く出来上らう、としてゐる。憲本聯盟から新黨俱樂部、更に飛躍して、民政黨へ。普選を前にして、野黨の看板、塗り替へだが、政友會を敵にして、天晴れ英吉利張りの、對立政黨と早變りした。今度の議會では、會期が短いのと、議案が議案なので、思ふことを得も云へず、本當の野黨振りを、發揮することも出来なかつたが、來議會こそ、多數を擁して、一擧、政府の牙城を、陥れん腹なるべし。併し、この民政黨は、まだ大事な首がないし、これから、今まで犬猿も當ならなかつた、憲本兩黨の、地方地盤の協定が、實際問題として、黨の綱背に甚大な影響を與へる、と云ふ、誠に厄介な代物が、前途に横はつてゐる。先づ、之を片付けて、いざ議會、解散、總選舉と、走馬燈の様な、目まぐるしい、展開に、足並そ



ろへて進むのも、並大抵の、苦勞ではあるまい。その上に、選挙費用の出所には、縁遠い黨、議會で、攻勢に出ても、いざ選挙となれば、守勢となり易い傾きもある。下手間誤つれば、現在の第一黨、忽ちにして第二黨に、下落せぬでもない、何にせ制限選挙最後の議會、二度と、議會に着けぬ、代議士が、與黨にも、野黨にも、定めて多からう。今更、普選が恨めしいと、心の裡に啣つても、時代は、一刻毎に、進んで行く。

既成政黨が、普選の前に、狂亂恐悚して居るのに反し、下積の新興階級は、一日も早く、普選の實施を、待ち草被れ、議會召集のあるごとに、解散要求を爲して、痺れを切らしてゐる始末。「愈々、俺達の、天下が来た」とばかり、狂奔する、無邪氣さ一敷にしては、多過ぎる、四つの無産政黨が、單一無産政黨の、必要を痛感し乍らも共同戦線一つ、張ること出来ずに互に排撃し、合つてゐる様では、心細い。既成政黨の、横斷的なに對抗して、始めて縱斷的な、階級黨として、議會に、代議士を送らう、と云ふのではないか。新興階級を、本當に政治的に、動員する爲めには、もつと大同團結の必要があるであらう、と云ふもの。然らずんば、革新俱樂部が、産婆役となつた、革新黨の爲めに、折の油揚も、浚はれて仕舞ふであらう。確かりくくと、後から團扇で、風を送つて置く。そして、政友會と、民政黨との間に、キヤスチング・ポートを握る、政黨としての革新黨や、無産政黨が出来たら……これで、やつと議會らしい、議會にならう。早く、來議會が來て、そして解散になれと、祈つて、筆を擱く。

### 彼の生立ち

本傳中、伊東伯を呼ぶに、或は伊東といひ、或は彼といひ、多くは、已代治とせるは、その時の話し運びと、もう一つは、伊藤公と並べて語る時、彼是れ、混同する事を、避けたい爲めである。井上馨と、井上毅の場合も、同じ事情である事を、特に斷つておく。

一

伊豆 伊東家は、頼朝が、頭を擧げる頃迄が、全盛であつた。それから後は、下り坂になり、その子孫は、名古屋の附近へ、流れ込んで來たが、まだ、其頃には、五萬石位の、大名であつた。

家康と、秀頼の戦ひに、大阪方となり、戦さに敗けて、備中へ走り、それでも、一萬石餘りを、領して居たが、其後は、武運拙く、一門は、全く離散して、鎌倉以來の、伊東家は、遂に、没落してしまつた。

同族の一人が、大阪落城の後、九州へ、落ちて來て、暫く、久留米に居たが、さらに長崎へ移り、地役人に落ぶれて、それからは、ずつと、長崎に、留まるやうになつたのである。

長崎でい、地役人とは、江戸の、御家人と、同じやうなもので、武士としても、餘り、上級では、なかつたが、江戸の御家人と違ひ、長崎の地役人は、いろ／＼な事情から、割合に、有福な生活を、爲て居たものだ。



安政の頃、伊東家の主人は、善之助といふて、其妻を、なかと、呼んで居た。子供は、男女、數名あつたが、長子を善之助といつて、末子は、巳代治と名づけた。

善之助は、地役人でもあり、其上年寄でもあつたから、諸大名からは、附届けも多く、家は代々、有福であつた、長崎は、十萬石位の格式であつたが、天領として、特別の位置を持つて居たのだ。伊東家は、右筆の家であつたから、善之助も、書物役をして、奉行所に、出て居た。

其頃の家は、酒屋町に在つたが、巳代治が、六歳の時、小川町へ移つた。酒屋町の家は、三階造りで、相當なものであつた。小川町へ移る頃から、家計は、少し、苦しくなつた。

巳代治は、末子であつたから、両親の愛は、他の同胞に比べて、非常に深く、長子の外は、養子に行つたり、嫁に出たりしたけれど、巳代治だけは、両親の膝元で、育てられた。従つて、家計は、多少、苦しくなつても、巳代治はさらに苦勞なく、育てられたのである。

戸籍簿には、安政四年五月九日生れ、となつて居るが、實は、七日の生れである、これは、後に、芝罘へ、批准交換に行く時、誕生日との關係に就て、ちよつとした、話があるから、念のためにいふて置く。

もう一つ、戸籍に就て、いふべき事がある。役も低いし、祿は少く、何といふても、地方の御家人格であるから、大したものではないが、それでも、士籍の人で、あつた事は、明かである。所が、戸籍の上から、いふと、平民になつて居た。

それに就ては、面白い物語がある。

維新の當時、澤主人正が、九州鎮撫總督として、長崎へ來た。其時に、井上聞多が、參謀で、役名は、判事といふのであつた。聞多は、後の醫である。

井上の癖として、一旦、思ひ立つた事は、是が非でも、遮二無二に押切つてやり、通す。それが爲に、急激な改革で、人の怨みを買つた事も、少なからずあるが、長崎に於ては、士籍に、在る者を、すべて、平民に、押し落してしまつた。

此時には、可成り、反對する者があつて、やかましくなつたが、井上は、誰のいふ事も肯かず、無理に、押通してしまつた。巳代治の家も、其時に、町人の扱ひとなり、戸籍編成の際、平民として、書込まれてしまつた。

時代の相違とは、いひ乍ら、族籍の區別ぐらゐ、つまらぬものはない。武家政治の時こそ、士族の肩書は、大したものでも、あつたらうが、今のやうな、世の中には、そんな肩書は、虫の藥にもならぬ。

それでも、宿屋へ行く、と、帳面に、華士族平民の區別を、チャンと、書込ませるから、考へて見れば、此位、愚な事はない。

假令、平民にされても、今では、伯爵であり、華族の一人として、昔ならば、三十萬石位の大名と、同じ格式になつたのであるから、平民に落されて、一足飛に、さうなつた方が、氣分としては、却て、良かったかも知れない。

書記官長に、なつた時、長崎から、年老つた、昔の士族が、押掛けて來て、復籍の運動を起した。

先づ、巳代治の所へ、面會を、求めに來た。名刺を見れば、覺えのある氏名もあつて、いづれも、父の同輩ばかりであるから、面會する事にした。

「段々の御出世で、洵に、喜ばしく存じます。國許の者で、あなた程に、出世をした者はなく、何時も、あなたの噂で、賑はつて居る程であります。猶、此上の御出世を、偏に、祈り上げます」

世間並の、お世辭ではなく、腹の底から出る、喜びの聲は、巳代治の耳にも、よく響いたに違ひない。

「今度は、東京見物、と、いふ譯ですか」

「イヤ、却々、もちまして、そんな、贅澤な譯では、ありません」



「ハ、ア、而て、どういふ御用で、お訪ね下されたか」  
「別儀でも、ありませんが、實は、御承知の如く、吾々は、皆、明治の初めに、士籍を削られ、平民の取扱ひに、なつて了つたのですが、此儘では、逆も、死に切れませぬから、何とかして、復籍の御盡力を、願ひたい、と思つてわざ／＼お訪ね致しました」  
「何事かと思つたら、そんな、つまらぬ事で、わざ／＼、上京したのですか」  
「ハ、ア」

一同は、巳代治の顔を、つく／＼、見詰めて居た。復籍の事を、家門の一大事と、考へて居る人に對して、此問題を、つまらない事の如く、言うたから、意外に思つたのは、無理のない事だ。

「今日の時節に、士族も、平民も、あつたものではない。そんな事は、何でも、よろしい筈だが、どういふ譯で、復籍を、爲て貰はなければ、死に切れないのかね」

「祖先代々、士籍に在つたものが、町人に落されたのでは、祖先の位牌に對して、相濟まぬ次第で、あなたにしても是程に、大きい御役人に、なり乍ら、平民の肩書では、肩身も、狭いでせう。これは誰の心にしても、同じ事なので、すから、是非、御盡力の程を、願ひ上げたい」

「併し、平民でも、實力さへあれば、大臣にもなれる、世の中で、何も、今頃になつて、士族の肩書を、持つた所で仕様が、あるまい、そんな、運動は止めたら、どうですか」

「イヤ、それは、いけません。假令、出世は出来るにしても、士籍に在る者は、それに拘らず、やはり、四民の上に立つのですから、どうか、吾々の望みを、遂げさせて下さい」

巳代治は、何でも無い事のやうに、思つて居るのだが、が老人連は、一生懸命で、そのうちには、涙を流して、哀願する者もある。

「宜しい。それでは、骨を折つて見ませう。而し、復籍の事は、どうするのですか」

「ハ、ア……………」

一同は、顔を見合せて、黙つて居る。

「若し、復籍の事が、伴ふのなら、此運動は、御免蒙りたい」

「成る程」

「復籍の事だけなら、必ず、引受けませう」

「復籍は、いけませんまいか」

「復籍さへ出来たら、祖先の位牌に、顔向けが、出来るだらうから、それで、可いではないか」

「ハイ」

「全體、自分の力が、足りなかつた爲に、貧乏したから、といふて、祖先の祿を、頂戴いたしたい、なぞといふ、吝つたれな事は、止めた方が、よいと思ふ」

「さういふ譯なら、復籍だけでよろしいから、何卒、お骨折を願ひます」

「承知いたしました」

「今年の中には、何とかありませんか」

「冗談いつちや、いかぬ。そんなに、長くかゝる譯がない。明後日の夕方に、來てごらん下さい」

「ハ、ア、明後日ですか」

「左様」

「へ、ー」

總代の老人は、意外に思つたらしい。



巳代治は、内務卿の井上に、會ひに行つた。  
 「長崎の者が、私の所へ来て、復籍の事に就て、骨を折つてくれ、といふが、あれは、全體、あんたが、少し、亂暴であつた、と思ふ。今日の時世に、士籍も糞も、あつたものではないが、何しろ、年寄連が来て、泣いて居るのだから、何とか、心配してやつて、下さらぬか」  
 井上も、あの時は、勢ひに乗じて、遣ッ付けて了つたが、今になつて見れば、氣の毒でもあり、旁々、復籍の事にさへ、觸れなければ、何でもない事だから、引受けてやつてもよい、と考へた。  
 「よろしい、何とか、爲てやらう」  
 「早速、手續をしてくれますか」  
 「イヤ、吾輩が、彼是れせずとも、君が、吾輩の代理として、掛りの者へ、命令したら、よからう」  
 「それでは、さういふ事にします」  
 「承知した」

約束の日に、例の連中は、巳代治を訪ねた。問題は、早速、聞届けられた、と、いふので、吃驚する程であつた。此事が、長崎へ、知れ渡る、と、巳代治が、偉くなつたのに、誰も、感心して了つた。其頃の人は、官尊民卑の中から、生れて來たのだから、こんな事でも、感心したのである。

二

伊東の本家は、其後、絶家になつて居たのを、明治天皇の御代に、復興を命ぜられ、子爵を、賜ふ事になつた。宮内省では、その子孫について、段々、調べて見る、と、巳代治の家が、一軒だけ、残つて居るので、岡部長職、

清浦圭吾、牧野伸顯等が、相談の上で、巳代治の次男を、本家へ入れて、茲に、鎌倉以來の伊東家は、復興する事になつた。

それであるから、巳代治の家は、今、伯爵であり、本家は子爵で、末家の方が、伯爵になつて居るのだから、少し變ではあるが、親子が分れて、華族の家、二軒を、持つて居る譯だ。

然るに、昭和二年の春、その次男は、世を早くし、さらに、九男が、順養子になつて、今では、相續して居る。父の善之助は、維新の際、士籍を削られ、家祿は没收されたが、資産は、幾らか、有つて居たので、別に、職を求めず、所蔵して居た、陶器や、書畫の類を、ぼつ／＼賣り食ひにして、質素に、暮して居たから、不義理な借金はさうに無かつた。

そのうちに、巳代治は、内閣書記官長になり、父母の生活を、援け得るやうに、なつたから、賣先の、判つて居る物は、追々に、買戻した。曾祖父の頃に、支那へ注文して、やうやく求めた、卓子が、巳代治の手に、戻つて來て今では、大切に居る。

八歳の頃から、長崎の聖堂へ通つて、漢學を、習ひ始めた。英語は、英人の、フルベツキに就いて、暫く修めて居るうちに、フルベツキは、東京へ移つたから、其後は亞米利加の宣教師で、スタウトといふ人に就いて、教へを受けた。

著者は、彼の履歷を調べて、今日の顯榮に、達し得たのは、長崎に生れた、お蔭である、と思つた。

彼が、少壯にして、英語に、堪能であり、英文を、よく書いた、と、いふ事が、立身の機縁であり、それは、長崎の如き、白人に、接する事の、容易な土地に生れて、幼少の頃から、英語に、親しみ得た爲めであるから、全く、土地の關係が、彼に幸ひしたものであつて、若し彼が、長崎に生れて居なかつたら、或は、あれだけの出世は、出來な



かつたかも知れない。  
 元來、日本人の英語は、頗る怪いもので、英文科の専攻で、大學を出たものでも、白人の前には、言語の通用をせぬのが多い。此點に就ては、將來の日本人は、よほど考へを、要すべき事だ。  
 支那人は、日本人に比べて、遙かに、其點は、優れて居る。嘗に、英語に、優越であるのみならず、何所の語でも直に、覚えて了ふのだから、實に偉いものだ。  
 支那人で、日本へ、來て居る者は、大概、日本語を、使ひこなし、間拔な、日本人よりは、却て、日本語が巧いので、驚き入る。  
 之に反して、日本人で、支那へ乗込み、仕事をして居りながら、支那語を、自由に、轉り得るものは、どの位の率になるが、それ迄は知らぬが、餘り、自慢する程、多くは居るまい。  
 若し、日本人が、子供に、英語を仕込まう、と思つたら、三歳か四歳の時から、始めるに限る。殊に、日本語が、判らないうちから、やらせたら、確かによいと信ずる。

スタウトに、教へられて、十四歳の頃には、何でも、話出来るし、英文も、巧みに、書きこなし得た。  
 スタウトは、少しも、日本語が、判らなかつたのだから、巳代治のためには、却つて、それが好かつた。日本語の判らぬ、白人に就て、英語を學べば、その上達は、殊に著しいものであらう。  
 スタウトの妻君が、ひどく、巳代治を可愛がつた。スタウトの居らぬ時は、妻君が、教へてくれる。  
 スタウトは、長崎の新町に在つた、廣運館へ、教師に、雇はれた。今でいへば、中學程度の學校であるが、明治四年の十一月から、文部省に屬して、官立の學校になつた。従つて、割合に、總てが整ふて居た。スタウトは、教師になつて、勤めると同時に、巳代治を勸めて、此學校に入らせた。

學校には、英語の先生も居たが、スタウトと、話をする時には、先生の英語は、更に通じなかつた。そこで、巳代治は、スタウトと、先生の間に立つて、通辨の役を勤めた。  
 英語は、學校の先生を、凌ぐ程に出來て、立派に、一人前ではあつたが、漢學の方は、それ程でなく、聖堂に於て學んだ、日本外史や、詩の平仄が、判る位の、程度であつた。  
 明治五年、彼が、十五歳の時であるが、東京から、工部省の、電信頭で、石丸といふ人が、長崎へ、やつて來た。その用件は、工部省の留學生を、募集に來たのであるが、英語の出來る者でなければ、留學生となる、資格は、無かつたのだ。

何しろ、東京へ、行けるばかりでなく、洋行も出來る、といふのだから、希望者は、可成り、多かつた。試験は、石丸が、自身に行ふのであるが、巳代治も其試験を受けた。  
 石丸は、洋行歸りの、ハイカラで、英語は、自慢の一つであつた。巳代治は、試験をされる時、一切、英語で、日本語は、少しも、使はなかつた。試験係の石丸より、よく出來たので、石丸も、すつかり、惚れ込んでしまつた。それで、外の事は、試験をされずに、採用されて、伴れて行かれる事になつた。

三

父の喜びは、一と通りでなかつたが、母は、流石に、女氣の、心も弱く、世間の子供は、まだ、鼻を垂らして居るといふ年頃に、東京へ出る、と、いふのだから、まるで、死別れでもするやうな、心持になつて、巳代治の、顔を見ては、そつと、涙を、拭いて居た。

『お父さん、明日は、いよく、出立いたしますから、随分、御機嫌よく、お暮し下さい』  
 『ウム、行くのは、明日か』



「ハイ」

「俺は、江戸と、言ふた時分に、行つた事はあるが、それでも、流石に、八百萬石の、お膝元で、大したものであつた。今では、天子様が、おいでになつて、日本の都と、いふ事に、なつたのだから、さぞ、大い開け方だらう。何しろ、さういふ所へ行つて、お役人になれるのだから、大したものだ」

「まだ、お役人に、なるかどうか、そんな事は、判りません」

「でも、そのつもりで、行くのだらう」

「それは、さうです」

「お前は、人並外れて、異人の語が出来るから、どうしても、出世は早いぞ」

「どうかなたたら、すぐに、東京へ、お迎ひ申しますから、待つて居て下さい」

父は、嬉しさうにして、ニコ／＼して居た。

「お母さん、何を、泣いて居るのです」

「わたしは、嬉しくて、涙がこぼれて、堪らないのだよ」

「それ程に、私が、東京へ行くのを、喜んで下さるのですか」

母は、それに答へもせず、ひとり、啜泣に、泣いて居る。

其晩は、両親と共に、睦く寝て、翌朝は、旅の支度に、かゝつた。両親は勿論、兄や姉、さては、町内の人まで

が、賑かに、送つてくれた。

工部省に、燈臺寮があつて、テイホーといふ汽船が、所屬の船であつた。横濱までは、それに乗つて、行くのだから、途中は、何の難儀もなく、七月の中旬には、横濱の土を、踏んだのである。横濱へ着いて、人力車を見たので、眼を丸くした。長崎には、まだ、人力車はなかつた。東京迄の汽車も、初めて

乗つたのだから、非常に楽しかつた。

京濱間の汽車は、明治五年五月七日に、横濱と品川の間が開通されて、新橋まで全通したのは、九月十三日であつた。従つて、巳代治は、品川で、汽車を下りた。それから、日本橋の本石町まで、人力車に、揺られ乍ら、行くのであつたが、長崎の町に比べて、兩側の屋並が悪いのに、驚いた。錦繪で見た、江戸とは、雲泥の相違であるから、少しく、失望の態であつた。

新橋から、今の、銀座の通りへ入つて、日本橋の方へ来ると、土蔵造りの家が、並んで居て、今迄とは、大分、變つて来た。何となく、江戸へ来たやうな、氣分がした。

本石町に、越後屋十右衛門といふ、宿屋があつて、それへ、宿をとつた。其家に、長崎から出た者が居て、幼少な巳代治の出家を、驚いて居た。

其晩は、兩國の川開きであつた。到着勿々であるが、宿屋からつれられて、柳光亭に行つて、見物した。併し、花火は長崎で、進歩したのを見馴れて居たから、巳代治にとつては、珍しくなかつた。

越後屋は、今でも、昔の通り、残つて居る。只、震災に遭つて、外觀は、小さくなつたやうに、思ふが、内部は、どんな風か、知らない。

翌日は、工部省の電信局へ、出頭した。石丸は、居なかつたが、申繼があつたので、電信佐、石田某が、應接に出て来た。改めて、試験のつもりか、傭外人の、ストームと、いふ人と、話をさせられた。巳代治は、自由に、受答へをするので、ストームは驚いて居た。

今迄に、この位、英語を、達者に使ふ者は、日本人に無かつた、といふて、ひどく感心した、ストームが、激賞したので、巳代治の爲めには、頗る好都合であつた。

英語は出来ても、電信の技術は、全然、判らないのであるから、これからは、それを、教へられるのである。後後



屋から、電信寮の寄宿舎へ移つた。毎日のやうに、例のコツ／＼を、教へられるのであるが、一と月ばかりですつかり覚えてしまつた。

然るに、外人の技師が、どこかへ、出張する時も、必ず、伴れて行かれて、通辨を、させられる。生徒の手當、以外に、通辨の報酬を貰ふから、其點からいへば、氣樂な譯であるが、元來、洋行を目的で、出て来たのであるから、少し不平が起つて来た。

長崎で、石丸に、會つた時、電信の技術を、勉強する爲に、いづれ、洋行させる、といふ事を、聞かせられたのでそれを樂しみにして、出て来たのである。電信の、コツ／＼などをやつて、生涯を送る、つもりは無かつたのだ。時に、長崎へ、電信局が設けられ、外國から來て居る電信は、連絡をつけて、外國電報を、取扱ふやうになり、英人の技師、バイン、スドロの二人が、出張する事になつて、巳代治は、それに附いて、行く事になつた。

長崎で生れた、巳代治が、東京で修業して、長崎の電信局を、開く爲めに、歸つて來たのだから、其時は、何となく氣分は、晴々としたが、何しろ、年が若く、物事が、よく判るだけに、生意氣も多く、どうしても、洋行がしたくて、忍耐が、出来なくなつた。

石丸へ、英文の手紙を書いて、『最初の約束は、斯ういふ譯ではなく、洋行を爲せてくれるといふ事であつたが、それは、何時頃になるか、判然した事を知らせて貰ひたい。それに依つて、自分の、覺悟もあるから……』

と、いつてやつた。間もなく、上京を命ぜられたから、愈々洋行が出来るものと思つて、喜んで出京した。石丸に會つて見ると、

『そのうちには、何とかするから、今暫くの間、待つて居ろ』と、いふ話であつた。

十二月まで、待つたが、洋行させられる、様子は、更に見えなかつた。そこで、疝癪を起して、石丸へは、『約束が違ふから、今日限り、罷める』

と、激しく書送り、電信局へも、辭表を出した。いつそ、神戸へ行つて、何かやらうといふ氣になり、人から二十圓の金の借受けて、出發する事にした。横濱から、汽船に乗込み、神戸へ着いたが、それから、大阪へ入つた。

水産博覧會に入る



# 外字新聞に入る

一

彼の兄、善豊は、當時、大阪の造船局に、勤めて居たから、兄に頼つて、相談するつもりであつた。まだ、神戸から、大阪には、汽車が、無かつたので、小さい汽船が、唯一の、交通機關に、なつて居たが、船賃は、一人について金一分二朱であつた。

先づ、兄に逢うて、その志を語る、と、兄は、非常に怒つた。

『お前のやうに、我意ばかり強く、先輩の言ふ事を、背かぬ奴は、出世は出来ぬ。假に、俺が、何といふても、自分の氣に容らなければ、矢張り、言ふ事は、背かないのだらう。而て見れば、何を言ふても、無駄な事だから、お前は、お前で、勝手に、するがよい』

斯ういはれて見る、と、押返して、何といふべき、語も出なかつた。兄の不機嫌は、一と通りでなかつたが、それでも、骨肉の間は、格別なもので、其儘、ズル／＼に、落ちついてしまつた。

これは、明治六年の四月頃で、櫻の花が、今を盛りと、咲き揃うて、花の名所には、どこでも、人の群を、爲して居た。造船局の、すぐ向河岸が、櫻の宮であるから、渡舟に乗つて、毎日の如く、其所へ出かけては、掛茶屋に腰を

下し、櫻餅などを、食べながら、ゆつくり、考へ込む。

渡舟は、二厘あれば、よいのであるから、往復で四厘。掛茶屋の休み料が、二錢と見て、その費用は、安く済むから、考へる所としては、此上もなき、よい所であつた。

そのうちに、名案が浮んだ。

『神戸には、横文字の新聞があるから、役人などになるよりは、寧ろその事、新聞社へ入つて、外國語を、勉強しながら、勤めて居るのが、良策である』

と、考へついたので、翌日は、汽船に乗つて、神戸へ出かけた。兄には、其事を語らず、自分だけの考であるが、幸ひな事は、神戸の裁判所に、早野といふ、従兄が、勤めて居るので、それを、頼つて行く。

早野に、相談すると、

『此所には、「兵庫大阪ヘラルド」といふ、新聞があつて、主筆は、クルツチャーといふ、英國人であるが、此人は、法律家で、少しは、日本語も判る。先頃から、日本人で、英語の判る、若い人が、必要だといふて居たから、申込んで見たら、或は、都合よく、話が、運ぶかも知れない』

と、いはれて、彼は、頗る喜んだ。

それから、すぐにヘラルド社へ行つて、クルツチャーに、面會を求めた。如何に、英語が出来て、入社を急ぐ、必要がある、としても、それは、此方の都合で、先方の内意を確かめず、十六歳の青年が、不意に、飛込んで行くなぞは、可成り、向不見であつた。

『あなた、伊藤さん、ありますか』

『さうです』

『英吉利の語、判りますか』



「大概の事は、判ります」

クルツチャーは、此青年は、大膽な答へをする、と思つたが、これから、英語で、話し始めた。

「どういふ用事で、來ましたか」

「私を、入社させて、欲しいのです」

「記者になつて、何か書けますか」

「何でも、書きます」

「話するばかりでなく、文章も、書けるのですか」

「さうです」

「何所で、學びましたか」

「長崎で、スタウト先生に、教へを受けました」

「オ、さうでありますか」

クルツチャーは、卓子の上に、自分が、翻譯しかけて居た、日本文で、書いたものがあるのを、彼の前に出して、

「それが、翻譯できますか」

と、云はれて、彼は、それを見る、と、少し驚いた。假名雜りのものではあるが、日本の文章を、英文に翻譯する此人の力は、偉いものだ、と思つた。

そこで、クルツチャーが、翻譯しかけたのを、すぐに受繼いで、その後を、翻譯して見せた。それを讀んで、クルツチャーは、頗る感心したらしい。

「よろしい。これだけ出來ます。大丈夫あります」

「入社を許して、くれますか」

「許します」

「ありがとうございます」

「長崎を、何時、出て來ましたか」

「昨年で、あります」

「今迄、何所に居りましたか」

「東京の、電信局に、勤めて居りました」

「何故、止めました」

「洋行させてくれる、約束を、履行しませんから、止めてしまひました」

「此地、何所に居りますか」

「裁判所に、勤めて居る、早野といふ者の、家に居ります」

「早野さん、よく知つて居りますか」

「エツ、早野を、何うして、知つて居りますか」

「わたくし、裁判所へ行きます事、度々あります」

「さうですか」

「明日、早野さんに逢ひます」

「此方へ、来るやうに、言ひませうか」

「ノー、私、参ります」

すべてが、好都合に運んだ。早野からは、クルツチャーと、交際があるやうに、聞いて居なかつた。交際といふ程ではなくとも、早野を、知つて居たのは、洵に意外であつた。



一一

翌日は、クルツチャーが、早野の家へ、やつて来た。早野からも、懇々と、頼み込んだので、クルツチャーは、すぐに、記者として、入社させる旨を、答へてくれた。

其上に、自分の秘書として、社務の外に、頼む事があるから、それも、承知してくれ、と、いふのであつたが、彼は、それに對して、どんな働きでもするから、其代り、英語を、教へて貰ひたい、といふ、條件を持出したが、之はクルツチャーも、進んで引受けた。

更に、月給の、相談になつた。クルツチャーの意見では、月給は、三十兩として、特別の用事を、頼んだ時は、別に、報酬を出す、と、いふのであるから、早野は、眼を丸くして、驚いて居た。

其頃、三十兩といへば、大した月給で、今の金にすると、三百圓に當る。而も、十六歳の青年が、新聞記者としてまた、白人の秘書として、それだけの、月給を得られる、といふ事は、恐らく、當時としては、稀有の事であつたらう。

今の、若い人達は、此事實を、何と見るか。如何に、英才の青年でも、此年頃で、これだけの地位を得、而も、これだけの俸給を、貰ひ得る者が、唯の一人でも、あらうか。

彼が、八十歳に近い、老人の身で、今も尙、若い者を、眼中に置かず、大臣級の人間を、子供扱ひにして、樞府に頭張つて居るのは、徒らに、その地位のみが、さう爲せて居るのではなく、彼の實力が、之を爲さしめるのである。と、考へついた時、徒らに、彼を罵つて、邪魔物視する者は、自己の力が、遠く、彼に及ばざる事を、恥づべきである。

維新前後の事を、顧みると、多くは、二十歳前後の者が、中心人物となつて、あの大勢を、作つたのである。三傑は、年長者として、尊敬されて居たが、それでも、やうやく、三十歳を、過ぎたばかりである。其他の者は、すべて二十歳前後であつた。

星亨が、和歌山藩の、大學校に、校長格で、招聘を受けたのは、十九歳の頃であつた。陸奥宗光が、紀州藩に、怨みを抱いて、一矢、酬ひてやらう、と考へたのは、十歳前後である。安井息軒の門に入つて、苦學を始めたのが、十五歳の時で、坂本龍馬の輩下として、海援隊を、牛耳つたのは、十九歳の時である。

其他、例を擧ぐれば、幾らでもあるが、それに比べて、今の、若い人達は、眠つて居るのか、それとも、死んで居るのか、甚だ、心細い人達である。

社會の狀態が、昔とは、違つて居る、とか、或は、環境の空氣が、昔の如くでない、とか、負惜みを、いふて居るばかりでは、どうにもならぬ。

赤い本を讀んで、一知半解の、小理窟を並べ、徒らに、權勢にのみ、反抗して、それを偉い、と心得、巡查と、組打する事を、男子の本領の如く、考へて居る、新しがりの人達は、もう少し、深く考へて、精神的に、天下の爲め、働いてほしい。たゞ、生活の事にのみ、不服を訴へて、鬭争するばかりが、人類の本能では、あるまい。

毎日の仕事は、日本の新聞を、翻譯するのが、主であつた。クルツチャーは、元來が、法律家であるから、どうしても、訴訟に關する、書類の翻譯が、忙しいのであつた。

今迄に、法律の本は、多く見て居ないので、その翻譯には、頗る苦んだ。其代り、之が爲に、外國の法律に、通ずる事が出来て、彼の身にとつては、此上もなき、利益であつた。

朝、八時頃から、出かけて、夜は、十一時頃まで、かゝる事がある。或時は、むづかしい翻譯になると、天明まで



續ける事もあり、彼の努力と、熱心には、クルツチャーも、ひどく感心した。  
『伊東さん』

『ハイ』

『仕事、追々に、忙しくなります 私のホテルへ移つたら、どうですか』

『さうなれば、至極、好都合で、あります』

『早野さんに、話させうか』

『その必要は、ありません』

『さうですか』

『明日から、あなたのホテルへ、泊るやうに致しませう』

翌日からは、クルツチャーと、同宿する事になつたから、自分が、勉強するにも、極めて、都合よくなつた。クルツチャーは、彼を伴れて、洋服屋へ行つた。その歸りには、帽子も、買つてくれた。まるで、自分の子供を、愛するやうにして、彼を、可愛がつた。

かくて、法律の事が、段々、判つて来ると、それが、面白くなつて、代言人を、やつて見たくなつた。さういふ、考へが起つたから、法律は、一生懸命に、研究した。

其頃には、英語の解る者は、多く居なかつたから、何か、事が起ると、クルツチャーの所へ、日本人が、頼みに来る。同時に、白人からも、面倒な事件は、頼み込んで来る。彼は、クルツチャーの代人として、それらの事務を、執る事になり、内外の人に、知られる事は勿論、二十番の伊東さんといはれて、評判の人になつた。

▲新聞社の在る所が、二十番の邸であつたから、斯ういふ風に、いはれたのである。

通事として、一人前で、通るやうな者は、領事館に、雇はれて居た。兵庫縣廳には、堀某といふ、通事は居たが、それは、普通の事だけに、役立つのであつて、政治とか、法律とか、いふやうな、むづかしい事になれば、殆んど、用を、爲さなかつた。

領事館から、頼まれる事は、翻譯でも、通事でも、又、談判にしても、すべて、報酬がよかつたから、一時間、三十兩に、なる事もあり、少ない時でも、十五兩には、なるのであるから、彼の稼ぎは、却々、大いものであつた。併し、その報酬は、クルツチャーが收めて、ホテルの宿料と、洋服や、日常の小遣は、呉れたのであるから、彼としては、極めて満足であつた。

今では、神戸の名が、高くなつたから、兵庫といへば、縣廳と、停車場に、其名を、残した位のもので、兵庫は、神戸の片隅へ、押付けられてしまつた。

開港場としては、兵庫の名で、條約は、結ばれて居た。昔の兵庫は、淋しい村落で、住んで居るものは、百姓か、漁師ばかりであつた。

それが、開港場になる、と、俄かに、發展して来て、見る／＼うちに、大した所になり、早く、東へ延びて、神戸の名は、兵庫の名を、壓してしまつた。

兵庫の百姓は、田畑を、宅地に直して、追々に、財産を作り、多く、田畑を、有つて居た者は、忽ちに、富豪となつた。さうした事情は、兵庫ばかりでなく、横濱も、同じ事であつた。

兵庫の、橋本藤左衛門が、明治の初年に、自分の地所を、白人に、貸渡してあつたのが、既に、満期となつて、契



約の引継をするので、縣廳へ、その手續を、して来た。勿論、其間には、領事が、關係して居た。幕末には、外國奉行が、さうした事には、關係を、もつて居たが、それは、ほんの形式だけで、法律の關係などは、餘り立入つて、調べたものでなく、よい加減に、扱はれて居た。明治に、なつてからは、外務省の、事務に移り、廢藩置縣の後、多くは、縣廳の外事課が、取扱ふやうになつた。然るに、白人と、橋本と、土地貸借の契約書には、「地先の權利」も、含まれて居る如く、書き入れてあつた。その契約を、元の儘に引継がう、としたのであるが、その地先の權利が、問題になつて、縣廳の外事課から、故障が入つて来た。

最初の、契約書には、ライト・フォートルフォームと、書き入れてある。それが、地先の權利であつて、若し、之を許す、とすれば、海岸通りの、地所には、水面の使用權がある譯で、棧橋を掛けやう、と、其他の設備に、絶對の自由を、持つ事になるから、これは、重大な、問題であつた。

幕末の役人は、そんな事を、考へてなぞ、居たものでない。法律的に、此語が、どういふ重大性を、有つて居るか、と、いふやうな事は、無論、研究は、爲て居なかつたらう。

地所を、貸す方の側で、うっかりして居たに、違ひない。白人の方に、して見れば、最初に結んだ、契約を、其儘に引継がう、とするのであつて、それに、故障が入る、と、突ツ張つて見る、氣にもなり、縣廳と、領事館の間に、激しい争ひが、起つたのである。

元來、日本人には、地所の所有權は、與へられてなく、多年の慣習と、時の政府や、大名の都合で、たゞ、黙認して居た、といふに、過ぎなかつた。それであるから、若し、必要を生ずれば、有無をいはず、その地所は、引上げてしまつた。

明治五年になつて、地租の設定をし、地券を發行して、地所の所有權は、判然、認められる事になつた。あの改革の時、地所は國家へ納めて、さらに、人民へ、貸下げる事にしたら、昨今の如く、地所の事に就て、面倒な問題も起るまいし、土地國有の基礎は、それで確定するから、従つて、小作争議などといふ、嫌らしい争ひもなく、大地主の専横も、なくて済んだのだらうが、今になつては、何とも、致し方がない。

四

土地の所有權は、各人ともに、得られる事には、なつたが、水面の使用權は、それと關係なく、これは、國家が、支配して居るのであるから、従つて、橋本が、白人と結んだ、契約に、それが書いてある、とすれば、改めて、削除すべきが當然であつた。

兵庫縣令が、明治四年に、更迭された。それ迄は、中山信彬といふ人で、新たに、神田孝平が、代つて来た。神田は、學者肌の、立派な人物であつた。明治六年頃から、明六社といふものが、東京に、起つて来た。これは、新進の學者が、起したもので、その重立ちたる人々は、

森 有禮 福澤諭吉 加藤弘之 中村敬宇 西村茂樹  
西 周 何 禮之 津田眞道 神田孝平 杉亨二  
等であつたが、西洋の文化を、日本へ、移す事に就て、此一團が、骨を折つた事は、實に目覚ましかつた。機關誌として、明六雜誌があり、珍らしい學說を、日本人へ傳へたのでは、此雜誌が、最も有力であつた。森が、男女同權の説を、此雜誌に依つて、公にしたのが、我國に於ける、女權論の、最初であつた。今では、女の方が、段々偉くなつて、男は、何となく、押付けられ勝になつたが、昔は、人格的に、女は、認められて居なかつた。それを、森が、率先して、女のために、此論説を、公にしたのである。其他、西洋の學說が、此人々に依つて、教へられた事は、一と通りでなく、神田も、其一人として、我國に於ける



文明の先覺者たる、資格は、充分に、有つて居た。  
前任者から、引繼の事項として、地所の問題が、残されてあつた。神田は、漢學の素養が深く、英學の嗜みもあつたが、語學は、餘り、達者でなかつた。殊に、英學といふても、變則で、修めたのであるから、讀む事は出来るが、書く事は、左迄に、自由でなかつた。  
況て、法律に關係した、斯ういふ問題は、専門の知識は、有つて居なかつたから、容易に、解法し得る、筈はなく  
それには、流石の神田も、頗る弱つた。

米國領事の、ダニエルトニエルが、クルツチャーの所へ、使を走らせて、  
「すぐに、伊東さんを、領事館まで、よこして下さい」  
と、いつて來た。

伊東は、すぐに、駈付けて見ると、其所には、日本人が、二三人居て、何か、談判をして居る。そのうちの、一人は、堀といふ、縣廳の通事であり、これは、伊東も、一二度は、逢つて居るから、顔馴染であつた。

領事の話では、  
「地所の貸借に就て、契約の引繼を、爲るのであるが、ライト・フォートルフォームの解釋が、充分に、判らぬから、よく、話してくれ」  
と、いふのであつた。

「堀さん、全體、何ういふのです」  
「實に、むづかしいので、困つて居た所です。茲に、おいでになるのは、縣令の、神田孝平閣下で、ありますが、今領事さんからの、話に就て、充分に、了解が出来ないから、それで、あなたを、迎ひに行つて、貰つたのです」

「さうですか」  
伊東が、縣令の方に向つて、軽く、頭を下げた。神田も、椅子から離れて、應揚に、會釋した。これが、神田と、彼の、初對面であつた。

神田の、いふ所は、動もすると、法律を離れて、不利益な、點が多く、それを通譯する、伊東としては、可笑しくもあり、苦痛でもあつた。  
自分は、現に、白人の、保護を受けて、安樂な生活は、爲して居ても、矢張り、日本人なのであるから、日本の不利益に、なる事は、爲し得ないのである。通譯が、本人の、いふ事を、勝手に、訂正する事は、道徳上、よくない事ではあるが、此場合には、不道徳を、忍ぶ外なかつた。

其日の談判は、彼のために、神田は、救はれた形で、一先づ、引取つて來た。  
神田は、縣廳へ歸ると、すぐに、ヘラルド社へ、使ひを出して、伊東を、呼寄せる事にした。

「君の歳は、幾つかね」

「十六歳であります」

「ハ、ア、十六歳か」

「何か、御用ですか」

「今日の談判は、君が、来てくれたので、大に助かつたが、君の容貌や、態度から見ても、未丁年者とは思つたが、十六歳は、意外であつた」

「あなたは、私を、呼んで置いて、何のために、年齢の詮索を、爲るのですか」  
「イヤ、これは、失敬した。あまりに、珍らしい事であるから、驚きの餘り、君の歳を、聞いて見たのだ。實は、頼



「何があつて、迎ひを、出したのだが、承知してくれまいか」  
「何の用事か、それが、判らないでは、承知のしやうがありません」  
「それは、尤もぢや」

「その用事を、聞かせて下さい」

「此事件の、落着する迄、關係してくれる事は、出来まいか」

「その御依頼は、只今の所、何とも、御返辭が出来ません」

「何故か」

「今日は、領事さんの依頼で、通譯をしたのですが、明日は、頼まれるか、どうか、判りません」

「若し、領事の方から、頼まなかつたら、こちらに、頼まれてくれるか」

「其事は、領事さんの、諒解を得なければ、すぐに、御返辭を、する事は、出来ません」

「君は、代言人でなく、單に、通譯を頼まれたのだらう」

「さうではあります、一旦、通譯した事件に就て、さらに一方の人から、頼まれた場合には、その諒解を求める、必要があるのです」

「成る程」

「斯うしたら、いゝでせう。あの事件の通譯は、堀さんの力では、少しむづかしい、と思ひますから、私を、事件の終結まで、通譯として、介在させたいから、承知してくれ、と、いふ事を領事さんへ、申込んだら、よいでせう」

「さうか、それでは、さういふ事にしよう」  
話は、それだけの事であつたが、神田は、少なからず、彼の實力と、その態度には、感心させられた。結局、縣令と、領事の間、諒解が出来て、彼は、事件の終結まで、通譯を、勤める事になつた。

神田が、拙い事をいふても、彼は、巧みに、それを通譯して、縣應側の勝利と、なるやうに努めた。それが爲めに、此事件は『地先の權利』といふ、語を除いて、契約の引繼を、する事に、談判は、落着した。



兵 庫 縣 廳

一

神田は、此事から、伊東に惚込んで、縣廳の方へ、どうかして、引上げよう、といふ、考を起した。

「伊東は、長崎でも、評判の子供で、私は、早くから、其事は、聞いて居たのですが、まさか、あれ程に、出来るやうに、なつて居た、とは、思ひませんでした。兎に角、同縣の關係もあり、私から、一應、話してみませう」

「若し、本人に、其氣があれば、すぐにも、話の運びは、つきませうが、いづれ、此方から、懇望して、引上げやうと、するのですから、本人が、満足する程度に、位地を與へる、必要があらう、と思ひます。それに就ての、お考へを、伺つて置きたいものです」

「如何にも、就も千萬ぢや。兎に角、差當つては、六等官位が、よからう、と思ふ。而し、本人の働き次第で、他の釣合に構はず、引上げて行く、と、いふ事に爲て置かうか」

「君は、本人へ、直接に、交渉するののか」  
「さうです。その内意を、聞いた後に、社長へは、改めて、相談する事に、しませう」  
「それでは、すぐに、頼む」

「承知いたしました」  
彭城は、伊東を訪ねて、コソソリ、相談して見た。所が、案に相違で、伊東の鼻息は、却々に荒かつた。

「僕は、縣廳の小役人になつて、生涯を送るやうな、間拔な事は、考へて居ない。別に、希望を、有つて居るから、御免蒙りませう」  
「その希望、と、いふのは、どんな事か」  
「それを、打明けたところで、僕の希望が、遂げられる譯でもないから、今は、言ふ必要がない」  
「しかし、令公は、ひどく、君に惚込んで、是非に、と、いふのであるから、兎に角、令公に、逢つて見たら、どうだね」

「役人には、なりたくないのだから、縣令に、逢ふ必要はない」  
「相手は、小供だと思つて、軽く扱らつて出たら、意外にも、斯ういふ調子で、勿付けれたから、彭城は、立場を失なつた。」  
その歸りに、早野を訪ねて、相談して見る、と、之は大賛成で、自分からも、勧めてみよう、と、いつてくれたから、一と先づ、縣廳へ、歸つて来た。

神田には、其通りに、言ふ事も、出来ぬから、程よくいつて、二三日、返辭を、引延す事にした。早野は、彭城に請合つた通り、伊東に逢つて、頻りに勧めたが、本人の答へは、矢張り、同じ事であつた。

早野の母が、此事を聞いて、すぐに、伊東の母へ、本人の強情を、抑へてくれ、と、言ひ送つた。そこで、母から



は、伊東へ、直接に、手紙が来た。

母のなかは、文字の無い人であつた。金釘流の手紙で、細々と、書いて寄越したが、其意味は、

『お前の、強情は、未だ直らないのか。少しは、人様の、いふ事も、肯くやうになさい。』

今の身分が、どれ程よいか、わたしには、判らないが、兎に角、毛唐なぞに、使はれて居るよりは、縣令様が、それ程迄に、御所望下さるなら、心を入れ換へて、其の方へ行くのが、お前のために良い、と思ふし、わたしにして

も、肩身が、ひろくなるから、わたしに、孝行すると思つて、是非、承知して下さい。

お前は、毛唐人から、いろく教へられて、むづかしい本も、讀めるやうに、なつたさうだが、さういふ事は、縣

廳に、勤めて居ても、出来る事だらう、と思ふから、よく考へて下さい。

わたしは、寝ても、醒めても、また、食事の間にも、お前の事を、心配して居るのだから、わたしの心も察して、少しは、安心させてほしいのです』

と、いふのであつた。

末子として、ひどく、可愛がられた事は、よく覚えて居るし、家の生計も、昔のやうでない、と、いふ事も、知り抜いて居るだけに、母から、斯ういふ風に、言うて來られては、兎を脱ぐ外はない。

クルツチャーの方へは、神田から、禮を盡して、頼み込んで來た。自分の手許に置いて、充分に、仕込んだから、今では、駈出しの、代官人は、及ばぬ位に、法律も解り、英語や、英文は、すつかり、本格に入つて、これから、本當の役に、立つのであるから、クルツチャーにして見れば、何の位、惜しい人間か、判らないのであるが、神田の熱心に動かされて、クルツチャーも、遂に承知して、本人へ、勧めるやうになつた。

そこで、慇々、縣廳へ、勤める事になつて、辭令を受けた。その辭令は十三等出仕で、六等役官、といふのである。それが、明治六年の、八月八日であつた。

無論、翻譯課詰で、その翌月には、五等役官となり、年を越えると、四等役官になつた。其後、間もなく、翻譯課長に、引上げられた。それが、十八歳の春であつた。

二

其頃は、幕末の條約に依つて、治外法權に、なつて居たから、領事裁判が、よく開かれた。さういふ場合には、必ず、彼が、行く事に、なつて居た。時には、犯人の爲に、辯護してやる事もあつた。

外國關係の事件は、可成り多く、相手が、白人だけに、問題によると、随分、うるさい事もあつたが、前の因縁があるから、クルツチャーに話して、ヘラルド新聞を、利用した事が、少なからずあり、それが爲めに、日本側の立場が、よくなつた事は、幾たびか、知れなかつた。

縣廳へ、勤めるやうになつて、縣令の官舎に居たが、外の役人が、蔭口を利くから、すぐ、官舎の隣に、小さい家が在るのを、幸ひ、その方へ、引移つた。

英學は、既に、充分であるが、漢學の力が、それに比べて、劣つて居た。従つて、英文を翻譯する場合には、時として、文字の選擇に苦しみ、神田の、教へを受ける、と、いふやうな事が、屢々あつた。

『君は、漢學の力がないので、當字が、間違つて居て、いかぬから、大に、漢學を修めたら、どうぢや』

『仰せの通り、時々、困る事があつて、あなたの教へは、受けて居ますが、さればとて、今更に、漢學を、修めた所で、仕様がないでせう』

『それは、甚しい間違ひだ。元來、日本人の語には、漢學から、崩れて來たものが多く、文章にしても、漢文を、俗



化したものが、日本人の文章であつて、文字でも、言語でも、日本人は、漢學から離れて、何があるか。殊に、漢字の、素養がある、と、文章を、簡潔に、書きこなし得て、其上に、その文體が、どこことなく、引緊つて居るから、文章の意味を、人に、呑込ませる事が、容易である。どれ程、洋學が出来ても、日本の文章には、自から、日本の文章として、その本領が、あるのだから、文章の格に入つて居ない、譯文には、何等の價值もない。漢學と、いふものは、入るに難い所から、昨今、敬遠される傾きはあるが、まだ、日本に於て、漢學を、無用なりとする、時世は、容易に、來るものでない。のみならず、眼の當り、差支へるのであるから、是非、漢學は、修めて置くに限る。若し、君に、その心持があるなら、吾輩が、自ら、教へてもよい。朝夕に分けて、一日に、二回は、教へる事が、出来るがらう」

神田の、いふ事を、聞いて居た、伊東は、流石に、すぐれた頭腦を、有つて居る丈けに、よく、會得する事が出来た。

茲に於て、翌日からは、神田の教へを、受ける事になつた。神田の教へ方が、實に、巧みであつたから、その進歩は、非常に早かつた。或は、謠曲だとか、近松の院本だとか、或は、俗謡の類を、漢文に直させて、それを、見てやるのが、教へ方の一つであつた。

「若いうちは、ダラ／＼でも、よいから、兎に角、流暢に、書く事を、覚えなければいかん。それから、段々、簡潔に書く事を、考へて行くやうにすれば、文章は、整うて來る。くすか、くさぬか、こりやどうぢや、かめがうでにも、ほねがある。

これは、寢言ではない。龜といふ男が、三百文の貸金を催した時の、手紙であるが、實に意を盡して居る。短い文句ではあるが、ロジックに、かなつて居るではないか。文章と、いふものは、此調子で、書きこなしに行くべきものだ」

それを聞いて、伊東の、得る所は、少なからずあつた。或時、神田は、伊東を呼んで、「心中網島」から、名文句を、書抜いて渡した。「之を、七日の間に、漢文と、書き改めて來なさい」

「ハッ」

讀んで見ると、よく判らない。すべてが、平假名ばかりで、所々に、汲み取れぬ、文句があり、容易に、解釋が、つかなくつた。

「これは、何ういふ譯でせう」

「こゝに、「天の網島」があるから、よく讀んで、全文の意味を、咀嚼し得れば、その文句は、よく判る筈ぢや」

「さうですか」

伊東は、一生懸命になつて、原本を、暗誦してしまつた。それから、靜かに考へてみると、今迄に、解釋し得なかつた、文句が、少しづつ、解つて來る。

斯うして、和文を漢譯し漢文を和譯して、神田に、直して貰つた。本人も、熱心であつたが、神田の方が、それよりも、一生懸命であつた。

彼ほどに、運のよい者は、多くないであらう、と思ふ。最初は、スタウトといふ、よい先生を持ち、其次には、クルツチャーのやうな、親切な人に、可愛がられて、更にまた、神田に拾ひ上げられ、斯うして、實子も、及ばぬ程、指導を受けたのであるから、大概な、鈍い者でも、相當に、力を養ふ事は、出来るであらうが、殊に、本人の質が、



すぐれて居たのだから、上達の早いのは、當然である。  
彼が、後年、漢文や漢詩を、あれだけに、作り得るやうに、なつたのは、全く、神田のお蔭である。

### 静間謙助

一

明治八年に、元老院が、新たに設けられた。神田は、議官として、元老院へ、轉任を命ぜられた。  
「君も、一緒に、伴れて行きたいが、少し、都合があつて、さういふ譯にはならぬから、君は、吾輩の方から、何とか、いうて来る迄、辛棒して居るのぢや」

「ハイ」  
「君には、少し言ひ難いが、兎角、圭角があり過ぎて、人との折合が、よくない。今のうちには、それでも、よからうけれど、長い間には、禍ひを、招く事もあるから、それだけは、深く、慎んで居なければ、いかんぜ」

「ハイ」  
「併し、今度、伴れて行かぬのは、それが爲めでは、ないのぢやから、誤解をせぬやうに、してくれ」  
「よく、判りました」  
流石に、強情者ではあつたが、神田には、よほど、よく服して、其言ふ事には、反抗しなかつた。



神田が、東京へ出てから、飾磨縣が、兵庫縣へ、合併された爲めに、その方から、移つて来た役人と、前から居た役人との、折合が、良くなく、事毎に、衝突するのであつた。  
新しい縣令の、森岡昌純が、どういふ譯か、兎角、新附の役人に、肩を持つやうな、形跡があつて、古い役人の、感情は、森岡に對して、頗る悪かつた。  
或問題から、新舊の役人が――舊とは、兵庫派で、新とは、飾磨派である――衝突を始めた。伊東は、無論、舊派の棟梁で、歳こそ若い、一同を指揮して、新派と闘ふ。遂には、腕力に訴へ、兩派が、縣廳内で、叩き合ひを始めた。

此時の騒ぎは、今の労働争議に、よく似て、その暴れ方は、一と通りでなく、硝子窓は、一切、打壊されて、器具の如きも、一つとして、原形を、爲して居るものは、無かつた、といふ程に、猛烈な闘争を、やつたのである。  
變を聞いて、各國の領事が、仲裁に、飛込んで来た、といふのだから、官署としては、此位の醜態はなかつた。

神田から、手紙が来て、出て来い、と、いふのであつた。大きい喧嘩をしてから、森岡縣令との、反も合はず、同僚の間も、容易に、融和する様子がなく、不愉快の日を、送つて居たから、手紙を見ると、すぐに、辭表を出して、上京の仕度に、かゝつた。

東京へ着く、と、神田は、喧嘩の事を、知つて居た。

『あれ程、戒めて置いたのに、何といふ事か。殊に統制を主とする、役人が、官廳内で、叩き合ひを、爲るとは、言語道斷である。將來は、よほど、考へてくれぬ、と、君の前途にも、よい事はあるまい』

神田の御機嫌は、甚だ悪かつた。  
併し、其日から、神田の邸内に、泊めたのは勿論、神戸に、居た通り、毎日、漢學を教へられて、外に、爲す事も

なく、月日を送つた。

長州藩士で、靜間謙助と、いふ人が居た。維新の際には、奇兵隊の一人で、人物は、非常に、すぐれて居た。

位置の上からは、桂太郎の兄分で、伊藤や、井上と、雁行し得る、才識を、有つて居た。

桂は、靜間の話が出ると、

『あれに、生きて居られたら、吾輩などは、頭を擧げる事は、出来なかつたらう』

と、いつて居た。

伊藤も、常に、激賞して、

『靜間が、早死したのは、國家の爲めに、惜むべき事である』

と、いふた位で、實に、立派な人であつたが、惜しい哉、明治十年の夏頃、肺病に罹つて、世を去つた。

生前に、餘り出世が、出来なかつたのは、木戸孝允と、折合ひが悪く、盛んに、木戸の夫人などを、罵倒して居たので、木戸から、睨まれた爲めである。

その癖、風采からいへば、極く、溫和に見えて、何時も、ニコ／＼、笑つて居たが、何分にも、圭角があつて、長州人の中にも、多くの敵を、有つて居た。

一一

靜間は、神田と、極めて、親しかつた。その關係で、伊東とも、知り合つて、その才氣を認め、神田に向つては、頻りに、官途に就かせるやう、勸めて居た位である。

或日、ブラリと、やつて来たが、折柄、神田は、不在であつた。



「オイ、伊東」

「ハア」

「けふは、親爺は居らぬな」

「今朝、早く、出て行きました」

「どうぢや、役人に、なつては……」

「先生が、何と、いひますか」

「親爺には、幾度も、言つて見たが、何となく、煮え切らず、君が、兵庫縣廳で、暴れた事を、ひどく、氣にして居るやうぢや」

「あなたも、御存じですか」

「あの騒ぎを、知らぬ奴があるか」

「そんなに、評判でしたか」

「役所の中で、役人が、二派に分れ、叩き合ひをするなんて、莫迦らしい事が、多くあるものではない。従つて、評判になるのは、當然ぢやないか」

「……………」

「あの時は、君が、一方の大將だ、といふ事は、是も、大膽な者は、知つて居るよ、ハツハ、……」

伊東は、額を押さへて、恐縮の體であつた。

「併し、吾輩は、それだから、君を好になつたのぢや」

「へ、エ」

「癡てる譯ではないが、若い時分は、其位の元氣がなければ、駄目ぢや。併し、役人には、その元氣が、大禁物なの

ぢやから、神田は、それを心配して、君に、もつと、落付きの出るやう、修養させるつもりで、膝元に、置くのぢやらうが、何時まで、そんな事を、氣にして居ても、致し方が、あるまい。そこで、吾輩が、紹介してやるから、或人物に、會つて見ろ」

「どういふ人ですか」

「吾輩が、紹介するのだから、どうせ、人物は、良いのぢや」

「けれども、豫め、どういふ人か、承りたいものです」

「それぢや、言つて聞かせやう。吾輩と、同國人で、伊藤俊輔と、いふのだ」

「伊藤俊輔、と、いふのは、兵庫縣令を、やつた事のある」

「左様ぢや。今の工部卿、博文の事ぢやよ」

「ハ、ア、あのお方ですか」

「ウム」

「折角の、思召ですが、私は、代言人に、成るつもりですから、お目にかゝる必要は、ないでせう」

「何ッ、代言人ぢや」

「ハイ」

「馬鹿な事をいふな。代言人なんて、それは、公事師の事で、碌なものではない。それよりは、役人になれ」

「公事師でも、昔のとは、違つて居ます」

「今の代言人が、どれ程、違つて居るか、どうか知らぬが、どうせ、碌なものではない。あれはな、人の苦情で、飯を食ふ、嫌な稼業ぢや」

「それは、銘々の考へで、解釋が違ひます」



「マア、止さう。君と、そんな事で、議論をするのは、つまらぬ事ぢや、ハツハ、、、」  
其日は、それだけの事で、静間は、面白い話を聞かせ、機嫌よく歸つて行つた。それから、四五日する、と、復たやつて来た。

「この間の話で、俊輔に、君の事をいふたら、兎に角、本人に、来るやう、いうて置け、と、いふ事で、あつたからそれだけを、言つて置くが、行く、と、行かぬは、君の勝手ぢや」

伊東には、それだけの事をいつて、神田と、何か、話し合つて、歸つた。  
一旦は、斷りを、いつたやうなもの、氣の落付いた時に、考へてみると、伊藤といふ人に、何となく、會ひたくなつた。役人に、なるか、成らぬかは、暫く措いて、兎に角、會つて見たい。何しろ、評判の人であるから、會つて見ても、悪くはない。静間に、勧められた時、判然、斷らずに、置けばよかつた。飛んでもない事をした、と思つて考へて居る所へ、静間が、折よく、やつて来た。

「どうぢや、俊輔の所へ、行つて見る氣はないか」

「さうですな」

「君も、却々、強情な所がある」

「……………」

「而し、君の顔には、行つて見たい、と、書いてあるぞ、ハツハ、、、」

伊東は、思はず、ハツとした。

「行つては見たいが、斷りをいつたから、何となく、具合が悪いのぢやらう。そんな事は、構はぬから、兎に角、行つて見ろ」

「……………」

「若し、行かう、と思つたら、何時でも、行つて見る、吾輩の名をいへば、必ず、會つてくれる」  
静間は、神田の座敷へ入つて、長い間、話し込んで歸つた。  
斯ういふ事があつてから、伊東の心は、大分、動いて来た。幾たびか、思ひ返して見たが、やつぱり、行つて見たいといふ、心持が、強くなつて来た。



出 世 の 初

一

此場合に、伊藤博文の事を、少しく、言うて置きたい。

前身は、農家の出身である。世間では、足輕の成上り者、として、嘲笑する人もあるが、それは、非常な間違ひである。百姓に比べて、足輕の方が、士人階級に近く、幾らか、空威張も利いたが、足輕といふ、呼聲は、士百姓と、いはれるよりは、侮蔑的の意味が、深かつたやうに、思はれる。

いづれにしても、其時代としては、尊敬さるべき、階級ではなかつた。併し乍ら、事實は、何所迄も、事實として、傳へなければならぬ。

周防國熊毛郡東荷村の百姓、林信吉の伴であつた。信吉が、萩の城下へ出て、伊藤直右衛門といふ、足輕の養子になつた。それが爲に、伴の俊輔までが、足輕と、誤解されたのであつて、俊輔は、足輕をやつた事はなく、一足飛に、士分になつたのである。

好嫌ひは別として、兎に角、明治年間の、政治家中、最も長く、權勢の、位地に居り、種々の事績を、遺した人としては、第一位である。

明治十八年の、内閣改造を、第一歩として、それから後の、伊藤は、眼覺しい働きを、爲して居る。

どうせ、人間の事であるから、成功もあれば、失敗もあつて、功罪ともに、持つて居る事は、否認し得ぬが、それにして、天津條約と、憲法制定、朝鮮統監として、日韓併合の因を、作りし事の如きは、その生涯に於て、最も誇るべき、事績の一つとして、見るべきであらう。

本篇の主人公、伊東巳代治が、その膝下に、這ひ寄つたのは、明治十年の、遠い昔であつた。

爾來、三十幾年の間、その左右に在り、帷幄の裡に、かくれて、終始一貫、よく盡した事は、今更、改めていふのも變なものだが、兎に角、親分子分の情誼を、その長い間、續け得られた、といふ丈けでも、感心させられる。

伊藤といふ人は、山縣と違つて、子分の世話はしても、嫌になれは、すぐに、棄てて了ふので、よい子分が、餘り、多く居なかつた。

それといふのも、畢竟は、自分で、仕事の出来る、と、いふ事が、さうさせたのであらう。けれども、幾ら、聰明な質で、自分の力が、仕事を爲る上に、充分である、としても、その手足になつて、自分を、援けてくれる者がなければ、仕事の運びも、思ふやうには、なるものでもない。

従つて、外の人と、同じやうに、子分の必要は、あつたのであるが、自分の意を、よく汲取つて、自分の、考へた通りに、仕事を捌いて行く、よい子分でなければ、伊藤には、必要が、無かつたのだ。

同じ子分でも、唯命これ従ふ、ばかりでは、本當に、親分を、援けるのでなく、親分に縋つて、自分を、どうにかしよう、といふ丈けのことで、そんな子分は、親分のために、なるものではない。

其點になる、と、巳代治は、時に、反抗する事もあり、どちらが、親分か、更に判らぬ程、荒々しい語を以て、親分の主張を、反駁する事もある。又、時には、妙にすねて、引籠る事もあり、子分としては、可成り、厄介な代物であつた。

其代り、愈々となれば、十人並、以上の仕事は、生命がけでも、引受るのであるから、平生は、邪魔に、なる事が



あつても、イザといふ、一時の場合に、どうしても、必要な人間で、あつたから、死ぬ迄、離す事が、出来なかつたのである。

巳代治の方でも、伊藤にばかり、ブラ下つて居ては、不利益である、と、考へた場合もあらう。それを堪へて、死水まで取つたのであるから、兎角、不人情に、流れ易い、政治界の、親分子分としては、先づ、珍らしい方であつた。静間に言はれて、何となく、會つて見たくなり、人の案内も受けず、紹介状さへ持たずに、靈南坂の、官邸へ、やつて来たのは、明治九年も、やうやく押詰りし、極月の二十七日であつた。

静間の紹介を、得て居る、とは、いひ乍ら、何しろ、世に、時めいて居る、工部卿の事であるから、或は、玄關拂ひを、喰はされるかも知れぬ、といふ、懸念は、幾らかあつたが、さて、訪ねて見たら、そんな事はなく、すぐに、控席へ通されたから、悪い氣持はしなかつた。

併し、その待合せは、可成り、長い時間で、つく／＼、退屈してしまつた。來客は、頻りに有つて、人の出入は、眼まぐるしい程、激しかつたから、待たせられるのも、無理はない、と考へた。

唯、困つた事には、腹の虫が、承知しない。何かの都合で、晝飯を食はず、不意と、飛出してしまつたのだから、夕飯時も過ぎて、燈火が點く頃には、腹の虫が、グ／＼いつて、忍耐が、出来なくなつた。

如何に、人の出入が激しく、會つてくれる、間がないとしても、待たせ方が、ひどいと思つた。少し、疝癢が起つて、寧ろ歸らう、と諦めた所へ、換が開いて、食膳を、女中が、持つて來た。

やれ有難い、と思つて、よく見れば、食膳は、二人前である。一つの食膳には、どんな人が就くのか、それは判らぬ。まさか、主人公が、來る譯でもなからう。

暫くすると、一人の書生が、ノソリと、入つて來た。  
『ヤア、お待たせして、お氣の毒です』

『ハツ、どう致して……』  
『何分にも、來客が多いものだから、自然斯ういふ事にもなつて、洵に、お氣の毒であるが、併し、君の爲には、却つて、仕合せかも知れぬ』

『どういふ譯で、待たせられたのが、仕合せであるか、僕には、其譯が判らぬ』  
『君、怒つちや、いかんぜ。實は、君のやうな、書生が、訪ねて來ても、大概は、斷る事に、なつて居るし、時に、面會を許す事があつても、立話同様にすぐ歸るのが、常例のやうに、なつて居るのだ。』

所が、君のやうに、ゆつくり、待たせられるのは、何か、思惑があつての事だらう、さう思へば、決して、悲觀する事はない。今、來て居る、お客さんが歸れば、今度は、君の番だから、落付いて、話込む事が出来る。

それだから、却つて仕合せだ、と、いつた譯さ』  
さう、聞かせられて見れば、或は、さうかも知れぬ、それで、一と安心したら、腹が減つたのが、また、身に沁みて來た。

『君、やらうぢやないか』  
『ハツ……』

『甚だ失敬だが、僕は、君のお相手を、爲る譯になるのだ、ハツハ、……』  
何となく、面白さうな、氣の軽い、書生であつた。巳代治は、快く、應酬しながら、食事を終つた。

『今、來て居る、お客は、どういふ人ですか』  
『一人は、陸奥さんで、もう一人は、芳川さんだ』

『ハ、ア、元老院に居る、陸奥宗光と、いふ人ですか』  
『さうです』



「芳川と、いふのは、どういふ人物ですか」  
「元は、高橋といつて、古い時分に、長崎で、英語の先生を、やつて居たさうだが、今では、芳川顯正となつて、矢張り、有力な人物です」  
そんな話で、時間を、送つて居るうちに、奥へ、通される事になつた。  
▲此書生が、西源四郎といつて、後には、相當の所まで、出世はしたが、大物には、成り得ず、世を去つた。日清戦後に、巳代治が、芝罘へ、全權辦理大臣として、乗込む時、隨員の一人になつて行つたのが、此書生である。

二

應接所らしい、立派な室へ、案内された、すべてが、洋式で、今迄に、見た事のない、堂々たるもので、巳代治も身體が、ムズ／＼するやうであつた。

「オ、長い時間を待たせて、氣の毒ぢやつた」

「どう致しまして……」

「静間から、聞いたのであるが、君は、英語が、頗る巧い、さうぢやな」

「大した事では、ありません」

「英文も、判るか」

「ハイ、よく判ります」

「フ、ム、書く事も、出来るか」

「出来ます」

伊藤は、徐かに立つて、室の一隅にある、大きいテーブルの上に、載せられてあつた 封筒入の手紙を、持つて來

た。

「之を、讀んでみなさい」

それは、アメリカ公使から、伊藤へ、送つて來た、英文の手紙である。

巳代治は、すぐに、讀み始めた。伊藤は、眼を細くして、そのアクセントに、注意して居るらしい。

（よろしい。語學は、正式に、やつたのぢやな）

「左様です」

「實に、巧いものぢや。それに對して、斯ういふ風の、答へを爲したい、と思ふのぢやが、吾輩に代つて、書いて見るのぢや」

伊藤は、返辭の要領を、簡單に話した。巳代治は何の躊躇もなく、スラ／＼と、書き終つた。

凡そ、如何なる英學者でも、普通の手紙なら、兎に角、斯うした、公式の手紙を、草稿も作らず、すぐに書始める

と、いふやうな者は、其頃には、一人も、無かつたのである。

その實力が、どれ程あるか、伊藤には、まだ判らないが、横着な態度には、少し驚いたらしく、ペンの運びを、凝

乎と、見凝めて居た。

やがて、巳代治は、伊藤の前へ、書上げた手紙を出した。

「これで、宜しう、ございますか」

「どれ……」

と、いひ乍ら、伊藤は、それを讀んで見て、また驚いた。

今、話した通り、返辭の要領は、少しも間違はず、而も、文法は正しく、立派な文章に、なつて居るから、その年

頃に比して、餘りに巧いから、非常に感心した。



「これで、可し」  
サインは、自らして、其儘、封筒に入れ、宛名も、自分で書いた。秘書官を呼んで、公使館へ、持参するやうに、申付けた。

「却々、英文も、よく書くな」

「一通りの事で、ございます」

「その、一通りが、大變なのぢや、ハッハ、、、」

「静間さんから、何か、お聞き下さいましたか」

「ウム、ちよつと、聞いて置いた」

「如何で、ございませうか」

「何というても、今年は、もう數へ日で、どうにも、なるまい。いづれ、春になつてからの事ぢや」

「さうですか」

「全體、どこに、居るのか」

「静間さんから、お聞取りに、なりませんか」

「それは、聞かなかつた」

「神田先生の。御厄介に、なつて居ます」

「神田と、いふのは、孝平の事か」

「ハイ」

「さうか、神田の所に居るのか。それならば、神田から何とか、話が、ありさうなものぢや」

「神田先生には、度々、お願ひしたのですが、マア、待つて居る、と、いはれまして、今日になりました。尤も、私

は代言人になりたいと思ひまして、先生に、叱られた事もありますから、それで、先生からは、何とも、申上げなかつたのでせう」

「よし、それで、事情は解つた」

「お世話が、願へませうか」

「何とか、してやる。併し、あまり高張つては、いかんぞ」

「ハイ」

「それから、兵庫縣廳では、大い事を、やつたさうぢやが、あゝいふ事をしては、いかんよ」

「もう、決して致しません」

「春になつたら、来て居なさい」

「ハイ」

「今晚は、それでよいから、歸りなさい」

「ハイ」

巳代治は、伊藤の邸を出て、ホツとした。

一一一

翌日の朝、巳代治は、神田の室へ、やつて来た。

「お早やう、ございます」

「オ、伊東か」

「昨夜は、靈南坂の、伊藤さんへ、お伺ひして來ました」



「えッ、伊藤さんへ……」

「ハイ」

「そりや、何ういふ譯か」

「静間さんから、お話がありましたので、行つて参りました」

「さうか、まだ早い、と、いうて居たのに、静間の奴、氣が短いから、到頭、尻尾を、持上げたか」

「伊東さんは、大そう、優しい御方で、色々、伺つて参りました」

「さういふ譯なら、吾輩からも、また、頼んで置かうが、伊藤さんは、何と言はれたか」

「春になつたら、ぢきに來い、と、いはれました」

「ハ、ア、それでは、見込を、つけられたな」

「さうですかしら」

「あの人が、會つたばかりで、そんな事を、却々、いふ人ではない、何しろ、仕合せな事だ」

本人よりも、神田は、ひどく喜んだ。

明治十年の、春が來た。門松は、寒い風に吹かれて、ザワ／＼いつて居る。まだ、三日目で、神田の家には、年禮者が、續々、やつて來るので、その取次に、忙しつた。

「オイ、伊東は居らぬか」

と、神田が、大きい聲で、巳代治を呼んだ。

「ハイ、何か、御用ですか」

「今、伊藤さんから、手紙で、お前を、すぐに寄越せと、いつて來たから、早く、行きなさい」

神田の注意で、正月の晴着は、すつかり、整つて居たから、それを着換へて、靈南坂へ駈付けた。

今日は、すぐに應接所へ、通された。伊藤は、眼の縁を赤くして、上機嫌であつた。

「春になつたら、來て居れと、いふて置いたのに、なぜ、來なかつたか」

「まだ、春になつて、三日目ですから、遠慮して居りました」

「自分の事に、遠慮する奴があるか、ハッハ、ハ、ハ、ハ」

「恐れ入りました」

「英吉利の法律家で、ビードンと、いふ人が、工部省へ、來る事に、なつて居る。これは、工部省の、用事ばかりでなく、政府の法制上の仕事を、頼む事に、なるのぢやから、君を、秘書のやうにして、附けて置くから、勉強しな

ければ、いかんぜ」

之を聞くと、巳代治は、身體中が熱くなつた。

「有難うございます。私は、月結なぞは、要りませんから、何分、お願ひ申します」

「可笑しな事を、いふ奴ぢや。月給を貰はなければ、飯が食へんぢやないか」

「イエ、飯は、神田先生の、家に居ますから、不自由いたしません」

「ハッハ、ハ、ハ、ハ。役人が、他の家に、食をさせて居たのでは、體面に係はるぞ」

「……………」

「兎に角、明日から、此邸へ、來て居るのぢやから、其つもりで、時間を間違へるな」

「ハイ」

其日も、英文の手紙を、二三通、書かせられた。伊藤は、それを讀んでは、ニコ／＼して居る。夜に入つて、暇が出た。



翌日から、朝早く出かけて、夜、おそく迄居るが、少しでも暇がある、と、伊藤は、巳代治を呼んで、世間の話や書物の事などを、面白さうに、語るのであつた。

恐らく、これが、巳代治に對する、一種の試験で、あつたかも知れぬ、時には、英語で、法律の事などを、問ひ掛けた事もあり、巳代治の答へを聞いて、それを正した事もある。

一月十日に、工部省へ、つれて行かれた。それは、辭令を受けるため、辭令には、工部權大録、と書いてあつた。要するに、翻譯課長になつた、譯だが、時に、二十歳であつた。

工部大輔は、山尾庸三であつた。どういふ譯か、伊藤は、ひどく、山尾を嫌つて居た。林董や、芳川顯正も、工部省に居たのだが、此人達は、伊藤派である。山尾とは、よく衝突した。

芳川は、巳代治に向つて、

『山尾が、手紙を頼んでも、書いてやるには及ばぬから、斷つてしまへ』  
と、いふたから、巳代治は、變に思つた。

『どういふ譯ですか』

『其譯なんぞ、聞くには及ばぬ』

『さうは、成りません』

『何ぢや、もう一度、いふて見ろ』

『あなた等は、山尾さんと、どんな關係に、なつて居るか、そんな事は、知りませんが、あなた等の喧嘩を、手傳ふために役人に、なつたのでは、ありません。僕の仕事として、役所の手紙を書くのは、當然で、ありますから、山尾さんの、お頼みでも、それが役所の用事なら、引受けます』  
『この小僧は、生意氣な事を吐かすな』

『小僧とは、誰の事ですか』

『貴様の事ぢや』

『こりや、怪しからぬ。その暴言は、何事ですか』

二人の争ひが、やうやく激しく、なつて來た所へ、林が、ニコ／＼し乍ら、入つて來た。

『芳川君、何を怒つて居るのか』

『此小僧が、生意氣な事を、吐かすから、叱りつけて居るのだ』

『まア、そんなに怒らずと、まだ歳も若いやうだし、新任の者だから、あまり、叱言は、いはぬ方がいゝよ』

『併し、此小僧は……』

『マア／＼』

芳川が、顔色を變へて、怒つて居るのを、林は、頻りになだめて、室外へ、伴れ出した。間もなく、林が、引返して來て、巳代治から、事情を聞いた。

『芳川は、君の事を、よく知らずに、そんな事を、いふたのだらうが、山尾との關係は、君のいふ通りで、君は、それに就て、自由行動を、執るのが當然であるから、何も、芳川の、いふ事を、肯くには及ばぬ。併し、長上の者と大きな辭を出して、争ふ事は、深く憤むがよからう』

喧嘩兩成敗で、林が、巧く、裁きをつけた。けれども、意地ッ張りの、巳代治は、芳川への面當に、山尾の手紙は、快よく引受けて、書いてもやるし、外の用事でも、平氣で引受けてやつた。

西南戦争が起きて、伊藤は、京都へ行つた、巳代治は、工部省に残つて、山尾の下で、働いて居た。山尾は盲啞院を造るので、外人と、頻りに、交渉があり、その要件は、巳代治が、多く處理するので、非常に忙しかつた。



琉球問題

一

明治十一年の五月十四日には、大久保内務卿が、紀尾井坂下で、暗殺された。西南戦争で、大西卿を失ひ、戦争の最中に、木戸は、病気で死んだ。

かくて、三傑は、月日と、事情は違ふが、ひとしく、世を去つたのであるが、日本のためには、洵に、惜むべき事で、心ある者は、一人として、之を惜まざる者は、なかつた。

然るに、三傑の死によつて、人知れず、得をした人がある。それは、伊藤博文であつた。

當時の政府は、薩長の政府であつた。西郷が去り、木戸が、薩の人に、なつてからは、大久保が、權勢を専らにして、薩長の政府と、いはれたのが、大久保の政府と、いはれるやうになつた。

伊藤が、如何に、學問があり、才智に豊かでも、大久保に、居られたのでは、頭の上がる瀬がなく、殊に、大久保は、伊藤の才氣を、愛しては居たが、同時に、大隈を、配下にして居たから、伊藤としては、やり難い、場合が多かつた。

然るに、大久保が、世を去つてくれたから、伊藤の頭は、やうやく、持上つて來た。即ち、大久保の、跡を承けて伊藤は、内務卿の椅子を得た。

従つて、巳代治も、伊藤に伴れられ、内務省へ、移つた事は、いふ迄もない。

大久保が、殺された時に、巳代治は、伊藤に、呼付けられた。

「君は、これから、英吉利公使館へ行つて、西洋では、何ういふ風に、國葬を取扱つて居るか、それを詳しく、調べて來るのぢや」

「ハイ」

「非常に、急ぐのぢやから、すぐに、行つて來てくれ」

巳代治は、英吉利公使館へ、出かけた。

公使に會つて、國葬の事を、聞いて見たが、公使は、よく知らなかつた。

「自分が、子供の時分に、ウエリントンが、國葬になつた、と、聞いて居るが、どういふ具合に、やつたものか、その手續や、形式は、少しも覚えて居らぬ、要するに、國家の費用で、葬式を出すから、國葬と、いふのであらう。

従つて、手續や形式は、そのつもりで、新しく、作る外は、あるまい」

公使の答へは、只、それだけであつた。巳代治は、大急ぎで、工部省へ、引返して來る、と、伊藤の申置があつて、内閣の方で、待つて居るから、すぐに來い、と、いふのであつた。

其頃の内閣は、今の東宮御所のところ、に、在つたのであるが、巳代治には、内閣行は、これが、最初であつた。行つて見れば、伊藤ばかりでなく、三條や、岩倉も居て、晴がましい席であつた。伊藤は、徐かに立つて、一同へ

巳代治を紹介した。

「英吉利公使館で、調べて來た事を、詳しく、述べて見なさい」

「ハッ」



巳代治は、これから、公使と、應酬した通りを、報告した。「さうすると、要するに、國費でやるから、國葬である、と、いふ丈けの事で、其以上は、判らなかつたのぢやな」「さうです」斯ういふ事情で、大久保は、國葬になつたのである。

内務省へ、移つてから、井上毅、松田通之、今村和郎等の人物が、集まつて居て、巳代治は、多く、此人等と、仕事を共にしたのだ、併し、ビードンも、工部省から、移つて来て、巳代治は、ビードンの秘書も、やつて居たのだ。此時の仕事としては、府縣會開設に關する事が、最も忙しかつた。前に、述べたやうな、連中が、それに就て、毎日の如く、集まつて来て、いろ／＼と、議論をして居る。松田は、非常な、俊才であつて、後には、東京府知事となり、市區改正の大事業に、眼鼻を附けたのは、此人である。

松田の生れは、鳥取市であるが、維新後の人物としては、奥田義人と、松田が、鳥取を、代表して居た。五十年前の、六月六日、世を去つたが、若し、長生をしたら、東京の爲にも、もつと、大きい事を、爲してくれたに違ひない。市區改正の如きも、疾に、竣成して居たらうに、洵に、惜しい事であつた。先般、鳥取市に於て、五十年祭が、營まれた。其時、大阪の新聞に、その略傳が、出て居たから、轉載する事にした。

松田道之氏は、天保十年五月、鳥取藩の家老、鶴磨藤輔の家臣、久保市郎左衛門の次男に生れ、幼名を、伊三郎といひ、十四五歳のとき、勉學のため、上方に出たが、間もなく歸國して、尙徳館に入り、かたはら軍學、水泳、劍

術、馬術等を學び、十七歳の時、豊後の日田に出で、鹿瀬淡窓の門に入り、在學四年、業成つて、歸國した。間もなく、松田發明の養子となつて、名を、八之進正人と改め、岩美郡、田後、浦富の争ひを、巧みに解決したのち、文久二年、父、發明と共に、京都に出で、天下の志士と交はり、尊王の大義を唱へた。道之氏が、槍舞臺に於ける飛躍奮闘の幕は、これから初まる。當時、尊王、佐幕、開港、攘夷の論、紛々として、天下騒然たる時であつたが、京都に居て、廣く志士と、交遊した。道之氏は、文久三年、本國寺事件、元治元年、東山の會合、長州との連絡幹旋(長州に、使した際には、毛利侯から、腰刀をうけた)に努め、慶應四年、西園寺公が、山陰鎮撫使として、堂々、鳥取に乗り込んだ際には、鳥取藩側の、接待役となつて、歓迎、周到を極めたので、西園寺公の、印象頗るよく、鳥取藩の面目を、大いに施した。

明治二年、京都府判事となり、同百年、滋賀縣令となつたが、任期三年五ヶ月の間には、大津南町顯證寺に、議事堂を建て、里正、豪族を集めて、評議せしめ、草津温泉に、初めて村會を開いて、議會政治の、民衆に便利な事情を、如實に理解させ、その他、多數のダム達まで入學した歌學校や、社交俱樂部「偕樂園」を設立するなど、當時に於ては、全く尖端的な、文化施設をして、縣民の知識と、福利開發に努めた。

次いで、明治八年から約五ヶ年間、内務大書記官時代には、大久保、伊藤の兩卿を扶けて、明治新政の樹立に、貢獻したが、特に三たび、琉球に使用して、斷然、琉球が、我版圖である事を、明かにし、東洋の禍根を、除去した功績は、實に没し難いものがある。また、氏が、東京府知事であつた時(明治十二年)日本橋から、築地、越中島にかけて、大火災が起り、一萬四百餘戸を焼失したが、罹災後、直ちに、市區を改正して、路幅を擴張し、防火壁を設ける等、五十年前の、都市計畫を斷行した。防火規則の發布、水道、馬車鐵、築港、及び、火災保險制度の創設等、すべて、松田氏努力の結晶であつたが、明



清十五年 七月六日、永眠した。それから、恰も今年が、五十年目に、相當する。此略歴中にある、琉球問題に就て、その概要を述べてみやう。

一一

此仲間では、巳代治が、一番に、年も若く、役人としても、後輩であつたが、府縣會の仕事で、相當に、手腕を示したから、外の人達も、その實力を認めて、同等の、扱ひをして居た。

『また、支那から、苦情をいふて來たさうだが、實に、うるさい奴ではないか』  
と、言ひ出したのは、松田であつた。

『さうか、あれは、今のうちに、何とかしてはぬ、と、禍ひの根になるから、伊藤さんが、こつちへ、來てくれたのを、幸ひとして、此際に、片付けて了はう、ではないか』

これは、井上が、松田に、答へた語である。巳代治は、それを聞いて、  
『その苦情と、いふのは、琉球の事ですか』  
と、松田に尋ねた。

『さうぞ』

『今、井上君が、いふた通り、何とかして、片付けて了はう、ぢやないか』

『伊東君は、あの問題を、どう考へて居るか』

『考へも、糞も、あつたものぢやない。こちらのものに違ひない、として了へば、それで、いゝのだ』

『そりや、餘り、簡單すぎて、亂暴だ』

『僕が、いふのは、結局は、そこに置いて、それ迄の運びは、證據と、理屈で、押付けて行けば、よからうと思ふのだ』

『それなら、話は、判つて居る』

『どうです、伊藤さんに、みつしり、懸合つてみやう、ぢやないか』

『どういふ風に……』

『しかり、腰を据へて、かゝるつもりか、それとも、いゝ加減な所で、お茶を濁すつもりか。根本の覺悟を、聞いて見なければ、吾々としても、奮發のしやうが、あるまい』

『その通りだ』

年が若いだけに、向不見な所があつて、話の調子は、一番に、要領を得て居る。段々、相談を進めて、結局、斯ういふ事に決めた。

松田を、琉球へ送り、昔からの因縁を、歴史的に、調査させて、琉球王との諒解を、完全に、つけるべく、此大役を、引受けさせる事にした。

井上と、自分は、役所に残つて、書類を調べ、琉球が、古い昔から、日本の所屬である、といふ、主張を、一篇の文書として、談判の際に、應用し得るやう、それに就て、努力する事にした。

そこで、三人が、伊藤を訪ね、盛んに、此問題を論じて、伊藤を、働かしてしまつた。その結果として、松田は、琉球へ、乗出したのである。

時、恰も、米國の大統領、グラント將軍が、東洋視察に、やつて來ると、いふので、日本では、その歡迎に對狂



して、朝野ともに、力を合せ、上野公園に、將軍を迎へて、盛んな歓迎振を、示す事になつた。  
所が、將軍は、順序として、先づ、支那へ着いた。此所でも、盛んに歓迎して、今現に、日支間の、大問題に、なつて居る、琉球所屬の一條に就ては、恭親王が、將軍に、その事情を訴へ、日本の不條理を鳴らして、將軍を、藥籠のうちに、收めてしまつた。  
其事は、早くも、日本に傳はり、伊藤の耳にも、入つたから、そこで、伊藤は、非常に、心配を始めた。

『どうぢや、書類は、整うたか』

と、巳代治を呼んで、伊藤は、心配さうにして、尋ねるのであつた。

『大丈夫です。すつかり、整つて居ますから、何時でも、差支へありません』

『松田は、何日歸つて来るか』

『明日は、相違なく、歸ります』

『さうか』

『井上は、どうしたか』

『今、直に、後から参ります』

『何しろ、此事は、日本に取つて、重大な問題ぢやから、皆が、力を一つにして、しつかり、やつてくれ』

『私等は、大丈夫ですが、あなたは、何うだらうか、といつて、皆、心配して居ります』

『俺が、怪しいと、いふのか』

『先づ、さういふ事に、なりません』

『俺は、どうして、そんなに、弱いと、思はれるか』

『別に、あなたを、弱いと、思ふ譯ではないが、あなたは、どうも、突張が弱い、といつて、心配して居るのです』

『馬鹿な事を、いふな。俺は、お前等が、思ふやうに、弱くはないが、只、理屈のない事を、押通す力は、お前等のやうに、強くないだけの事で、相當に、言分が立つ、とさへ、目込がつけば、どんなにでも、突ツ張るから、心配するには及ばぬ』

『その御語で、安心いたしました。其通り、井上と、松田にも、いふて置いて下さい』

『可し、承知した。併し、グランド將軍が、恭親王に、巧くやられた、と、いふぢやないか』

『恭親王に、巧くやられる人なら、あなたにも、巧くやられるでせうから、それにも、心配は、ありません』

『なか／＼、そんな、手輕な譯には、行くまいぞ』

『それが、いけないのです。あなたを、弱いといふ者は、あなたが、さういふ事を、仰言るから、それで、いふのです。愈々、むづかしい、となつても、人には、強くいって置くのが、懸引の上で、最も必要なのですから、あなた

のやうに、正直では、逆も、國際間の、大きい仕事は、出来ませんぞ』

『黙んなさい、なんだ、それは。俺は、お前等に、そんな事を、教へられんでも、よく判つて居る、馬鹿な奴が』

巳代治が、何か、いはうとした時、取次の者が、名刺を持つて、入つて來た。それを機會に、巳代治は、室外へ出た。

自分の室へ來ると、井上が、待つて居た。

『伊東君、大將は、どうしたね』

『例の通りだ』

『困るなア』

『それだから、僕が、ウムと、活を入れて置いたから、これからは、君の係りだ』



「さうか、君は、何と言つた」  
「弱いく、と言つて、無暗に、嫌がらせをやつたので、到頭、怒り出して、僕を、馬鹿といつて、ブン／＼して居た。ハツハ、、、」  
「其所まで、いふ者は、君の外には、あるまい」  
「あの調子では、もう大丈夫と、思ふから、君が行つて、巧く言ふてくれたまへ」  
巳代治が、嫌味をいつて、伊藤を、怒らせたのは、外の者と、打合せて置いて、一と芝居、やつたのである。

三

支那人は、昔から、斯うした風で、國際間の、大きい問題になると、必ず、どこかの強い國を引張り出して、問題を有利に導かう、とする癖がある。

明治二十七八年の、戦役に就ても、例の、三國干渉で、日本を困らせた。今、此原稿を、書いて居る時が、滿蒙の問題で、國際聯盟を利用しやうとして、失敗した時である。

滿蒙に、事變が起きたから、といふて、全支に亘つて、排日運動を起させ、戰鬥員でない、日本人を、虐殺したり殊に、女や、小供を、ひどい目に遭はせて、快哉を、呼んで居るのだから、始末の悪い、人達である。

之れを、阻止し得ない、無力の政府は、信賴するに足らぬ。呪て、愚民を煽動し、排日を強行させる、政府の亂暴は許し難き事である。

自分等は、さういふ、暴逆無道を働いて居ながら、日本の軍人が、滿蒙の支那人を、虐殺して居る、などと、盛んに宣傳して、國際聯盟の理事等を、動かさう、とするのだから、斯ういふ者を、相手にして、争つて行くには、よほど、腰を据へて、かゝらなければ、失敗する。

何にしても、宣傳の巧い事は、世界一だらう。宣傳した跡から、嘘の皮が、はがれて行く事は、一向に、平氣なのだから、どんな宣傳でも、出来る譯だ。  
琉球問題の時も、それと同じ事で、伊藤は、随分、惱ませられたものである。けれども、附いて居た、連中が、伊藤を支へて、確乎、やつて居たから、その結果は、頗る好かつた。

明治十二年の夏、グラント將軍は、日本へやつて來た。早速、參内して、公式の謁見が済み、それから、歡迎會へ臨んだり、日光へ行つたり、見物に忙しかつた。

その間に、隙を見て、伊藤は、グラントに面會した。全體、此時は、巳代治が、附いて行く事に、なつて居たのだが、風邪をこじらして、其前晩から、大熱になつて、苦んで居たので、附いて行く事が、出来なかつた。

伊藤は、グラントに會つて、先づ、地理的關係から、説起し、歴史的的關係に及んで、詳細な、説明をした。最後に、人種的の因縁を説いて、その諒解を求めた。

洗石に、グラントは、頭腦のよい人であつたから、その説明を聞いて、恭親王や、他の政治家が、巧く吹き込んで置いた説は、根本から、崩れてしまつた。グラントは、日本の主張に、有力な、助言を與へたから、此問題は、忽ち解決の道が開けた。

それには、松田、井上の二人は、勿論、巳代治等の、整理して置いた、書類と、意見書が、グラントを、動かした事は、いふ迄もない。

長い間、行惱みになつて居た、琉球問題は、グラントの注意で、支那側が、閉息してしまつた。完全に、琉球は、日本の領土として、世界に、認識されたのは、此時の事である。



# 才學と精力

明治十一、二年は、こんな事で、送つてしまつた。併し、府縣會の、開設にしても、また、琉球問題にしても、相當に、影響する所は、大きかつたのであるから、働き榮はあつた。

其頃から、政治家になりたい、といふ、志望が、起つて來た。只の役人で、フラクして居れば、日を送るには、氣樂であるが、それを、人間の慾だ、とすれば、實に、つまらないものである。殊に、巳代治の如き、天才肌の、氣働きがある者は、碌々たる、役人として、生涯を、送り得ないのは、當然である。

十三年の春、一等屬から、權少書記官に、昇進した。これからが、高等官の部で、工部省から、内務省へ、移つた時は、二等屬であつた。

「君は、前島密を、知つて居るか」

「よく知りません」

「前島は、君の事を、よく知つて居て、是非、自分の方へ、貰ひ受けたい、と言つて、やかましく、いつて來るが、暫く、行つて見たら、どうぢや」

「驛遞事務は、面白くないです」

「さうでも、あらうが、ちよつとでも、行つてくれぬと、前島の奴が、やかましく言つて、弱るからのう」

「……………」

「兎に角、俺が、頼むのぢやから、行つてくれぬか」

「どういふ事を、主として、やるのでせうか」

「前島の話では、江戸橋の郵便局長だ、といふて居た」

「江戸橋の局長なら、立派な、高等官ですから、彼是れ、いふべき筈は、ないのですが、驛遞事務は、感心しませんからなア」

「兎に角、行つてくれ」

「參ります」

巳代治は、澁々ながら、江戸橋の局へ、通ふやうになつた。前島は、非常に喜んで、何かと、氣をつけてくれるから、悪い感じはなかつた。

二週間ほどすると、と、伊藤から、迎ひが來たので、行つて見ると、大した用事を、いひつけられた。

「こんど、官制を改めて、各省と、參議とを別ち、參議は、單純な參議として、各省には、卿を、置く事に、するのぢやから、その官制を、書いてくれ」

「どういふ、御意見か。先づ、それを、承はつてからにしたい」

「イヤ、それは、今、話した丈けの事ぢやから、自分が思ふやうに、書いて見る。悪い所があつたら、直すまでの事ぢや」

「承知いたしました」

役所の方は、休んで、三日の間に、その官制を、書き上げた。伊藤は、それを見て、



「これで宜しい」と、いつた丈で、少しも、手入れをせず、其儘、公にして丁つた。勿論、同僚の間に示して、相談に、かけた事は、いふ迄もない。

それが済んで、間もなく、三月十五日には、太政官權少書記官に、轉任を命ぜられた。餘りに、轉任が、早過ぎるから、前島には、何となく、きまりが、悪い。殊に、最初のうち、出遊つた居ただけに、一層、具合が悪い、と思つた。

兎に角、辭令を、前島に見せた。前島は、火のやうになつて、怒り出した。

「ことに、僕が、希望した、とか、或は、運動がましい事をした、とか、いふのではなく、全く、寢耳に水で、伊藤さんが、獨斷の計ひから、斯ういふ事に、なつたのですから、悪しからず、御承知を願ひたい」

「何でも、よろしい。人を馬鹿にするにも、程のあつたものだ。君は、暫く措いて、全體、伊藤と、いふ奴が、餘りに、我儘すぎる」

「マア、さう怒らずに……」

「これが、怒らずに、居られるか、ベツ」

「それでは、兎に角、僕と一緒に、伊藤さんへ行つて、何とか、話し合つて下さい」

「そんな事は、御免蒙る」

「伊藤さんは、勝手な事をする。あなたは、怒つて居る、と、いふのでは、其間に立つて、僕が、一番に困るから、伊藤さんには、是非、會つて下さい」

前島は、暫く考へて居たが、

「よろしい、それでは、これから、行つて来る」

「一緒に、行きませう」

「それには、及ばぬ」

かくて、前島は、伊藤の所へ行つて、巳代治は、氣を腐らせて、家へ歸つた。暫くすると、前島が、俥で、乗付けて来た。

「オイ、オイ、伊東君、ちよつと、出てくれ」

「その聲は、たしかに、前島であるから、巳代治が、出て見たら、果して、前島であつた。」

「サア、どうぞ、此方へ……」

「イヤ、上るまい」

「ちよつと位、上つても、いゝでせう」

「上る事は、勘辨して貰つて、さつきの詫に來たのだ」

「何ですツて……」

「洵に、相濟まぬ。事情は、すつかり判つた。餘り穢にさはつたので、一時に赫として、君に、失敬な事を、いふたが、ゆるしてくれ」

「其事で、おいでに、なつたのですか」

「かうや」

「そんな事で、御足勞をかけては、洵に、相濟みません。事情さへ判れば、僕は、満足です」

前島と、いふ人は、氣分が、さつぱりして居た。流石に、苦勞人だけあつて、斯ういふ調子を、有つて居た。

前島は、當時、驛頭であつたから、今の遞信大臣に當る。此人が、配下の小西義敬に、申付けて、郵便報知新聞を興させたのである。



高田早苗博士が、此人の令嬢を、夫人にした事は、可成り、有名な事であるが、前島は、故人になつてしまつた。

二

伊藤は、高輪の伊皿子に、宏壯な邸を、有つて居た。借金の爲めに、岩崎へ引渡して、今では、岩崎小彌太の邸になつて居る。

巳代治へ、使ひが来て、すぐ来い、と、いふのであつた。丁度、明治十四年の晩秋、例の北海道官有物事件で、天下騒然たるの時であつた。

伊藤の、座敷へ入る、と、顔色が、甚だ險悪であつたから、巳代治は、何事が起つたものと、考へて、ニヤリと、笑ひ乍ら、席に就いた。

「オイ、飛んでもない事が、出来たのぢや」

「何ですか」

「大隈の奴が、私擬憲法と、いふものを、有栖川宮へ、ひそかに奉つて、宮の手から、陛下の御手許へ、捧げて貰はうとしたのぢや」

「そりや、怪しからん事ですな」

「何しろ、飛んでもない事を、始められて、實に、閉口して居る」

「どうして、判りました」

「宮から、三條さんへ、コツソリ、お示しになつたので、それから、岩倉さんに知れ、吾輩が呼ばれて、それを、聞かせられたのぢや」

「私擬憲法は、御覽に、なりましたか」

「見たが、内容は、つまらぬものぢや」

「どういふ、譯で、そんな莫迦らしい事を、大隈さんが、始めたのですか」

「それを以て、國會促進の、口實にしよう、と、したのぢや」

「さうですか」

「そこで、私擬憲法の駁論を、吾輩の手から、出す事に、なるのぢや」

「成る程」

「それを、ちよつと、書いてくれ」

「兎に角、それを見たいものぢや」

「こゝに在る」

と、いつて、伊藤は、それを示した。

巳代治は、全文を、読み終つて、

「なんだ、こんなものですか。大隈さんも、つまらん惡戯を、爲たものぢや」

「駁論の論據は……」

「それは、承はらんでも、よいでせう。要するに、之は、英吉利憲法の、燒直しですから、我國體に、當嵌らぬ事は、いふ迄もなく、憲法の草案としては、第一に、その體を爲して居りません。すぐに、駁論を書きます」

別室へ入つて、これから、書き始めた。私擬憲法は、矢野文雄が、起草したもので、今になつて、讀んで見れば、

大したものではないが、あの時代だから、問題にもなり、それから、官有物事件で、人心が、動揺して居た爲めに、

一層、問題になつた譯で、巳代治は、急ちにして、駁論を、書き上げた。

所へ、井上毅が、これも、伊藤から呼ばれて、駈付けて來たのだが、巳代治の書いた、駁論を見て、字句の訂正や、



多少の文意は、三人が、協議して、井上が、筆を入れた。  
 ▲此時、伊藤から、岩倉へ送った手紙が、先年、岩倉家の賣立に際して、出て来たのを、伊東伯が、手に入れて、大切に、保存して居る。  
 それから、問題は、大きくなつて、結局は、大隈が、諭旨免官になり、官有物拂下は、不認可になつた。これで、時局は納まつたが、同時に、國會開設の、詔勅が下つた。

翌十五年は、憲法取調のため、伊藤が、ヨーロッパ行を、命ぜられた。巳代治は、隨員の一人として、附いて行く。伊藤は、どういふ譯か、此時には、屬官を、つれずに行つた。巳代治は、旅費の事から、ホテルの事まで、一切の雑用を、處理した上に、行く先々の、憲法學者に逢つて、その意見を聞き、之を筆記するのは、巳代治の役であつたから、その忙しさは、目の廻る程だ。

伊藤は、何から何まで、巳代治任せで、一行の者は、何となく、嫉ましく思つたが、巳代治に、辛く當り、動もすると、面倒な事が、起りかけた。その度毎に、巳代治は、啖呵をきつて、『何も、自分から好んで、こんな、忙しい役を、引受けたのではない。併し、僕が、何もかも、引受けて居るのが、悪いといふなら、せめて、學者の憲法講義を、書取る方だけでも、引受けて貰ひたい』といふのが、常であつた。

これには、一行の連中、頗る弱つて、グーの音も、出なかつた。憲法の講義は、筆記し得ないが、雑用の方なら、引受けてもよい、とは、まさか、言ひ出す者がなく、それを見込んで、皮肉にも、筆記の事ばかり、言ひ出すので、遂には、蔭口を、利く者が無くなつた。  
 此洋行から歸つて、翌十六年には、伊藤に附いて、露西亞へ行つたが、これは、戴冠式へ、參列のためで、すぐに

歸つて来たから、別に、語るべき事はない。

三

明治十七年には、朝鮮に、騒動が起つて、竹添公使が、大失態を演じた。その事變は、田の篇中、金玉均の條に、概略を述べてあるから、それを見て貰ひたい。

全體、竹添の如き人を、朝鮮へ送つたのが、伊藤の失策であつた。竹添を、遣る事に、内定しかけた時、巳代治は、盛んに反對した程で、誰にしても、竹添を、よく知つて居る者は、その不適任で、ある事を、いうて居たのである。京城で、焼打が始まり、領事館が、暴徒に、包圍されて、竹添等が、生命からんで、仁川へ、逃げて来たのは、十二月の五日頃であつた。

丁度、巳代治は、日本橋の、相模屋に、沈没して居たが、伊藤から、使ひが来て、『すぐに、外務省へ、來い』

と、いふのであつた。

相模屋は、檜物町の待合で、どうせ、親孝行のために、行つて居たのでは、なからう。其道に就ては、昔から、猛將の一人で、昨今の、老境に及んでも、今時の、若い者には、退を取らぬだけの、元氣は、有つて居るのだから、三十前後の當時では、發展の程が、思はれる。

何しろ、着流の儘で、来て居たのだから、附近に居る、知り合ひの、辯護士から、袴を借りて、麻裏草履を穿き、俵を飛ばして、外務省へ、乗込んだ。

既に、井上毅が、先着して居て、外務卿の井上馨と、頻りに、話込んで居た。支那公使館へは、電報が、入つて居たけれど、外務省へは、まだ、入電がない。併し、各方面の、情報に依つて、大體は、判つて居た。